

第百六十六回国会 衆議院 經濟産業委員會 會議録 第五号

平成十九年四月四日(水曜日)

午前九時三十五分開議

出席委員

委員長 上田 勇君

理事 金子善次郎君 理事 河井 克行君

理事 新藤 義孝君 理事 中山 泰秀君

理事 宮腰 光寛君 理事 後藤 斎君

理事 近藤 洋介君 理事 赤羽 一嘉君

理事 小此木八郎君 理事 大塚 拓君

岡部 英明君 片山さつき君

川条 志嘉君 近藤三津枝君

佐藤ゆかり君 清水清一朗君

平 将明君 寺田 稔君

土井 真樹君 富岡 勉君

丹羽 秀樹君 西本 勝子君

野田 毅君 橋本 岳君

藤井 勇治君 古川 慎久君

牧原 秀樹君 松本 洋平君

武藤 容治君 盛山 正仁君

森 英介君 矢野 隆司君

山本 明彦君 大島 章宏君

太田 和美君 川端 達夫君

北神 圭朗君 田名部匡代君

細野 豪志君 馬淵 澄夫君

三谷 光男君 柚木 道義君

鷲尾英一郎君 高木美智代君

塩川 鉄也君

經濟産業大臣 甘利 明君

經濟産業副大臣 山本 幸三君

經濟産業副大臣 渡辺 博道君

文部科学大臣政務官 小淵 優子君

經濟産業大臣政務官 高木美智代君

政府特別補佐人 竹島 一彦君

(公正取引委員会委員長)

政府参考人 (内閣官房都市再生本部事務局長次長) 松葉 佳文君

政府参考人 (公正取引委員会事務総局審査局長) 山田 務君

政府参考人 (金融庁総務企画局審議官) 河野 正道君

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 合田 隆史君

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 布村 幸彦君

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 鳥生 隆君

政府参考人 (厚生労働省職業安定局次長) 松永 和夫君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房長) 福水 健文君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房地域經濟産業審議官) 松井 英生君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房商務流通審議官) 大辻 義弘君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 立岡 恒良君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 古谷 毅君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 石黒 憲彦君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 西川 泰藏君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 鈴木 隆史君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 鈴木 隆史君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 鈴木 隆史君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 鈴木 隆史君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 鈴木 隆史君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 鈴木 隆史君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 鈴木 隆史君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 鈴木 隆史君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 鈴木 隆史君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 鈴木 隆史君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 鈴木 隆史君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 鈴木 隆史君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 鈴木 隆史君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 鈴木 隆史君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 鈴木 隆史君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 鈴木 隆史君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 鈴木 隆史君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 鈴木 隆史君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 鈴木 隆史君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 鈴木 隆史君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 鈴木 隆史君

政府参考人 (經濟産業省經濟産業政策局調査統計部長) 細川 政弘君

政府参考人 (經濟産業省貿易經濟協力局長) 石田 徹君

政府参考人 (經濟産業省産業技術環境局長) 小島 康壽君

政府参考人 (經濟産業省商務情報政策局長) 肥塚 雅博君

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長) 上田 隆之君

政府参考人 (資源エネルギー庁資源・燃料部長) 岩井 良行君

政府参考人 (中小企業庁長官) 石毛 博行君

政府参考人 (中小企業庁次長) 加藤 文彦君

政府参考人 (中小企業庁経営支援部長) 松井 哲夫君

政府参考人 (国土交通省大臣官房技術審議官) 竹内 直文君

政府参考人 (經濟産業委員會專門員) 熊谷 得志君

委員の異動 四月四日

辞任 武田 良太君 補欠選任 古川 慎久君

谷川 弥一君 富岡 勉君

土井 真樹君 矢野 隆司君

橋本 岳君 西本 勝子君

増原 義剛君 大塚 拓君

吉川 貴盛君 盛山 正仁君

三谷 光男君 馬淵 澄夫君

鷲尾英一郎君 田名部匡代君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

辞任 大塚 拓君 補欠選任 松本 洋平君

富岡 勉君 谷川 弥一君

西本 勝子君 橋本 岳君

古川 慎久君 武田 良太君

盛山 正仁君 寺田 稔君

矢野 隆司君 土井 真樹君

田名部匡代君 鷲尾英一郎君

馬淵 澄夫君 三谷 光男君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

中小企業対策の充実・強化に関する意見書(熊本県議会)(第二五八一号)

東洋町の高レベル放射性廃棄物処分場誘致に断固反対し、文献調査を断じて認可すべきではないことを強く求める意見書(徳島県海陽町議会)(第二五八二号)

本日の会議に付した案件

連合審査会開会申入れに関する件
政府参考人出頭要求に関する件

海底資源開発推進法案(細野豪志君外三名提出、第六十三回国会衆法第一五号)及び排他的経済水域等における天然資源の探査及び海洋の科学的調査に関する主権の権利その他の権利の行使に関する法律案(細野豪志君外三名提出、第六十三回国会衆法第一六号)の撤回許可に関する件

産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案(内閣提出第一四号)
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案(内閣提出第一五号)

○上田委員長 これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

第六十三回国会、細野豪志君外三名提出、海底資源開発推進法案及び第六十三回国会、細野豪志君外三名提出、排他的経済水域等における天然資源の探査及び海洋の科学的調査に関する主権の権利その他の権利の行使に関する法律案について、それぞれ提出者全員より撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○上田委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○上田委員長 内閣提出、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案の各案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房都市再生本部事務局次長松葉佳文君、公正取引委員会事務総局審査局長山田務君、金融庁総務企画局審議官河野正道君、文部科学省大臣官房審議官合田隆史君、文部科学省大臣官房審議官布村幸彦君、厚生労働省職業安定局次長島生隆君、経済産業省大臣官房長松永夫君、経済産業省大臣官房地域経済産業審議官福水健文君、経済産業省大臣官房商務流通審議官松井英生君、経済産業省大臣官房審議官大辻義弘君、経済産業省大臣官房審議官立岡恒良君、経済産業省大臣官房審議官古谷毅君、経済産業省大臣官房審議官石黒憲彦君、経済産業省大臣官房審議官西川泰蔵君、経済産業省経済政策局調査統計部長細川政弘君、経済産業省貿易経済協力局長石田徹君、経済産業省産業技術環境局長小島康壽君、経済産業省商務情報政策局長肥塚雅博君、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長上田隆之君、資源エネルギー庁資源・燃料部長岩井良行君、中小企業庁長官石毛博行君、中小企業庁次長加藤文彦君、中小企業庁経営支援部長松井哲夫君及び国土交通省大臣官房技術審議官竹内直文君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○上田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○上田委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。橋本岳君。

○橋本委員 おはようございます。自由民主党の橋本岳でございます。

さて、本題に入ります前に、まず一つ伺いたいことがあります。

それは、去る三月二十五日に発生をいたしました能登半島地震についてであります。こちらの方、規模はマグニチュード六・九、震度六強を感じたところが石川県の能登町、七尾市、輪島市、穴水町、それで、お一人の方が亡くなられました、重傷、軽傷合わせて三百人弱の方がそういうけがを負われた、住宅の被害も三百六十三棟全壊云々、そういった大きな被害が出た地震なわけがあります。特に、そうした被害に遭われた方々には、一日も早い復旧を願う、一日も早く普通の生活へ戻っていただくように支援するのが国の仕事だというふうに思っております。

この経済産業省所管のことで、いろいろな分野、多岐にわたると思うんですけども、特に、今回大きな打撃を受けたであろうと思う部分が、やはり中小企業の方々ではないかというふうに思う次第であります。

特に、石川県のこの地域の場合、特産の輪島塗の産地ということもありまして、そうしたところも大変大きな損害を受けた。例えば、これは毎日新聞の記事ですけれども、「市内に約六百三十ある輪島塗関連事業所の大半が何らかの被害を受けた、六千万円の被害を受けた事業所もあるという。」ということでもあります。もともと、年間生産額が最盛期の四割まで落ち込んでいる、その中で被災をされたということ、大変大きな打撃となったであろうということは想像にたかたないわけでありまして。

ぜひそうした方々にも元氣を取り戻して頑張っていたただけるように、国としていろいろな御支援をしていただいていると思えますけれども、そうした中小企業、あるいは輪島塗のような伝統工芸品を含めて、どのような御支援を考えておられるのか、されておられるのか、教えていただければ幸いです。

幸いです。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。

能登半島地震では、伝統的工芸品産業やホテル、旅館等も多くの被害を受けております。経済産業省におきましては、石川県に災害救助法が適用されたことを踏まえまして、地震の翌日、三月二十六日月曜から、被災した中小企業者対策として、次のような措置を講じております。

第一は、政府系中小企業金融三機関、商工会連合会、それから主要な商工会議所に特別相談窓口を設置いたしました。窓口は合計で十五カ所でございます。

第二は、政府系中小企業金融三機関において、災害復旧貸し付けの適用、既往債務の返済条件の緩和を行っているところでございます。

そして第三は、小規模企業共済の災害時即日貸し付けの適用でございます。

第一に申し上げました特別相談窓口には、四月二日までに九十一件の相談が寄せられております。主に、先生御指摘のような関係の運転資金の融資の相談等でございます。言うまでもありませんが、伝統産業に従事する個人事業者、あるいはホテル、旅館などの中小企業の方々にもこれらの措置が適用になります。

経済産業省といたしましては、関係機関との連携を密にしつつ、被災した中小企業の支援等に万全を期してまいっている所存でございます。

○橋本委員 ぜひこの点は、災害に遭われた方々に対して私たちとしても一刻も早い復旧を願うばかりでもありませんし、引き続きしっかりと取り組んでいただきたい。今後、激甚災害指定ということになるかどうかは今調査中というふうに伺っておりますけれども、それが要件が満たされるようであれば、また素早くしっかりと対応をしていただきますように要望を申し上げます。

それでは本題の方に入りまして、今回、経済活性化三法ということで、三つの法律がきょうはその案件として取り上げられているわけですが、私は、その中の一つ、企業立地の促進等によ

る地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案というものについて、特に注目をしておいて、御質問をしたいと思っております。

この法律については、これまでのそうした地域の企業立地に関する法律と異なりまして、産業の業種を指定することなく、地域の方でこんな産業を集積したいのだという計画を立て、国の方で同意をし、それに支援策を講じるということ、地域の特性、強みを生かした企業立地促進を通じて地域産業活性化の実現を目指す、そうしたことで今回新たな法案としてあるというわけでありまして、それで、この法律の話をするときによく出てくる例として挙げられるのが、例えば三重県のシャープの工場の話でありますとか、あるいは、そうした製造業だけじゃなくてという話のときに、出てくるのは、沖繩県がコールセンターを誘致しているというような話でありまして、どうしても、新たな企業を立地させる、新規の企業立地を引っ張ってくるのに役に立つのだというようなイメージがあるわけですが、法律のタイトルをよく見てみると、地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案というふうになっていて、実は、既存のそうした産業集積や活性化をするときにも、この法律は、あるいはこの法律によるスキームというのにはぜひ役立てていただきたいというお心が入っているというふうに承っております。

それで、実際のところ、私の地元、岡山県倉敷市には水島というコンビナートがございまして、この法律の制定というのは大変喜ばしいものである、その立地の企業の方々からも言われている。それはなぜかと申しますと、水島のコンビナートは、既に立地をしてから三十年以上が経過している。したがって、施設が古くなってきているので、それを建てかえをしたいという気持ちがあるわけですが、工場立地法の緑地の規制がかかっている、その規制がかかる前にコンビナートができていて、要するに、緑地の規制が今はかかっていないわけですが、これから

ら建てかえをする、それを守らなければいけない。

そうすると、原則的には二割緑地をつくって工場をつくらないといけないということで、実際に今建てかえをするというところが、その規制がかかっていることによって現実的には困難になっていくということがあり、それは経産省の方にもそうした要望というのをお伝えをさせていただいてありますけれども、今回、そうしたものを取り入れていただいでこの法律の中で採用していただいたということでありまして、この点につきましては、私の地元の企業の方々からも、ぜひしっかりとやっていただきたい、今回取り入れていただいてありがたいというような言葉もいただいております。そうした意味で、大変にありがたいことであると私も思っております。

それで、それに関しまして、今回、都道府県及び市町村が基本計画をつくり、国がそれに同意をして、今申し上げたような、そのほかにたくさんありますけれども、支援策が受けられる。緑地規制について言いますと、その緑地規制を緩和する権限を市町村に与えるということでもあります。ですから、あとは、水島の場合であれば、倉敷市がそうした条例を設けることによって規制が緩和される。

ところが、何でもそうという設計になったかという、要は、これまでの工場立地法でも、都道府県は、及び政令市というのがありますけれども、条例によって地域準則を設けて既に緩和することができたんですね。ところが、これは一都六県四政令都市のみの策定にとどまっています、なかなか活用されていないというのが現状としてあるわけでありまして。

何でこの地域準則の決まりがなかなか使われていないかという、政令市は別ですが、都道府県の場合は、要は、何でもその地域だけの規制を緩めるのかということが県内全般での調整というのがなかなか難しく、ある地域の規制緩和をするということが県では難しかったということ

ろもあるのだというふうに承っております。したがって、今回、市町村にその権限をおろすのだというところは、その現場、その地域の実情を反映させるために適切な対応だったんだと思うんです。ただ、その前提として、今回は都道府県と市町村が共同で基本計画をつくるということになっております。あるいは、そのほか関係者の方も入れて地域産業活性化協議会というのをつくる、その協議をするのだということでありまして、逆に、そういうふうになっていることによって、市町村は例えば緑地規制を緩和したいと思ってい

る、けれども、県としては合意ができない、同意できないといったことになって、円滑なこのスキームの適用みたいなものが阻害されることがあり得るのではないかとこのことを危惧するわけでありまして。

そうした意味で、例えば今のような話で申しますと、できるだけその権限、地方分権という言い方をしますけれども、現場に近い、地域に近い市町村が例えば基本計画をつくるということも、より主体的な役割を持つべきではないか、このように考えておりますけれども、この基本計画づくりに関しては都道府県と市町村の役割についてどのように考えておられるか、教えていただきたいと思っております。

○福水政府参考人 お答えいたします。先生御指摘のように、あの水島コンビナート、日本有数のコンビナートの一つで、そういう集積があるところも今回は活性化していこうというのが法案の一つの大きな目的になっているのも事実でございます。

企業にとりまして、魅力的な立地環境でありまして事業環境を整備するというのは非常に大事なことでありまして、その際に、許可、手続というのは非常にたくさんございます。一説では五十ぐらいあるんじゃないかというようにも言われておりますが、そうしますと、市町村の担当のものと県の担当のもの、いろいろな種類があるわけでございます。

そういう意味で、企業立地を円滑にやっていくというふうなことを考えますと、県と市が一丸となってやっていくというのが不可欠じゃないかというふうにも思っています。先ほどの立地法の関係でいいますと、今度は市町村の方にも提案権があるというふうなことになると思っております。それで、ぜひその辺は、共同して基本計画をおつくりいただいで、立地法の適用等も大いに議論していただければありがたいというふうに思っております。

○橋本委員 そうですね、しっかりと連携ができれば、もちろんそれにこしたことはないと思います。ただ、もしかすると、場合によっては市町村と県とで理解が食い違ってしまうかもしれないといったことも考えられるわけでありまして、もしかしら、そういった場合には国が少し助言をしてあげる、アドバイスをすることといったことも機能としては必要になってくるのかもかもしれないと思っておりますので、ぜひそういった点、御留意をいただければと考えております。

それから、ちょっとこれはこの法律本体とは離れる議論になるわけですが、今回の法律を通じまして、例えば海外に進出しようとしていた工場が日本国内のどこかの地域に入ってきた、あるいは、今までの企業集積みたいなものも活性化して、よりたくさん生産をするようになったというふうなことを期待するわけでありまして、けれども、そうなったときに、ネックになってくるかもしれないと思うのが、地域における雇用の確保の問題だと思っております。

これは、もう既に実は現実でも、景気がよくなったとか、あるいは二〇〇七年問題の対応とかいろいろ要因はありますけれども、水島などのいろいろな企業の方の声を聞くと、現時点で既に雇用の確保はとて難しくなっている。特に、ことし、コンビナートの大企業がたくさん採用を採ったものから、中小の企業の方々までなかなか人手が来ないということで、そうした声をよく聞くわけでありまして。

実は、工場を誘致しても、それを支える、働いてくださる方々がいらつしやなければ機能しないわけでありまして、さらに長期的なことも言えば、少子化ということもあつて、だんだんそうした労働人口というものが減ってくるであろう。まあそれは大分長期の話ですけれども、そうしたことも予想されるわけでありまして、いかにして工場を誘致してきても、そこを担っていた方がいなければ話が始まらないと思うわけでありまして、そうした地域の労働者の方々が不足をしている、あるいはするのではないかとということについて今どのように経産省さんとしてお考えか、教えていただけますでしょうか。

○渡辺(博)副大臣 お答えをいたします。
現在の景気回復の状況の中で、完全失業率というものが四・一％に低下しております。また、失業者数も二百七十五万人ということで、前年に對して十九万人減つてゐる。こういう実態でございます。

一方において、多くの中小企業において、今委員御指摘のとおり、人材不足であるという調査結果がございます。ちなみに、中小企業庁が行いました中小企業人材確保に関するアンケート調査の結果でありますけれども、不足しているというふうに答えた企業が八・五％、やや不足しているというところで三・二％、両方合わせて四〇・五％の中小企業が不足であるという回答をいただいております。そういったことを考えますと、中小企業の人手不足感はない、そのように思っております。

それでは、中小企業にどのような形で人を確保していくか、これは大変重要な問題でございます。

まず、中小企業がなぜ人材確保が難しいかという要因の一つとして、自社の魅力求職者にしっかりと伝えることができなかった、できない、こういう現状があるというふうに思います。大企業であれば、知名度によって、または広告によって、この会社があるということを多くの方に知ら

れていただけますけれども、中小企業はなかなかそういった実態がございません。

こういった観点から、若者の地元中小企業への就職を促進するため、地域の中小企業の魅力とそれから仕事のやりがい若者に体験してもらうなど、若者と中小企業の橋渡しを進める取り組み、いわゆる若者と中小企業とのネットワーク構築事業というものを、平成十八年度から全国三十八カ所のモデル地域で始めていこうとございまして、

さらに、中小企業の製造現場で働く若者の人材育成にも取り組みを始めておるわけであります。地域の産業界と工業高等学校とが連携いたしまして、若手技術者の育成のためのプログラムを開発、実践する事業、いわゆる中小企業ものづくり人材育成事業ということで、全国三十のモデル地域で始めていこうとございまして、

ちなみに岡山の例でございますが、岡山においては、つやま新産業開発推進機構というものがございまして、この機構が中心となりまして、津山地域のステンレス加工に携わる中小企業の若手技術者の育成を実施しているところでございます。

このように、平成十八年から実施している事業については、ことし十九年度においても、引き続き、これらの施策を通じて中小企業に優秀な人材が確保できるように取り組みを支援してまいりたいと思つております。

○橋本委員 そうした若者に対するいろいろな体験などを促進するということは大変重要なことだと思つております。ぜひしっかりと取り組んでいただきたい。

さらに関連をいたしまして、例えば私などで申しますと、小学校のときに遠足で例えばコンビニナートの製鉄所とかさういふところに見学に行つて、なるほど、こういうところで皆さん働いているんだというのを感じて帰ってくる、そうした原体験みたいなものがあるわけでありまして、実は、そうしたことに小さいころからなじんでいるというのは大事なことなんだろうというふ

うに思います。

そうした意味で、小学校、中学校、高校など段階はありますけれども、教育の中において、そうした職業、産業に関する体験、あるいはカリキュラムの中に取り上げること、今、そうしたことについて実はさらに充実をしていかないといけないのではないかと。もちろん、学力不足の何だかの勉強も大事なんですけれども、そうした社会科見学というか、体験みたいなものも大変重要だと思つております。

そうしたことにつきまして、ぜひ、きょう文部科学省さんにもお越しをいただいておりますので、文部科学省さん、経済産業省さんそれぞれ、教育の中での職業教育と申しますか、そうしたもののについての取り組み、お考えを教えてください。

○布村政府参考人 お答えいたします。

職業教育についてのお尋ねでございますけれども、学校教育においては、先生の御指摘のとおり、早い段階から児童生徒に、職業観、勤労観、そして職業に関する知識、技能を身につけさせることが重要でありまして、その際にも、体験的な活動が極めて有効であると認識してございます。

具体的には、小学校三、四年生ですと、既に教科書の方でも、近所のスーパーマーケットの見学や職場インタビューという記述を載せ、あるいは五年生の段階では、町工場や自動車工場の見学や職場インタビューという形で教科書にも記述されております。それを参考に、全国の学校で具体的な工場見学などを展開いただいているところでございます。

また、特に平成十七年度からは、公立中学校において、五日間以上の職場体験をキャリア・スタート・ウィークという言い方をして、全国の中学校でできるだけ五日間以上の職場体験をしていただくことというのを推進しているところでございます。

今後とも、多様な形で、小学校の段階であれば職場の知識を得る、中学校で職場体験、そして高

校でインターンシップという形で、体系的な形で、学ぶこと、働くこと、そして生きることのとうとさを実感させるという教育の充実に努めてまいりたいと思つております。

そういった際には、経済産業省との連携、また経済団体との連携協力を図りながら、充実に努めてまいりたいと考えてございます。

○渡辺(博)副大臣 早期における職業教育というのは大変重要であるということは私も同感でございます。

したがいまして、経済産業省といたしましては、小中高を対象にいたしまして、働くことのおもしろさを体系的に体験、理解できるようにするための、地域の産業界の協力のもと、民間主体の経験やアイデアを生かした地域自律・民間活用型キャリア教育プロジェクトというものを推進しております。

具体的に申し上げます。全国二十九のプロジェクトが立ち上がつてございまして、約三百校、約三万五千人の生徒を対象に、産学連携によるキャリア教育が展開されるよう支援しております。子供の多様な職業観の醸成につながつたというふうに思つております。

具体的に申し上げます。特徴的なところでございますが、佐賀県のNPO法人は、事前学習で十五時間、地元商店街の買い物客や商店主にインタビュー、売れ筋のニーズ、こういったものを調査しております。

そして、体験学習で約三十三時間、空き店舗を利用して、販売体験、陳列、値づけ、売り方等を事前学習をもとに工夫して実際に体験をする。その際特徴的なのは、銀行が融資をしているということでございます。

そして、事後学習で三時間でございまして。収支決算を行います。会社設立時に融資を受けた金額を返済するというところでございまして、利益を寄附や学校の植林に還元しているというような実態事例がございまして。

このように、さまざまな取り組みに経済産業省としても取り組んでいく、推進していく所存でございます。

○橋本委員 ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思ひます。

それではもう一点、最後になりますけれども、今回のこの法律のさまざまな支援措置の中で、いろいろ国として補助したり、あるいは税の減免をしたりとかそういうことがあるわけですが、これはやらなきゃいけないだろうというものが、実は、手続のワンストップ化の話だと思ひます。

先ほど、答弁の中でも五十程度の手続というのがありまして、また資料をちょっと配っておりますけれども、もう詳細は読みませんけれども、これだけたくさん規制がかかっている、企業の方にとってみると、これだけ全部クリアしないと企業立地できないということになっているわけでありま。

そうした現状を踏まえて、今回の中で、例えば第二十七条の中で、関係の省庁、関係される団体は連携をするのだということ、また、関係省庁連絡会議というの設置をされているというふうな同っていますし、ブロックごとにそうしたワンストップサービスをする窓口をつくるのだということも伺っております。また、県、市町村についても、今回の基本計画の中でそうしたことをつくるといふこと、つくるといふか、そうした方針を基本計画に書いてねということになっているわけでありま。

進めていかれようと思ひているのかということ、その取り組み。

あともう一つ、そうした企業と実際に接する窓口というのができるわけでありまして、そうした方々は、逆に、今の規制あるいは実態に合わない点などが一番よくわかるわけですよ。センサーになるわけですよ。そうした意味で、新たな政策をつくるためにその窓口からフィードバックをしていくような機能というのが、ただ窓口をやるだけ

じゃなくて、大事なのではないか、そうした現場の知恵をくみ上げる場所としても機能するのではないかと思ひますが、そうした機能を持たせてはいかがかということ、御見解を伺えれば幸いです。

○甘利国務大臣 外国に出ている企業が撤退するとか、あるいは再投資をためらう理由の中に、行政に対する不満というのがあります。それは、行政が不透明であるということ、結論がちつとも出ない、見通しが立たない。ですから、それを逆手にとつて、今回の企業立地産業集積法では、できるだけワンストップサービスを進めていく、それから透明な手続にする、結論を早く出す。それを中央省庁でもやるし、中央の最先機関でもやるし、地方でもやったださいということになっているんですね。

これによって行政に対する不満が相当解消されると思ひますし、その窓口では、現場のニーズがどこにあるかということをしつかり把握できると思ひます。その情報をしつかりフィードバックして、より企業立地促進に資するような、問題点解決に資するような体制をとっていきないうふうな考えておりまして、おっしゃる通りに、現場の情報をそのワンストップ窓口でしつかり把握するということとは極めて大事だと思ひます。

○橋本委員 それでは、もう残り時間一分ほどですけれども、最後に一点だけ。

ワンストップ窓口をつくるということは大変いいことだと思ひし、今大臣がおっしゃっていたように、機能されることを私も望みますが、その前提として、要はこれだけさまざまな規制がかかっているのだということが、実は、簡素化をすることも長期的には考えていかないといけない問題なのかというふうにも思ひます。

そうした点につきまして、現時点でのお考えを最後に一言聞かせていただければ幸いです。

○甘利国務大臣 いろいろな許認可手続があります。そういう中、もちろん、整合性をとって迅速に進めていくために連携体制というのはとつてお

りますし、それは中央でも現場でもとつていけるわけでありま。

そうした中から、現場の知恵として出てくるものについては、行政の側で、組み入れることのできるものについては適宜組み入れていくという姿勢はとつていきたいというふうな思ひます。

○橋本委員 以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○上田委員長 次に、馬淵澄夫君。

○馬淵委員 民主党の馬淵でございます。

きょうは、この経済産業委員会におきまして質疑の機会をいただきました。本日は、経済成長戦略大綱関連三法案、法案審議ということでござい。また、甘利大臣に、この経済成長関連三法案、これにもお尋ねをさせていただきます。また、経済産業省としてさまざまな中小企業向けの施策あるいは経済施策をされておられますが、これら大枠についてもお尋ねをさせていただきますというふうな思ひます。

まず、この三法案でございます。本日、私、甘利大臣にお尋ねをさせていただきますと思ひておりましたのが、中小企業地域資源活用促進法案、この法案の中にその他関連施策として組み込まれました地域中小企業応援ファンド、これについてお尋ねをさせていただきますというふうな思ひます。

いわゆる甘利ファンドと称されているとお聞きをしてありますが、地域中小企業応援ファンド、これは、大臣が就任後、昨年の十二月二十二日、記者会見におきまして、伸びゆく中小企業あるいは地域で自立的に活動する中小企業、こうした企業に対する応援のファンドというものを考えた、このように表明されて、地域中小企業応援ファンドとして新たな活用方法ということを模索されたというふうな理解しております。

五年間で二千億円程度の投資あるいは無利子の融資枠をつくっていく、そしてこれは、新たに組成するのではなく、現行独立行政法人中小企業基

盤整備機構、以下、中小機構と呼ばせていただきますが、この機構の中にあります高度化事業に対する融資の枠を使って、このファンドの中で中小企業の応援をしていこう、このように考えられたというふうな理解をしております。

さて、今回、このような形で中小企業の自生的な活動をさらに高める、あるいは地域における資源の活用をしていただくために、何といつても中小企業というのは財政的基盤が弱いものです、そこに対して金融措置を図る、それを現行の独法中小機構の資金を使ってより機動的に資金が流れる仕組みをつくる、私は、これ自体は大変すばらしい発想であると思ひます。甘利大臣がまさに力を入れて甘利ファンドと呼ばれる形で進めようというふうな思ひというのは、私もよく理解できるわけでありま。

ところが、こうした資金を、新たに事業として造成する、別途予算措置を図るというのではなく、現行の独法の中小機構で行われている高度化事業、ここで用意されている資金枠を使うんだということでございます。

では、なぜ、ある意味、余剰の資金、こうしたものが生まれているのかということに目を向けますと、昨年の九月二十一日に会計検査院がこの独立行政法人の中小機構の事業に対して会計検査を行っております。そして、その中では、会計検査院から、高度化事業、これは中小企業の支援を行うということ、貸付事業を行うわけでありまが、この高度化事業において、十分な貸付残高がない、逆に言えば、余り借りられていない、あるいは繰り上げ償還が行われている、それがゆえに資金的な余裕ができていということが指摘されております。

この中小機構の高度化事業、まずこの事業の中でお金の使われ方ということをしつかり見直さなければ、当然ながら、同じようにファンドを組成しようとしても、結果としては何ら中小企業の資金の流動化に寄与するものではないということになってしまひます。

○甘利国務大臣 私みすから 今回提出をしている法案の中で、ワンストップサービスが大事だ、行政の透明性とスピード感が大事だと言っている当事者のスピード感がないのではかなえの軽重が問われる、おっしゃるとおりであります。企業にとって、投資判断をするのは、結論を早く出してもらわないと、事業資金を寝かせるわけでありますから、このスピードアップは極めて大事だと受けとめたいと思っております。

それから、従来の高度化資金で、この職になる前のように全国から陳情をいただいているのは、人の借金まで背負うわけでして、この負担がたま

らぬということで、そうでなくても返すのが大変なのに、撤退した人の借金まで背負ってどうやっていくんだという話がいつぱい来しました。これは私も何とかならぬのかと。

現状では、つまり、自分の分ともう一人分までということになっているんです。正直な話、これがどれくらい軽減になるのかというのは、画期的とはなかなか言えないという思いがします。では、自分の分だけできるかという、なかなかそれは連帯保証の世界ですから難しい。できるだけ私は何か知恵を出していきたいというふうな現状では思っております。

○馬淵委員 私も中小企業の経営者でございました。この中小企業の支援というのは、手続の部分あるいはハードルの部分というところは、大きな障害要因となつてしまっていますので、今大臣の方からも、どのような形でやれば一番具体的に早急な措置となるのかというのは難しいというお答えもございましたが、ぜひこの二点につきましてお取り組みをいただきたいというふうに思います。

さて、経済産業省、こうした形で、中小企業支援という形で支援を行われているわけでありますが、私自身は、もちろん予算措置をしてさまざまな支援という方法があると思うんですが、中小企業側でいえば、もちろん補助金をいただくというのにはありがたいんですが、ただ、補助金をいただくこととする意思を持って事業を立ち上げるといふのは全く逆だと思っております。事業を立ち上げる意思があつて、マーケティングをみずから行い、そしてお客様のニーズに合った商品やサービスを提供する、その中で補助金を目を向けるというの、経営者としてはやはりその次の段階、あるいはよほどの状況のときということではないかというふうに思います。

その意味では、経済産業省の支援の仕方としては補助金というのは一つの取り組みの方法なのかもしれませんが、所管ではないかもしれないが、経営者側からすれば、人件費等の負担やあるいはコスト減ということを考えたときに、例えば

社会保障費の事業主負担側を減ずるとか、そういった方策の方が現実的な中小企業の支援策になるのではないかと私自身は思っております。これは当委員会の議論ではないかもしれませんが、中小企業支援策というのを今申し上げたような全体の大きなスキームの中で考えていく必要があるということをお願いしたいというふうに思います。さて、この中小企業支援策、補助金という形でさまざまな施策が行われるわけでありますが、この補助金の使われ方ということについて一歩踏み出して議論をさせていただきたいと思うわけでございます。きょうは、この三法案の審議ではございますが、補助金の使われ方という部分について、一つの例を取り上げてみたいと思ひます。

エコ・ステーション事業というのがございまして、「エコ・ステーション クリーンエネルギー自動車普及をめぐって」ということで、私の手元に今パンフレットがございまして、これは、ガソリンで走る、あるいはディーゼルで走るといった車とは違って、石油に頼らない低公害なクリーンエネルギー自動車、今ハイブリッド車等々普及が進められておりますが、まさに、電気あるいは天然ガス、メタノール、LPガス、こうしたクリーンエネルギーで走る車を普及させていく。車をつくるのは当然自動車会社なわけですから、車をつくる側への支援、あるいはそれを購入する側への支援もさることながら、燃料の補給というインフラ整備も重要なポイントとなります。この燃料の補給のステーション、いわゆるガソリンスタンドのかわりになるもの、これも経済産業省としては支援していこうということで、これについては補助金を出してさまざまな事業を進めてこられました。

このエコ・ステーション補助事業というものでございますが、これは、エコ・ステーションと呼ばれるガソリンスタンドにかわる電気やあるいは天然ガス等のエネルギー供給スタンド、基地ですね、それをつくっていく上にさまざまな補助金が交付されます。

このエコ・ステーションのパンフレットを見ますと、三つの補助金が準備されております。一つは、設置費補助金ということで、電気自動車用であれば一基当たり三百万円、天然ガス自動車用であれば一件当たり八千万円の補助金が交付されるということでございます。それ以外にも、運営費補助金というのがございます。天然ガス自動車向けにしまして年間一件当たり百九十八万六千六百円、これも補助金が交付されます。また、改造費補助金というのがございます。これは、天然ガスの自動車向けに一件当たり一千七百万。三つの補助金が経済産業省・資源エネルギー庁から交付されるわけでございます。

そして、この交付の仕組みとしては、公益法人でございますが、財団法人エコ・ステーション推進協会というのを設置され、そこから補助金が申請事業者に渡されるといふ仕組みになっております。私は理解をしております。

さて、こうした補助金の制度でございますが、今申し上げたような制度、この目的と、そして、今三つの補助事業ということで私のパンフレットから読み取らせていただいているわけでありますが、概要ということで補足する部分がございます。したら、事務方の方から御答弁いただけますでしょうか。

○上田政府参考人 ただいま先生の御指摘のとおりでございます。平成五年から平成十八年度までそういった事業、設置費補助金、運営費補助金、それから改造費に関する補助金、この三つの事業を行っております。

○馬淵委員 平成五年からということでございます。

さて、この天然ガス自動車向けのエコ・ステーション、天然ガスを車に注入するんでしょうか、ガソリンスタンドのようなもの、これを設置するのに一件当たり八千万円の補助金が出るということでございます。これが金額が変わっておりますね。何年にどのように変わりましたか。これは事務方で結構です。お答えください。

○上田政府参考人 ただいま一件当たり八千万円の補助を行っておりますが、平成十七年度にこれを見直しまして、それ以前は九千万円だったものを八千万円に引き下げました。そう減額いたしました。そういう経緯がございます。

○馬淵委員 平成十七年度までは九千万円出ていたわけですね。そして、平成十八年度から一件当たり八千万円に減額されました。

さて、この天然ガスエコ・ステーション、現在、平成十九年の三月末、これは何基ございましてでしょうか。今私の手元にあるのが平成十八年三月末現在なんですが、全国で二百六十五カ所の天然ガスのステーションがあるわけですが、現時点、三月末で何カ所ございましてでしょうか。そして、昨年末は何か所ございましてでしょうか。二点、お願いします。

○上田政府参考人 現時点、平成十九年の三月末でございますが、天然ガスステーションにつきましては、現在、累積で二百八十の補助事業がございます。その他、電気、LPガス等々さまざまな……(馬淵委員「天然ガスだけ」と呼ぶ)天然ガスだけだと二百八十でございます。

それから、平成十七年度末の数字でございますが、手元の資料によりますと、天然ガスのスタンドだけの累積の補助件数が二百六十七であったと承知しております。

○馬淵委員 十七年の三月末が二百六十七、十八年の三月末が二百六十五、そして、ことしの三月末が二百八十。ちよつと減つて、またふえたんでしょうか。こうした形でエコ・ステーションの設置状況がある。天然ガスですね。

さて、この天然ガスエコ・ステーションの建設費用というのは大体どれくらいなんですか。これも事務方で結構です。端的に数値だけお答えください。

○上田政府参考人 低公害車ガイドブックというのを二〇〇四年に環境省、経産省、国交省で作成しております。その設置に要する費用は、概算、今のさまざまな費用、圧縮機のユニット、そ

れからガスを蓄積するユニット、デイスペンサー等々を含めまして、費用をいたしまして大体九千万円から一億二千万円ぐらいと試算されているところでございます。

○馬淵委員 九千万円から一億二千万ということですが、ほぼ九千万円が補助金の上限額として準備されていたわけですから、設置のお金の九割方あるいは全額に近い形でこの補助金が出るという事業として経産省・資源エネ庁はこれをつくってこれたわけでありまして。

さて、昨年の六月でございました。六月二十七日に、全国で一斉に各紙が報道いたしました。

私の手元の記事にございますのは、これは東京ガスさんでございますが、昨年の六月の二十六日、これは東京ガスさんが外に発表されたわけでありまして、国が補助金を提出する天然ガス自動車向けの燃料スタンド、エコ・ステーションの建設工事の入札をめぐるグループ会社四社が談合と疑われる行為を行っていたと発表した、このように新聞でも全国に報道されました。

これは東京ガスさんだけでなく、全国同じような形で、各地域地域でガス会社さんが、グループ会社の中で談合と疑われる行為を行っていたと発表されているわけでありまして。これはみずからが発表されました。

さて、これを受けまして、昨年の七月二十五日、公正取引委員会は、この問題に対しまして、独占禁止法違反の疑いで立入検査を始められたわけでありまして。

つまり、この一億円、九千万から一億二千万とおっしゃっていますが、その大半が公費で賄われるこうしたエコ・ステーションの建設工事が、談合が行われている。これは公正取引委員会が指摘したのではなく、みずからが公表されたわけでありまして。みずからが公表されて、そして、それを受けて公取は独占禁止法違反の疑いで立入検査を始められたわけでありまして。

公取の独占禁止法違反行為への対処は、これは、一般からの報告、申告という形で、いわゆるその事

件の端緒となる部分として情報を入手する。これは、一般からの報告、自身が言われているわけですから申告でございます。そこで、次に行政調査に入られた。これが立入検査でございます。

個別のことをお聞きしているわけではありませう。今、現状の中で、行政調査が終わってどういう状況であるのかということ、その手続として、公取の方から端的にお答えいただけますでしょうか。

○山田政府参考人 御指摘ありましたように、エコ・ステーションの事件につきましては、現在、鋭意審査をしているところでございます。

現状を申し上げますと、現在、最終的な措置をとるための事前手続の段階にございまして、関係人に對しまして、今後予定される排除措置命令及び課徴金納付命令の内容を通知したところでございまして。

今後、関係人からの意見の提出を受けまして、公取としての最終的な決定をしたいと思っております。

○馬淵委員 ありがとうございます。

いわゆる排除措置命令あるいは課徴金納付命令の前の段階で、事前通知、これは排除措置と呼ばれる行政手続に入られたわけですね。この次に、意見申し述べや証拠提出の機会等々を経て、そして命令が出される、そこに来ていたということではありません。

民間のこうした取引の中で公正取引委員会が立入検査まで行う、これは極めてまれなことではないかと私は思うわけですが、これは、どうしてこのような形でこうした民間の取引というところに踏み込まれているんでしょうか。公取の方でお答えいただけますでしょうか。

○山田政府参考人 このエコ・ステーションの建設工事につきましては、補助金が出ているということもありまして、工事を施行するに当たりましては競争入札を義務づけられている、そういう状況でございますので、入札の段階での競争が制限されている疑いがあるんじゃないかということ

調査をしているものでございます。

○馬淵委員 公取の御指摘のように、競争入札の中で談合の疑いがあるということでありまして、つまり、これは補助金が出ているというのが非常に重要なポイントなんですね。これは、民間が民で行っていることということでなくて、公費が、建設費の大半が国の補助金で賄われているという点をまさに重視したということのあらわれであると、今の公取のお答えの中に私は思いが込められていると思うわけでありまして。

さて、経済産業省としては、当然ながらに、こうしたエコ・ステーション事業を推進する上で、この談合問題、これは、公取は、国のお金、公費が使われていることに対して十分な是正なり行政措置を行わねばならないとして行動を起こされてるわけでありまして、所管する省庁として、このような事件あるいは疑いがあるという状況の企業に對して、あるいは関係者に對して、どのような対応をされていられたでしょうか、お答えください。

○甘利国務大臣 先生お話しのように、事業の大半が補助金で行われている、それから、発注は財団でありますけれども、財団に對して、そういうこともこれであり、競争入札で業者の選定を行うようにという指導がなされているわけでありまして、にもかかわらず、談合を疑われるような行為があつたということで、これは当事者から申し出があつたということでありまして。こういうルールに従ってちゃんとやってもらわなきゃならないのは、もう言われるまでもありません。

今、公取からも答弁がありましたように、調査をしているさなかでありまして、当方としても、今結果を見守っているというところでありまして、今後、調査の結果、本事業に関する問題が明らかになつたという場合には、法令に照らして厳正に対処をするということにいたしております。

○馬淵委員 当然ながら、所管省庁として、この疑いがあるという行為について、結果が明らかになれば厳正な対処をする、と今大臣から明確な御答

弁をいただきましたが、さて、この補助金、九千万が八千万に減額をされ、今日どのような形になつておりますでしょうか。これは事務方で結構です。端的にお答えください。

○上田政府参考人 エコ・ステーション補助事業でございますが、この事業については、平成十八年度で終了することにいたしました。したがって、平成十九年については予算の要求をしておりません。

○馬淵委員 つまり、この設置補助金は廃止をされたわけでありまして。

エコ・ステーションを推進するそのエコ・ステーション推進協会、私の手元には、先ほど申し上げたように、十八年三月末現在二百六十五カ所設置をされているということと状況報告されている、公益法人、財団法人のパンフレットがござい

ます。

ここには、少なくとも十八年三月末を過ぎた以降、「なぜ、エコ・ステーションが必要なのか」と、パンフレットにも明確に、その理由をみずから問い、みずから書かれています。

「エコ・ステーションの整備の充実が望まれていて、車とインフラが相伴って普及してこそ大きな効果が生まれるのです。」そのとおりです。そしてさらに、ここには「今後もさらなるエコ・ステーションの整備が期待されています」と書かれています。つまり、エコ・ステーションの事業については、少なくとも、推進をしていくという意思がこの協会のパンフレットの中にも盛り込まれていると思われまして。

しかし、この設置補助金に関しては廃止ということになりました。この廃止の経緯、これを端的にお答えいただけますでしょうか。つまり、このような補助事業を行つたけれども、談合の疑いがあるような形になつてしまつていて、これによつて廃止をされたのか。この廃止の経緯、これを端的にお答えいただけますでしょうか。大臣、お願いします。

○甘利国務大臣 結論から申し上げますと、目的

が達成をされたという理解をしたわけでありまして、天然ガスも含めて、天然ガス以外にもあると申し上げましたが、電気とかエタノールとかありますが、全部含めて全国に三百七十カ所の整備が行われた。エコ・ステーション補助事業が所期の目的を達成したということで廃止をするということであります。

○馬淵委員 当初の目的が達成されたと言われておりますが、当初の目的が達成する直前の段階でも、まだ推進するとこの公益法人は明確に明示されているわけですか。そして、このエコ・ステーション談合問題が発生した段階で、この設置補助金の廃止を決定された。

別の観点からお尋ねをします。

さて、このエコ・ステーション推進協会、これは公益法人でございます。財団法人エコ・ステーション推進協会、これが設置をされたのが平成の五年でございます。エコ・ステーション推進協会設立許可申請書というのが当時の通産大臣森喜朗殿という形で、当時の所管省庁大臣に設置許可願が出されているわけであります。

このエコ・ステーションの運営については、実はさまざまな指摘がございました。昨年の四月の十一日、行革特と呼ばれる行政改革特別委員会におきまして、我が民主党の同僚の小川議員がこのエコ・ステーション推進協会の運営について指摘をしています。

先ほど申し上げたように、このエコ・ステーション推進協会の三つの事業、設置補助金は今廃止とおっしゃいましたが、もう一つございます。運営費補助金。これは、年間百九十八万六千円、エコ・ステーションを設置した事業者には一カ所当たり百九十八万六千円、二百万円弱のお金があるわけですが、このエコ・ステーションを設置した事業者はこの公益法人は賛助会費というものを徴求しております。

この賛助会費、見ますと、これが一口当たり五万円、そしてエコ・ステーション会員と呼ばれる補助金の受給事業者に対しては五十万円以上、十

口以上の賛助金の参画というのを要望されています。賛助会費は、これは「賛助会員となることです。」「という、できる規定になっているわけですね。なければならぬではないんです。これはできる規定ではあります。少なくとも、補助金を出すのはエコ・ステーション、公益法人です。そして、このエコ・ステーションから九割方、ほとんどの建設資金を受けてつくった事業者に対して、当初三年間は十口以上の、五十万円以上の賛助金を賛助会員として払うことができるとなっているわけであります。

これは、昨年の行革特で我が同僚議員がこれを指摘しました。そして、これは幾ら何でも、できる規定といっても実質はキックバックと同じじゃないか、このような指摘をしているわけであります。これについては、昨年のその行革特の委員会の中で、いや、これは四月一日から、昨年ですね、四月一日からの規定は修正をしましたと答弁をされています。

今回もその確認をさせていただいたわけでありますが、確かに、このできる規定というのはございますが、少なくとも区分、エコ・ステーション会員区分というのをなくしたということであります。当初三年間五十万円以上をその公益法人に支払うことができる、でも実質はこれは支払えと言っているのと同じだと思ふわけでありますが、この規定を削除した。当初三年間というのは運営費補助金がいただける期間なんですね。運営費補助金が国から出る間はこの中間に立っている公益法人に渡しなさいと、まあ私から見れば、言っているに等しいですよ。こういう規定があった。これを、これはいかぬということを取りやめられたんだと思います。

私には、資源エネルギー庁から、石油流通課の方から、「経済産業省としては、いやしくも不適正な補助金執行が行われているのではないかと」という誤解を招くようなことがあつてはならないということから、平成十八年度からは、補助金受給者を他の事業者と区分している規定を廃止するよう協会

を指導し、協会はこれを受け、平成十八年度から当該区分を廃止しています。」「という御回答をいただきました。

さて、昨年、行革特で我が同僚議員がお尋ねをしておりますが、改めてこの賛助金の廃止の経緯について、その理由と、今私には、「いやしくも不適正な補助金執行が行われているのではないかと」という誤解を招くような」と、こういうふうに表示されているわけでありますが、経産省としてはどのようなお考えでこれを指導されたのか、明確な御答弁をいただきたいというふうに思います。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のエコ・ステーション推進協会は、今まさに御指摘がありましたように、平成十七年度までは、エコ・ステーション運営補助事業を受給している事業者とそれ以外の事業者を区別いたしまして賛助会費をいただいております。そのような規定を持つてございました。

その根拠でございますけれども、まさに今御指摘がありましたように、賛助会員規則に規定されているとおり、あくまで協会の事業に賛同する方自発的な協力をいただくという趣旨でございました。

しかしながら、今まさに御指摘がございましたように、先生御質問いただいたことの繰り返しになりますけれども、私も経済産業省といたしましては、いやしくも不適正な補助金執行が行われているのではないかと誤解を招くことがあつてはならないという考えのもと、この区分を廃止するよう協会の指導いたしました。協会は、昨年の三月十六日の理事会において、当該規定、区別を取りやめるということを決めまして、四月一日から実施をしておるということでございます。

○馬淵委員 いやしくも不適正な補助金執行の誤解を招くというふうに言われるわけですが、経産省は所管の省庁なわけですから、これは不適切だった、このようにはつきりと断じるべきじゃないでしょうか。

さて、エコ・ステーション推進協会、この公益

法人に対して、経産省のOB、いわゆる経産省を退官された方がこの推進協会には行かれていますでしょうか、お答えください。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の財団法人エコ・ステーション推進協会でございますけれども、本年三月末をもって解散をしたところでございますけれども、この協会の専務理事として、国家公務員出身者でございました当省の出身者が在籍をしておりました。

○馬淵委員 解散の話は後ほどお尋ねをしたいと思います。このエコ・ステーション推進協会にはOBが勤められておりました。常勤の専務理事、この方が経産省の出身の方でいらっしゃいます。その方の最終官職は何でしょうか。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。

最終官職は、通商産業省資源エネルギー庁長官官房総務課経理審査官の地位でございます。

○馬淵委員 資源エネルギー庁からこのエコ・ステーションに、いわゆる天下りをされているわけですね。

そして、このエコ・ステーションという公益法人にどのような形で他に天下りがあるかなとちょっと見てみますと、つい先日、我が党が予備的調査を要求し、そして予備的調査報告書が届けられました。いわゆる省庁から事業という形で契約なり補助金が出ている、そこに対して、天下りと称される公務員が行かれています。法人ということで、独立行政法人や公益法人、さまざまな法人をピックアップしていただきました。これは大変な分量で報告書が上がってきたわけでありますが、そのうちの一つを見ますと、ここにちゃんと載っております。

財団法人エコ・ステーション推進協会、公益法人として、当該団体における取締役相当役員数ということで、総数二十一、うち常勤一。そのうち国家公務員再就職者は五で、常勤が一。一分の一で、うち常勤一〇〇％ということ、つまり、常勤で勤められている方は、まさに天下りの指定席のようにエコ・ステーション推進協会の中

に資源エネ庁の方々が勤められている。そういう公益法人でございます。

そして、この公益法人、繰り返し申し上げますが、大半が国のお金でその設置事業費を出している。この公益法人が運営されるために必要だと、年間二百万の補助金も運営費として出している中で、五十万円以上を賛助金として要求している。

私、繰り返しお尋ねしたいんですが、この仕組みが、先ほど来、当初の目的は達成されているとか、あるいは誤解を招くなどという言葉で大臣が語られるのは、私はいかがなものかと思うんですね。大臣が、経済産業省の中で、まさに安倍内閣の重要な閣僚のお立場で、やはりこういうものについては徹底的にうみを出すんだ、こういう強い姿勢を示していただかねばならないではないかと思うわけでありませう。

甘利大臣、今事務方の御説明をいただきました。そして私は、事務方から御説明をいただいたことの補足を加えながらこの当委員会において指摘をさせていただいているわけでありませうが、大臣、今こうした議論の中で、このような公益法人のあり方ということについてはいかがお考えでしょうか。大臣の政治家としての御所見、お願いしたいと思います。

○甘利国務大臣 当省に限らず、その役所が所管する業務に関して、公益法人に事業のための補助金が出る。その補助金が、この一部がフィードバックをされるようなスキームではないかと疑われるようなことは排除していかないといけない。そのための改正の指導は行ったわけでありませう。そうした公益法人に対するいわゆる天下りと言われている問題であります。私としては、とにかく、そこに向いた人間が技術的な指導等々、必要な人材であるかどうかということをしつかり確認することが大事だと思っております。民間との人事交流は別といたしまして、公務員の再就職については、今、総理の指示のもと、渡辺大臣のところまで全体のスキームを組んでいるわけでありませうから、そのできえをしつかり見て御議論をいただければというふうに思っております。

○馬淵委員 大臣、私、これは本当に問題だと思ふんですね。こういったことは経産省のみならずだと思ふんですね。

国民が、まさに中小企業、私なんか、何度も申し上げるように中小企業のおやじです。中小企業の立場からすれば、本当に毎日、運転資金を必死になつて集めて、そして、わずかな社員かもしれないが、その社員や社員の家族のためにと汗水流して働いている。そういう庶民の感覚からすれば、一方で、公益法人を、国がある意味所管です。財団法人をつくって、国の事業で補助金が出て、そして、そのお金を九割方以上、ほとんどの建設費を出して渡している。その渡した上に運営費もさらに渡すから、キックバックでそこにお金を出させる。そして、さらにはそこで談合が起きる。これは、天下り、談合。そして、この法人、国の公費を、まあ無駄遣いとは私はあえて申しませう。でも、これはそう見えるじゃないですか。

この仕組みを、経産省の中で、どんなことがあつてもこれは正しにやらぬというぐらゐの強い意思を、大臣、これはこの場でお示しをいただくことはできませんか。いかがですか。

○甘利国務大臣 出た補助金、さつきフィードバックと言いましたけれども、正確にはキックバックですね。(馬淵委員「ごめんなさい」と呼ぶ)いやいや、私が間違えた。先生の表現が正しいんだと思ひます。そういうことを疑われるようなことは排除していくというきちとした姿勢で、その種のことがあるかどうかは注意をしていきたいと思つております。

○馬淵委員 注意どころか、厳しい対応をしていただきたいと思うわけでありませう。さて、この財団法人、どうなつていますか。先ほど解散ということでしたが、これについてちよつと経緯を、端的で結構です、御説明

ただけですか。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。

この財団法人エコ・ステーション推進協会は、平成五年に設立されたわけでありませうけれども、その目的としておりましたエコ・ステーションの普及や広報といった事業を実施し、天然ガス自動車等の普及を促進してきたところであります。

この協会は、設立以来、十四年間の活動を振り返りまして、全国的な天然ガス自動車等の普及促進に一定の成果を上げてきたという認識をみずから示した上で、先ほど御説明を申し上げましたように、エコ・ステーションの設置に関する当省の補助事業が十八年度をもって終了するという事態を見据えまして、協会が本年二月に解散の決定をされました。

定款上は、解散の決定を理事会でした上で経済産業省の解散の許可を受けるという手続になつておりましたので、本年三月二十七日にこの許可を受け、三月末をもちまして同協会を解散いたしました。四月一日以降は、関係法令に従ひまして、清算手続に入つておられます。

○馬淵委員 先ほどお尋ねをした、天然ガスエコ・ステーションは何基ございませうかというお話でありませうが、平成十八年三月末、二百六十五カ所から二百八十カ所、十五カ所ふえただけでございませう。

そして、繰り返し申し上げますが、この推進協会は、「なぜ、エコ・ステーションが必要なのか」と、十八年の三月末以降のパンフレットでも、「今後もさらなるエコ・ステーションの整備が期待されています」とうたつておられるんですね。

そして、先ほど、三月二十七日に解散決議をこの公益法人において行つたとお話しになられましたが、三月二十日の段階のエコ・ステーション協会のホームページには、その設置の補助金は廃止になつた、しかし、「運営費補助金については、交付決定を受けた事業者の方には、予定どおり平成十九年度以降も交付される予定です。詳細につ

いては、追つて当協会からご連絡いたします。」このように書かれておられるんですね。

つまり、先ほどのお話を聞いていても、当初の目的は達成されたというのは余りにも唐突ではありませうか。これは、推進協会が、二百六十五カ所、そして一年後に二百八十カ所、しかし、設立の申請許可書を見ると、その当初の目標設置数等々、別に書かれていません。そして、このような形で外向けにも発信をされているわけでありませう。

ところが、今御指摘をさせていただいたように、この推進協会には、談合が行われる、そんな談合の温床となつておられる事業を十分に管理監督ができていなかった。さらには、キックバックと見られても仕方がないようなお金が推進協会に戻るような仕組みとなつていた。また、天下りという形で進め、この協会の中に資源エネ庁からの役人の方が入つていられる。さまざまな問題が起きていく中で、今の状況でいけば、私から見れば、これは慌てて店じまいさせたとしか言いようがないんじゃないでしょうか。

これは逆に、大臣が、こういったことに対しては厳正に対応していくんだという姿勢を示されるのであれば、このようなものを改めて問題ありと判断したのでこれは解散をさせたいというぐらゐの明確な意思を示していただく必要があるのではないかと思ひます。それでも大臣は、当初目的は達成されたとおっしゃいますでしょうか。いかがですか。

○甘利国務大臣 先方は二月の十四日に決めたわけでありませうが、こういう政策は国が主導しますけれども、最終的には民間でやつても補助金漬けでやるということは民間経済上も適切ではない。ですから、基本的に、この種の政策はすべてフィードアウトしていくことになると思ひます。

ただ、フィードアウト的であつたかというよりも、唐突ではないのか、その裏にはそういう思い

があつたのではないかとあります。私は、国が先導するのはいつまでもやめてはいい、民間の力が育ってくるのを待つて、それと入れかわらなさいけないという基本的な思いであります。

この財団の設立趣旨を持つていというところで、私、実は、この質問が出たときに持つてこさせたわけでありまして、そういう中で、この財団自身の設立趣旨というものが、低公害自動車の普及促進ということのために持つてあるというところでありまして、国がやるべきは、初期動作を立ち上げる、ある程度のところに行つたらもう民間とバトンタッチをして、必要があれば自分たちでやつていくということでスイッチをする、そういう大方針に従つて解散をしたというふうに理解しております。

○馬淵委員 解散をしたこと自体は、私はよかれと思つていますよ。しかし、繰り返し申し上げますが、国がお金を出して事業をさせて、それは大半のお金を出して、そしてさらに、運営費を渡したうちの一部を戻させて、そこに天下りをしている、さらには談合が生じている。これは、今の国の抱えている最大の課題の部分なんですよ。ですから、私は、大臣が経産省のトップとしてこのような形に対しては明確な姿勢を今後も示していただきたい。これはもう解散をしていますからよかれですよ。しかし、ほかにもあるかもしれない。これは、大臣、所管のトップとしてしっかりと御対応いただきたいと重ねて申し上げたいと思います。

そして、最後になりますが、この天下りの問題、まさに今渡辺大臣が取り組まれています。我が民主党も、この天下り禁止に対しては明確な対案を示していきたい。我々は、中途半端な人材バンクなどという話ではなくて、完全禁止を訴えていくわけでありまして。

調の大臣の所見がここに書かれております。

甘利経産相、甘利大臣のお名前が載つておりますが、ここには、「途中から自分の行き先を心配して就職先とのコネクションをつけるような思いを(官僚に)抱かせながら仕事をさせるのはいいかなものか」と続いた。」と書かれております。「続いた。」というのは、その先に語られているのは尾身財務大臣でございます。尾身大臣は、「五十歳ぐらいからポストのない人を転職させるのは公務員制度全体、国全体として必要だ。机の上で考へていることと話が違ふ」と一喝。」つまり、反対をされているわけでありまして。

甘利大臣は、この天下りの禁止に対してはどういうスタンスなんでしょうか。そして、きょうの新聞にも出ておりますが、この天下りの禁止に対しては、すべての非営利法人、つまり公益法人、今回のようなエコ・ステーションのような財団法人も含めるべきであるという一歩を与党も踏み出されたと言われています。この天下り、認可法人等、公益法人、独法、特殊法人、認可法人、これをすべて合わせると四二・六%、いわゆる官職を離れた方の大半がここに行かれるわけです。営利企業に就職されているのは一三・四%。これは、〇六年八月十五日までの一年間に退職した国家公務員の内訳であります。

公益法人やこのような法人にまで踏み込まない限り、この天下りの温床というのは断ち切れないんです。そして、今申し上げているように、天下りの法人は、談合や、あるいはキックバックや、うな、そんな状況が生まれるわけですよ。そして、慌てて大臣が解散を命じなきゃならぬよな、大臣、この天下り規制に対して、大臣は新聞紙上では批判的なお立場の論調の御意見を述べられていますが、大臣がどのようなお考えを持つていかをこの国会の場の答弁としてお答えいただきたいと思います。

○甘利国務大臣 私がずっと通して申し上げているのは、透明な仕組みをつくらなさいいけない、それから、公務員のモチベーションが喪失するよな仕組みであつてはならない、国家のために奉職しようという意気に燃える才能豊かな人間が集まつてくれるような仕組みでなければならぬというのが基本であります。

勸奨退職というものが事実としてあるわけでありまして。やめてくださいという話ですね。やめるのは勧めるけれども、後はあなた、自分でハローワークに行つて勝手に探してねということにはしたくないのであります。また、そうなつてしまつと、現職の公務員が、もうそろそろそういう時期かなと思つて、自分の本来業務の仕事もそぞろで、次にどう生活の道筋をつけていこうかというところに気持ちの半分以上がそがれているのであればいい仕事ができないということを申し上げたのであります。

民間企業でも勸奨退職というのはあります。その際に、恐らく民主党さんとしては、雇用者を守るという立場から、やめていつてくさい、多少退職金積み増してあげますから、後はあなた、ハローワークでねという対応はとらぬと思ひます。ちゃんと企業の責任として、第二の人生を考えろと。

ですから、全体のパッケージとして、では、勸奨退職というのをなくすのか、全員が定年まで勤め上げて、しかも定年と年金開始がちゃんとつながるといふようにするのか。それも、私自身は余力の上からいって賛成できませんが、一つの考え方です。そういう全体のパッケージで示さないと、勸奨退職というのは現実としてある、後は知りませんというところで本筋にいい公務員が集まつてくるかということをお心配しているということでございます。今、全体パッケージを政府が提案いたします。それをぜひ御議論いただきたいと思ひます。

○馬淵委員 全体でということではございましたが、その部分については我が党も対案を示しながら、天下り禁止、公務員制度改革についてはまた別の場で議論をさせていただきたいと思ひます。

○上田委員長 次に、後藤斎君。○後藤(斎)委員 三法に入る前に、先週の質疑からいろいろな、都市と地方であるとか、中小企業のあり方とか、今回のこの法案に間接的にかかわる事項が幾つか数字的に公表されたものがあるので、その点について冒頭ちょっとお尋ねをしたいと思ひます。

先週、国土交通省から〇七年の地価公示がされました。その中では、いろいろな見方があると思ひますが、十六年ぶりに全体として公示価が上がつてきたということでもあります。

ただ、内容を見ると、やはり東京圏、名古屋圏、大阪圏、いわゆる都市部の部分が、そうではない地方の分がまだ減少している中で、引つ張る部分で上がったというふうな見方が正しいのではないかなと思ひますが、これは、この三法にもかかわつてこれがこれから続いていくのかどうか。

そして、この地価というのは、いろいろな見方がありますが、経済の体温だといふふうにも言う方もいらつしやいます。地価が上がつていところろは体温が正常ないし若干異常値もありますが、そうではない地方は体温が今低下をして非常に元気がないといふふうな見方もあります。

大臣は、〇七年の地価公示のこの数字、どのようにとらえられておりますでしょうか。冒頭、お尋ねをしたいと思ひます。

○甘利国務大臣 まず、前段の景況の状況、日銀短観等々に関してありますが、四月の二日に日銀短観の三月調査が公表されました。製造業や中小企業で景況感に一服感が見られるのではないかと、立ちどまつてはいないけれども、ちよつと一息ついているという部分が見られるということでもあります。業況のよしあし全体を図る業況判断D

I、いいと思うのからそうではないというのを引きいたあの数値でありますけれども、この水準はまだ高いわけであります。

それから、〇六年度の設備投資計画の実績の見込みも前年度比でいうと九・五％の増加でありますから、堅調と言っているかと思ひます。

総じて見ると、企業部門というのは引き続き好調であるということを全体として評価ができると思ひます。

それから、公示地価の件であります。三月の十二日に公表をされたわけですが、三大都市圏の地価は十六年ぶりに上昇に転じた。その一方で、地方圏の地価は、これは十五年連続で下落をしているわけであります。こういう中で、三大都市圏それから地方都市ともに、高級住宅地であるとか、高度な商業、業務機能が集積した一部の地域で地価が上昇しているわけであります。

これらの最近の指標は、我が国経済が民間中心の成長を続けていることを示しております。他方で、都市部と地域の間では景況感にばらつきがあるということを示しているわけでありまして、景気の回復におくれのある地域に景気のいいところのエネルギーを波及させていくということがこれから重要だというふうに思っております。

〇後藤(斎)委員 大臣、日銀短観の部分でいえばそういうお答えになると思うんですが、ただ、大企業と中小企業で、現在の景況感と先行き、三ヶ月後ということですが、特に中小企業の方々は製造業、非製造業ともよくない。「さほど良くない」、「悪い」という部分が増加をしているというところは事実であります。

これは、今回のこの三法も、中小企業の観点というものも当然あるんですが、やはりここをまずどうとらえるかということ、一方で、新経済成長戦略ということで全体の成長力を上げていくという部分と、その中のこの三法の位置づけというものがあつたんですが、直近の意向調査でも、まだ中小企業はやはりなかなかよくならないという考えが強いというこの点については、大臣、どの

ようにお考えでしょうか。

〇甘利国務大臣 景気の回復過程というのは、まず製造業から立ち上がってくる、それで非製造業がついてくる。もう一つの見方は、大企業が立ち上がって、後で中小企業がついてくる。だから、この二つをあわせると、一番時差があるのは、大企業の製造業から立ち上がって、一番最後は中小の非製造業という順序になってくるわけであります。

今回も、大企業製造業に一服感で、非製造業が少しいいのかというふうな、その部分では景気の立ち上がりのタイムラグに従って立ち上がってくるということが言えているんだと思ひますが、要は、中小企業が、製造業はともかく、非製造業は余り元気がないし、製造業も少し一服しているところであります。

でありますから、今回の三法、特に地域資源活用と新企業立地法、これは地域の自立成長力をつけるという意味で極めて大事でありますから、この政策効果をできるだけ早く、時差がないように立ち上げていきたいというふうに思っております。そして、それをもつて地域間格差あるいは大小間格差あるいは業種間格差をできるだけ埋める、あるいは景気の上昇の追隨性をよくしていきたいというふうな考えをしております。

〇後藤(斎)委員 大臣、これでこの項は終わりですが、そうはいっても、大企業も、やはり三月調査では、製造業においても、最近で、「良い」と言われている部分が三ポイントから先行きの部分では二六に落ち込んだり、非製造業においても、「良い」というのが三〇ポイントから二八ポイントに落ち込んだり、中小企業の方がもう少し落ち込み率は高いんですが。

ということも考えると、やはりこの足踏みというか、さつきは大臣が冒頭おっしゃられた、成長戦略というふうな言つても、なかなかそうはならないよというのがこの実態ではないかなという思ひがありまして、大臣、こはやはりよくウオッチをしていただきながら、後でちよつとそれぞれ

の制度の評価とかいろいろお聞きをしますが、やはりそういうものと関連をさせながら、先ほどの馬淵議員の話のように、税投入をする企業としない企業の差とか、このまま普通の市場原理に任せれば都市と地方の格差がもつと大きくなって、そこで政策的にこの三法のような予算や制度をつくって対応する、この趣旨自体は私は全然間違つてはないと思ひますが、こういう実態に現在あるということはぜひベースに置きながらやはり議論をしなければいけないということを申し上げたいと思ひます。

大臣、それともう一点、これは一部の新聞だけですが、きのうの夕刊にかなり大きく出た、いわゆるNOVA商法、ちよつと違つたところで有名になりましたが、最高裁の判決が出ました。そしてこれは、後ほどお尋ねをする産活法の中で、サービス産業の生産性の向上という項がございまして、それにも関連するので、あえてちよつとお尋ねをしたいと思ひます。

昨日の最高裁の判決では、NOVA、これは外国語学校のNOVAでありまして、中途解約の清算方法、従来やつたものを違法という判断を下しました。これは、過去のいろいろな経緯があるというふうなお話を聞いております。そして、これは特定商取引法のいわゆる六業種の中の一つであつて、そしてこの法の解釈があいまいだということ、利用者の方とNOVA、会社側といういろいろ裁判の幾つかケースになつたこの判決であります。

従来から経産省は、NOVAとしたら、経産省と十分相談をしながら今の割高清算方式という形で清算をしたことをとらえず許してきた。しかし、利用者側から見れば、いや、中途解約金が高過ぎて、実際、自分の手元に少ないということ、法廷闘争に持ち込まれたわけなんです。

ただ、これも、いわゆる生産性ということとサービス産業で言つておるときに、これはポイント制ということで対応しておるらしいんですが、一ポイントで一レッスンを受講できるポイント制ということ、例えば契約時に六百ポイントをま

とめて購入すると、一レッスンが四十分当たり千五百円になり、例えば二十五ポイントしか購入しない受講者は一レッスン四十分当たり四千円と、二・六倍の開きがある。要するに、まとめてやつたらお得ですよ。

ただ、実際、教える先生が少くないとかいうことも含めてのトラブルであるというふうにお聞きをしていますが、やはりこれは、生産性というものを余りサービス産業で集中し過ぎるということ、これも起こるのかなという一つの事例だと思ひます。

少なくとも、この判決を踏まえて、特定商取引法の解釈のあり方も含めてやはり見直すべきだというふうな思ひますが、その点についてはいかがでしょうか。

〇甘利国務大臣 今、具体的事例として出されたNOVAは、この案件は私は別に悪質な案件だとはこの今の解約に限って言えば思ひついていないのは、我が省もそれでいいですよと言つたわけですから。

例えば、スケールメリットの話ですね。百まとめて買うのと五十まとめて買うのと、一個当たり単位は百まとめて買った方が安いというのは商売の原則ですから。それで、百まとめて買って、五十使つたところでやめた。それは百まとめて買った単価でいいですよということにしますと、例えば私がユーザーだしたら、最初から五十しかやるつもりがなくても、百買いますよ、それで五十のところ、やはりやめましたと言え、正直に五十必要だから五十買うという人が不利になつて、うそをついて、百買うと言つておいて実は五十のところをやめた、それに近いところの単価、例えば六十だと幾らですよ、四十だともいいですよという間の安い方を使いますけれども、これはそれでいいと我が省が答えた。それ自体は悪質な行為でも何でもないと思ひますが、ただ、裁判所は、それはだめよ、やはり百でして

ださいということです。これは裁判所の判断ですから、それはその判断に従うというのが法治国家です。NOVA自身も、もう既にそういうスタイルでちゃんと以降はやっていくということでもあります。

ただ、考えようによっては、ちょっと頭のいい人は、百で申し込んで途中でやめちゃうというのが横行しないか。そうすると、商売原則自身がなかなか難しくなるという思いはあります。

法は法で、裁判所の判断は判断で、これは民事ですけれども、判断は判断ですから、それに従ってやっていたらいいことになりません。

○後藤(斎)委員 これは後ほどの産法でもう一度確認をしますが、大臣が最後にお答えになった部分で、やはり消費者保護という立場を契約の自由よりも、上位に置いたと言っている方がちょっと適切でないかもしれませんが、をより優先したということではないかと思うんですね。

これは、例えばサービスの生産性を考えるときにも、労働力、資本の単価、一単位当たりどのくらいの効率性があるかどうかといういわゆる生産性ではなく、後でも触れますが、やはり、お客様、消費者が満足するかどうかという指標というものが正しいという一つの意味では事例的なかなというふうに、私、この報道という判決を見て思いました。

そして、私、この三法というのは、前回も御質問したように、方向性は決して間違っていないし、正しいと思います。ただ、前回もお尋ねを、ちょっと時間がなかったので、きょうは少しき

ちつとしますが、大臣の前々任者の平沼大臣の際に、○一年の五月二十五日に新市場・雇用創出に向けた重点プラン、十五項目が出されています。きのう、これは、どのくらいの予算を使っているのか、いわれる政策評価というペーパーをまとめていただきました。いろいろ効果があったということもお書きになられているんですが、ただ、私は、大臣、常にとは決まっていますが、往々に

して、先ほどの補助金の問題もそうですが、それぞれ大臣が責任を持ってまとめられるもの、政府として全体としてやられるもの、いろいろなターゲットがありまして、それぞれ評価をしながら新しい制度にやはりつなげていかなきゃいけないと思うんですね。

私は、いわゆる平沼プランと言われているものがきつと評価をされた上で今回のこの三法や新経済成長戦略が出たのかなというふうに考える、ちょっとクエスチョンマークがつくんです。

特にそれは、このいわゆる平沼プランの三項目にある「開業創業倍増プログラム」というところがあります。前回、これも若干触れさせていた

ましたが、当時の○一年のときから「新規開業を五年間で倍増させることを目標として」というくだりがございまして。大臣、これを数字的に見ると、実際そうなのではないわけですね。むしろ、○一年の当時からいうと減少傾向にある。大臣、よろしいですか。減少傾向にあるというのが現実であります。

開業の数が増えたとすると、もちろん廃業なされる方もたくさんいらっしゃることも事実であります。それが、開業の方が廃業よりも多い方が経済全体としては元気になる。これは、地域という部分でもそうですし、国全体でもそうです。ですから、この開業創業倍増プログラムというのは本当に正しい方向性だったと思うんですが、これについて資料をきょう朝いただいたんですが、数字的に見てもそうではないという数字をいただいています。

大臣、私は、これから企業で、いろいろな地域や中小企業という冒頭大臣に申し上げた部分、短観の話や地価の話もそうですが、仕事をみずからつくり上げていくという経営者がたくさん出てこなければ、いわゆるこの三法も、絵にかいたもちになっちゃってしまうような可能性もやはりあると思うんですね。ですから、この平沼プラン、特に開業創業倍増プログラム、五年間で倍増といったものが、結局それが倍増ではなくてむしろ減少に

なっちゃってしまっている、これについてはどういうふうに大臣は評価されますか。

○甘利国務大臣 おっしゃる通りに、平沼プランがスタートして、改善しない、事態が悪化しているんじゃないかと。開業率の変化を見ますと確かにそうなんです。開業率の変化を見ますと確かにいろいろな案件があつて、大学発ベンチャー千社とか、それはうまくいったわけでありまして、それで、政策を打ち出すときに全項目うまくいくの、一番いいのでありますけれども、なかなかそうはいかないというところに葛藤があるのであります。施策を打つときには、過去の施策の効果を検証して次に打っていくのか。政策評価の部署をちゃんと各省ごとにあるわけでありまして、それを政府全体として評価もしているわけであり

ます。そうした場合で今何が必要かということが問われているわけでありまして、私自身は、海外に進出した企業が結構国内回帰を考えている、その際に、では、なぜ海外で再投資をしないのか、帰ろうかなと思っているのか、そこをちゃんと洗ってみると、行政のスピード、透明化、ワンストップ、そういう点に課題がある、だったら、それを対処できるような国内整備をすべきではないかと。

それから、都市部と地方の格差が指摘をされている。その際に地ならし政策も必要である。交付税で最低限の地ならしは必要である。あるいは地方共通税みたいな議論もされている。東京にばかりお金が集まっちゃうわな仕組をどうするんだ。まあ、東京からは反対されていますけれども、そういういわば地ならし政策と同時に、実は、地方の自立を考えるとしたら、地方自身に税収や雇用を生み出す仕組みをつくっていかなくちゃいけない。それには、地域の資源を活用して、それをどう企業化していくかが課題だ、そう思っています。提案したつもりであります。

これが政策効果が上がるように、いずれにしても国民の血税を使うわけですから、無駄がないように、政策効果が上がるように努めていきたいと思っております。

○後藤(斎)委員 大臣のおっしゃるとおりの部分があると思うんですが、こういうパッケージというか、トータルとして大臣もいろいろなお考えが当然あつて、今の中小企業や地方をもっと元気にしたい、産業立国もエネルギーも、もう多岐にわたるのよくわかるんですが、新経済成長戦略も前の二階大臣からの流れの中でももちろんおつくりになっている部分も当然あるんですが、大きなパッケージでつくつたものを、やはり全体を評価するということも私は必要ではないかなと。もちろん、パーツのそれぞれの項目をどうだということも必要だと思わんですが、そうでないと、本

当に税が投入されるときにどういうふうな効果があつたのかなかつたのか、なかつたときには、では、それをどういうふうな形で例えば新規に振り向けるのか、やはりそういう議論でないと、何か目くらましみたいなことでやっていると酷評をする方も、今回の三法、そんな指摘もありました。私はそういう部分はあつた意味では少しは当たっているのかなと。

むしろ、きつとそういうそれぞれの時点できちんと評価をした中で、足りない部分、新規にどうしても必要な部分、そういう視点からやはりやらないと、三千近くあるという法律がベースをつくってそこに予算や制度というのが具体的に回っていくわけですから、そういうものが、全部その三千を読み通した人というのは世の中には大変少ないかもしれませんが、重点でこういう形でまとめて、今回も新経済成長戦略の中の特に三法だということで議論をしているわけなので、ぜひそういう視点をもちながら対応していただきたいという要望であります。

大臣、次に産法の部分に入りますが、今回、サービス産業の生産性の指標というふうについて、法律の中にも、三十条ですか、実際、サービス産業の生産性を上げるというふうな項目がござい

いただいたように、だから、生産性という議論だけで果たしていいのかというふうに思います。特に、サービス産業の中に例えば流通業、小売業も入りますが、昨年、いわゆるまちづくり三法の中で、大規模小売店舗、ことしの十一月以降は一万平米以下に基本的には立地が制限されるということですが、トータルとしたり、例えば売り場面積の生産性というのを考えると、売り場面積当たりの単価、売り上げであるとか利益率であるとか、多分そういう指標が出てくると思うんですが、それだけで計算をしていくと、本当に大きな日本の数社というのが今ジャイアンツでやっていますが、そうではない中小の、地方の例えばスーパーマーケットの経営者の方は、そうではない、立地であるとか品ぞろえであるとかで努力をされています。

ただ、これから流通業が本当に寡占状態に例えなると、消費者の方から見れば、五百メートルから一キロ離れたところにスーパーがあったものが例えば廃業をしてしまった、そういう事例は今全国でたくさんありますが、では、実際、先ほどお話をした顧客、消費者の方の利便性ということを考えて、確かに生産性は、坪単価はもしかしたらマクロで見れば上がったかもしれませんが、そうではないという状況が当然あるわけですよ。昨日、いろいろ経産省の中でも御議論をした資料をちょっと見させていただきました。私も土日に本を一冊だけ買って、「いかに「サービス」を収益化するか」という、これはハーバード・ビジネス・レビューというもので、結構簡単に読める本だったんですが、この中にも重点的にポイントで書いてあるのは、顧客、消費者の方がどういうふうに満足をしていただけるか、そのときに一番大切なことは、今までの終身雇用の日本的な経営戦略ではありませんが、どんな形でその企業に尽くして、自分の会社をもっと収益性を上げるかというのをきっちりと従業員の方も理解をするかというように、要するに従業員満足度みたいなことが書かれています。という多分裏返しでないと、

サービスの生産性だけを議論すると、ちよつと違った方向にいつてしまうのかなという気持ちが出て来ません。

そして、具体的にこの産活法の中の三十条の中に、これから生産性を高めながら、そしてほかの方に具体的に認定機関も設けながら、サービス、生産性の向上について検討していくというふうな規定になっておりますが、では、具体的にその認定をどうするかということ、そして、そのサービスの生産性ということだけで議論をすると違った方向にいつてしまうのかなというふうに思うので、やはりそこには、お客様の満足、例えば、大臣はよく行かれるかもしれませんが、東京には一泊百万円くらいのスイートルームのホテルがあるというふうにも言われて、テレビで見ましたけれども、京都とかいろいろなところのしにせの旅館では一泊二十万、三十万で泊まりになる方がいらつちやって、そこでは、おもてなしの心とか個室で食事ができるとか、要するに、生産性がもしかして低いのか高いのかというの、お客様が満足するということの中でやはりお金を支払うということだと思ふんです。

ですから、安ければ収益性を上げればということだけではいけないという感じがしてならないんですが、大臣はその点についてどのようにお考えでしょうか。

○甘利国務大臣 サービス産業に製造業の改善手法を持ち込むということはできるし、やるべきだということとはよく理解しますけれども、サービス産業の効率性というのを他の産業の効率性でそっくり当てはめることができるかという、そうもいかないうところがある。サービスは目に見えないし、供給と消費が同時であります。

例えば、一時間二万円のエステサロンがあったとする。至れり尽くせりのサービスが行われる。では、効率を上げるために、うちはよそが一時間でやっているのを十五分でやってあげます、料金は二万円ですと言ったら、来る人はいませんか。

そこで大事なことは、生産性というのは、ある資本投下が付加価値を生む効率をいうわけでありまして、サービス産業においては、おっしゃるように、お客さんがどう満足するか、CSI、コンシューマー・サティスファクション・インデックス、顧客満足度指数ということが大事で、お客様がどう満足度上げてくれるか、この視点が大事だということはおっしゃるとおりであります。

サービス産業のすそ野というのは広過ぎるんですね。物を販売するのから、小売流通もサービスだ。あるいは、エステその他のような、お客さんにいわれる見えないサービス、そういうのもサービスだ。あるいは、BツーBでいえば、業務をアウトソーシングするの、その受ける方もサービスだ。いろいろあるわけですね、一概の物差しではかつて一概の処方せんが書けないということがありますから。

今、サービスの生産性、この生産性というのは、付加価値を効果的に生むという意味での生産性ですけれども、それを上げるための研究会というのを立ち上げて、それが一通り作業が終わって提言を取りまとめまして、これをサービス産業の各業種ごとに具体的な施策として落とし込んでいくための協議会というのを、広範な識者を集めて立ち上げる予定になっております。そこで業種ごとの処方せんというガイドラインといいますか、そういう手法といいますか、そういうものができればというふうに思っておりますし、先ほどお話が出た、認定とおっしゃいましたか。(後藤(斎)委員「認定」と呼ぶ認定についても、サービス産業は多種多様でありますから、一律に何をするといいことではないですね。機微に合った対応ができればというふうに考えておまして、間もなく協議会というのを立ち上げたいと思っております。

○後藤(斎)委員 大臣、わかりました。私もかなり共通する部分があつて、やはりそこで、まさに多種多様だというのがサービス産業というのは一番重要な点かなと。例えば定食屋に行つて、サービスですよというふうな大臣もおしんこをもらったことがあるでしょう。そのときは、サービスという概念は、その使い方は無料だという部分ですよ。ですから、いろいろなものが絡み合つてサービス産業というものがいろいろな部分ででき上がっているところはずいぶん配慮していただきたら、認定をする作業、そして生産性という概念を、私は生産性という言葉が本当に正しいかどうかよく理解がまだできないんですが、やはりその工夫というものをぜひお願いしたいなど。

これは事務方にその観点でちよつと一点お尋ねをしたいんですが、法案の概要という資料でもいただいておりますが、日本のサービス産業は米国の六割程度の水準にとどまっているという指標を、ほんと六割というのを示されているんですが、これはどういうふうなことで計算をしているんでしょうか。簡単に結構ですが、その根拠をちよつと教えてください。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。アメリカと比べて日本のサービス産業の生産性が六割程度だというその根拠ということでございますが、これは、各国の産業別の付加価値額を労働投入量で割つたそういったデータをOECDがデータベース化したしております、そのデータの中の二〇〇二年度のデータ、具体的なサービス産業の労働生産性、これを米国と比較いたしました結果、我が国の卸・小売業あるいはホテル、外食等のサービス産業、これがおおむね米国に対して六割程度の生産性の水準になっているということでございます。

例えば、コンビニエーター関連サービスだと六一%とか、卸売・小売業では五八%とか、ホテル、外食では五七%、そういった数字がございます。そういった数字を参考にしているということでございます。○後藤(斎)委員 今お答えをいただいた部分で、やはり労働生産性というところに特化した数字であるということではよろしいんですね。いわゆる

る労働生産性です。

ですから、六割という数字が出ると、我が国のサービス産業全体として米国よりも何か比較劣位にあるようなイメージが直観的に言えはするんですね。やはり、そうではない要素がたくさんあつてというふうなことで先ほど大臣お答えをいただいたようなことで、やはりこの六割がベースではなくて、いかにこれからサービス産業全体がある意味では消費者の方に支持をされて、収益性を個々の企業が上げながら、なおかつそれがマクロでよくなつていくかということではないと、六割だからもつと上げるといふ観点ではないというふうには思ふんです。

大臣、これは、先ほどもちよつと指摘をさせていただいた、要するに、いろいろな業種で仕事を改めたい、いわゆる開業をしたいという方がいらつしやいます。でも、身近で見ると、ほとんどが例えば飲食関係のチェーン店であるとかエステ関係のチェーン店であるとか、本場にある店が工場をしていられるサービス産業ということをやっているというのは結構少ないです。周りを見ても、ですから、よく言われる、去年のまちづくりのときも議論になりましたが、どこの地域に行っても、同じような全国チェーン店の看板が並んでというふうなことであります。

これは、それぞれの地域でやはり創業したい、開業したいという方々がたくさん出てくる、そういう意欲を持つ、それを後押しする施策というのが、平沼プランが、基本的には、少なくとも開業創業倍増プログラムが失敗をした、成功はしなかったというところをベースにすれば、開業をもつと促進する、特にサービス産業を身近に見ても、がすく多と思うので、改めて、その点についてどのような目標を設けながら、そして、サービス産業全体をチェーン店化することが生産性を上げる一つの手段なのかもしれないが、経産省としては、どのような目標づくりと、それを後押しすることを開業という部分でお考えでしょうか。

○鈴木政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど先生御指摘になりました、廃業社の数が開業社の数を上回っているということは、経済活動を担っている企業の数が減少するというところでございまして、先生御指摘のとおり、経済活性化を図る観点からは好ましいことではないというふうに考えております。

我が国の経済の活性化を図っていくためには、やはり、ベンチャー企業あるいはサービス産業を中心とした中小企業等の創業とか、そういう成長を促進していくことが非常に重要なことであるというふうにも考えております。そのため、政府といたしましては、これまで、例えば最低資本規制の撤廃であるとか、それから、無担保、無保証人で融資できる新創業融資制度の創設、それから、国民各層の起業とか独立意識の喚起を目的としたドリムゲート事業とか、こういういろいろな開業促進策を講じてまいつたところでございます。

このような施策の効果もありまして、我が国の開業数でございしますけれども、平成十一年一十三年の平均では十五・一万社から、平成十三年一十六年の平均では十六・八万社というふうな、先生のあれでは微々でございしますけれども、着実に増加をしてきているというふうなことであります。しかし、長期にわたる景気後退とか、それから、個人や銀行等の非常に厳しい経済状況の中でのリスク回避志向という高まりの影響もございまして、開業、創業数の目標達成、これは、先生御指摘のとおり、非常に難しい状況になっております。

そこで、経済産業省といたしましては、平成十九年度におきましても、新創業融資制度とかエンジェル税制の拡充、こういうものを実施いたしまして、さらなる開業の拡大を図るための取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

それから、開業と別に廃業の問題もございします。この廃業を低下させるという政策もまた非常に重要だと考えておりまして、そのため、本法案での強化をねらいにしております中小企業再生支

援協議会、これによりまして、全国での事業再生の支援とか、それから、最近人手が足りないというところで事業承継がなかなか難しくなつて、そのために廃業せざるを得ない中小企業の皆さんがおりますので、そういう事業承継支援などの施策を引き続き推進してまいりて、経済活性化に資するように努力してまいりたいというふうに考えております。

○後藤(廣)委員 大臣、今の局長の答弁の部分は確かに方向性として正しく、ただ、実際にやはり目標どおりになっていない。私自身は会社の経営者ではありませんが、私はよくいろいろな方とお話をすると、やはり個人保証が諸外国と比べれば非常に重い部分。私も連帯保証人になつてくれという方がいらつしやいます。私はお断りしていますが、やはり、連帯保証人にならなければ銀行が融資を実際してくれない。むしろ、今月の百万、二百万をどう運転資金で銀行から、友達から借りられるかと悩んでいる経営者の方がたくさんいらつしやると思ふんです。

それで、アメリカが日本よりもまだ元氣だと言われているのは、前回の委員会でも御指摘をしたとおり、基本的には開業数の方が廃業数よりも多いという多分あかしではないかな。そのときに、例えば倒産をしたり破産をしたりしたとき、どこまで個人や企業が例えば食べるくらいのお金が残るかという、いわゆる差し押さえ禁止財産の範囲というのに関係してくると思ふんですね。特に、アメリカの連邦倒産法では、例えば、結婚しているというところで経営者の方を見ると、事業に失敗しても四百万程度の住居が残り、七十万程度の自動車が残る、家具や身の回り品、生命保険契約に基づく権利など、一応生活できる財産は残されているというふうな差し押さえ禁止財産の範囲がそうです。

日本はそうにはなっていない。日本の法体系も、民法や破産法の部分でいろいろな改正はされておりますが、一方で、開業するときに、不動産を買ふんじやなくて、借りたりして店舗をつくつ

たりするケースだと、いろいろな部分で大体五百万円から一千万円くらいの開業費用がかかるというふうな一般的に言われています。

逆に言えば、大臣、例えば一度失敗しても、これは、再チャレンジということで大臣もこの委員会でも何度もお話をされていますが、再挑戦をする。一方、多分連休明けになるのかどうか分かりませんが、これから商工中金法とかも含めて金融法案でも議論が出ますが、失敗した後でも融資が受けやすくなるようなことを考えて、そのめどというのは、差し押さえ禁止財産の範囲というものが、多分、開業に必要な経費と仮にとんとの例えは五百万から一千万くらいあれば、またチャレンジをしよう、開業しようという気分が普通なところをうんです。大臣、だけれども、日本の法体系や制度はそうならないというところが一つの大きな問題ではないかなというふうに思ふんです。

ですから、大臣、今は政府系金融機関も統合されようとしておりますし、商工中金もこれから民営化をされるというふうな方向性の中で、個人保証の部分や連帯保証というのは、制度として原則それは要らないんだ、廃止するんだということと、仮に倒産をしたりしても、差し押さえ禁止財産の部分が、再チャレンジをできる、また開業する意欲があるくらいのお金が保証される、そういうふうなことの制度づくりというところが非常に重要だというふうに思ふんですが、大臣、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○渡辺(博)副大臣 事業を起すときには、当然のことですけれども、お金が必要であります。そのときに、現行の仕組みからいいますと、必ず物的担保を提供しない、個人保証をとりませんよ、そういうような形で行われているのが現状であるというふうに思つておりますが、こういうものをやはり改革していかなければ、新たな開業はなかなかできないというふうに思つております。

そうした中で、昨年の四月からは、信用保証協会が行う保証については、第三者保証を原則とし

て徴求しないというふうにしております。

さらに、本年の四月からであります。国民公庫においては、ビジネスプランとして審査をして、無担保、無保証で貸し付けを行う新創業融資制度の貸付限度額の引き上げを行ったところでございます。具体的には、七百五十万から一千万までということになりました。

また、中小公庫においては、定期的な財務報告等の約束が履行される場合においては、経営者本人の保証を免除する保証人猶予特例制度の創設を実施しているところでございます。

このように、いわゆる公的機関において第三者保証や本人の保証というものをできるだけとらないという方向をとっておりますが、実際には、民間企業、民間の銀行が果たして貸してくれるかというところが大変問題だというふうに思っています。

そういった中で、一度失敗しますと、現在の仕組みでいきますと、銀行協会というのがありまして、そこに五年間、破産をしたとか、要するに手続上問題があったというところで登録されてしまふ。そうすると、絶対に民間の銀行からは借りられないという仕組みが現在あるわけでありまして、こういったものをしっかりとまた今後は、これは私どもの範疇ではございませんけれども、トータルで考えていかなければならないというふうに思っております。

さらに、先ほどの、一度破産しますと、現在、日本の制度でいきますと、自由財産の範囲というもの、平成十七年から拡充したわけでありまして、現金は九十九万円、そして、現金以外の各財産については、預金、自動車等を含めて二十万円までということになっておりまして、こういった中で果たしていいのかというところは、トータルで検討していくことになると思いますが、破産法の関係については法務省の管轄ということでありまして、やはり、中小企業がつかりと再チャレンジできる体制をつくっていくことが大変重要だというふうに思っております。

○後藤(高)委員 今、副大臣がおっしゃったとおりだと思っておりますが、大臣、これは副大臣にもぜひお願いしたいことは、今、この三法についても各省庁と連携ということが言われています。破産法、倒産法の今の副大臣がお答えいただいた部分も、やはりきちっと法務省にも、もちろん、長いいろいろな積み重ねというものはあるのはよくわかるんですが、何が一番メインなのか。金融だけ例えば手をつけても、やはりベースが解決していなければだめだという、多分、僕はこれが一つの事例ではないかなと。

ですから、これは大臣みずから、副大臣がみずからということではなくて、経済産業省といたしまして、これから中小企業の経営者の育成が日本経済全体、地域にとっても必要だということである。当然お考えだと思つて、法務省の方にもそういう検討を前向きにしてくれという話はやはりきちっとしていただく必要があると思つて、金融庁についても、検査マニュアル、いろいろな形で変えてきているようではあります。まだまだそうではない部分があるというお話も聞いているので、ぜひこれは、省を挙げて各省連携ということ、今までは縦割りの部分から、必要なことは一緒にやっていくという部分は今の時代に必要だと思つて、その点についてぜひ大臣、一言で結構です。から。

○甘利国務大臣 政策はすべからず、一省庁の範囲ではなくて、政府全体として効果が上がるように取り組んでいかなければならない、おっしゃるとおりであります。

破産法制と自由財産の関係は、法改正をして、これがどれくらい自由に合わせているものかを見定めなければならぬ。確かに、先生がおっしゃるように、次の事業を立ち上げるぐらいの資金をそっくり残すのはいじやないか、それはそうなんですけれども、一般的に、そうして事業を起こさないで実はそれを生活として云々というところ、いろいろな不公平感もあるでしょうし、アメリカは金というところまではいじやないんじゃないか

と思ひます。

要は、これは、三カ月の当面の生活費とあとは中古の車ぐらいは持てるようにする、あとは、事業を起すという意思があるときには資金調達しやすいという仕組みを整備していくということが大事だと思つて、渡辺副大臣が答弁しましたような各般の整備をしているところでありまして、もちろん、金融庁の検査マニュアル、地域の金融機関と中小企業との関係、リレーシオンシップバンキングという話も今注目されているところでありまして、大銀行のように、既定のマニュアルに従つてばさつとやる、判断をするというんじゃない、もっとその経営者の経営能力とか従業員のモチベーションとかビジネスプランとか、その辺に着目して融資をする。その銀行に対してはそれなりの検査マニュアルがあつてしかるべき、そこに若干のダブルスタンダードがあつてもいいんじゃないかというのが私の思いでもあります。金融庁も含めて、これら業を起していくというところについて総合的に取り組めるように、引き続きしていきたいと思つております。

○後藤(高)委員 私も、無制限に自由財産の保全をしろうという話をしていくつもりはありませんけれども、ぜひ、そういう観点もあるということ、引き続き連携をしながら対応していただきたいというふうに思ひます。

それでは、地域資源活用促進法の方に移らせていただきます。

これは、二条の二項で地域産業資源ということ規定しております。その中では、一、二、三に分けて、特産物として相当程度認識されている農林水産物または鉱工業品、そしてそれに係る技術、文化財、風景、自然ですね、温泉その他観光資源、相当程度認識されているものというふうな規定があつて、その後三条に基本方針が、主務大臣が定めるもの、都道府県知事が地域資源活用事業を促進する基本的な構想ということで、基本構想を四条で策定することになっております。

大臣、これを読んでもイメージがよくわからないんですが、すね。ですから、ある意味では、さつきの特定商取引法じゃありませんが、大臣もよく理解はされておると思いますが、解釈が変わつてしまつて、また担当の事務方の方でいろいろ悩んでしまつたということではないように、私はちよつとお尋ねをします。

この三条の基本方針、これは、具体的に例えば三条二項に一号から五号まで書いてあるんですが、具体的にはこれから政令か省令で詰めていくということと理解をした方がよろしいんじゃないか。

○甘利国務大臣 このスキームは、国が基本方針をつくる、それに準じて県が基本計画をつくつて、その際には、県がつくり出すけれども、市町村や商工会、商工会議所等々よく意見交換をし、議論をします。我が県内の地域資源とは何ぞやということで具体的に挙げていくわけでありまして、それを活用した事業化とか企業化を、申請者がこれを使つてこうしますということを申請を出して、それを認定するということになります。

国の基本方針は、そんなに余りがちなものにしたらかえつてよくないと思ひます。国による支援の基本的な考え方とか、都道府県が地域資源を指定する際の基準であるとか、あるいは、中小企業者が作成する事業計画の認定基準等の内容になると思ひます。余りがちがちなんで、ちよつと踏み外れたらだめみたいな話じゃなくて、国の基本的な方向性、考え方ですから、それを受けて都道府県が基本構想を策定する。

だから、都道府県が基本構想が極めて大事だということに思つております。

○後藤(高)委員 大臣がおっしゃったことはよくわかるので。

では、第四条で、基本構想の認定というのを、先ほどちよつと指摘した、知事がつくりますよね。これを読んでも、これもイメージが実際よくわからないんですよ。多分、このまま知事という県につくつてと言つても、なかなかすぐつくれない感じがして正直言つてないんじゃないかな

と。いずれにしても、この四条の基本構想の認定をして、都道府県が基本構想を策定して地域資源を指定して、国がそれを認定するという流れになります。

きのうちよつとお渡ししてありますが、私の地元、身延山という日蓮宗の総本山の久遠寺があるところに、これはモウソウダケで大変に有名な地域であります。一年間に三千五百ミリくらい、三千ミリを超すような雨が降って、モウソウダケが伸びるときには一日に一メートルくらいいわたるくらいになります。そこでもう十年近くになります。身延竹炭企業組合という、平均年齢が七十を超えるくらいの方が四十人から五十人くらいでお仕事をされて、竹を焼いていわゆる竹炭というところで、炭をいろいろなものに使って生産、販売をしているところであります。

この企業は、〇一年に農林水産大臣賞を受賞したり、〇三年に国土交通省の地域活性化貢献賞というものを受賞されたりというところで、非常に高齢者の方、それも男女問わず、一時間当たり例えば七百元なら七百元という同一の賃金で平等にやられているという、結構珍しいというか意欲的な企業体なんです。こういう、過去に地域活性化貢献賞とか農林水産大臣賞とか、先ほどちょっと御指摘したように、身延という地域ではこの竹というものは多分地域資源ということであると思うんですが、例えばこの事例というのは、指定をされるんでしょうか。

○石毛政府参考人 お答えを申し上げます。

今、後藤委員が説明されましたような性質の特産品だというふうに私も承知をしております。そういう竹炭について、今でも、工芸品に使うだけではなくて、例えばおふろで使うとか安眠まくらに入れたりとか、いろいろな使い方をしているようであります。今までやっていくことではなくて、そういう新しい取り組みをその中から考えて進めるといことは十分可能だというふうに思います。

ただ、いずれにしても、仕組みとしては都道府県がまずそういう判断をすることになっておりますので、そういう判断の中で決めていっていただくということが必要だと思います。

○後藤(高)委員 大臣、先ほどちょっとあれでしたが、この四条の基本構想の策定を知事として、四条二項以下に細かくというか、具体的ではないんですが、あるんですが、ある程度マニュアルをつくらせると、また国が一律的に指導するみたいであれなんです。やはり少しわかりやすいような形でないと、例えば、県とどういう形で相談したらいいかということも、多分実際、中小企業の方、特に経営主体が高齢者の方であれば、なおさらわかりにくいと思うんですね。

それと、この身延竹炭組合の方にもお話を聞いた。実際、いいものを自分たちは一生懸命考えたが、つくれるけれども、マーケティング、販路ということになるとやはり非常に難しい。今回のこの制度も、マーケティングの専門家の方をという制度になっていますが、実際、このスキームを見させていただいても、支援措置が決定をされたから、この専門家にアドバイス、例えば、どこか買ってくるところありませんかという相談をするんだと思うんです。

この専門家というの、そのときに特にマーケティングということで非常に重要になると思うんですけれども、中小企業庁の方にお聞きをして、実際、常勤のこの専門家の方は大体六十名くらいいらつしゃって、外部委託をする方も含めてですが、専門家の費用が大体一日五万円。何か短期だけで計算をして、長期で一年とか二年の方がいいから、この間も、政務官にチョコレートは一年間に新製品は二百ですとか二千ですとかという話を聞いたのと同じように、やはりどんどん新製品というところで製品はかわってきますから、それをやはり大臣がおっしゃるように、いや、地域にあつて継続性のあるものだというお話もあるんです。

が、この専門家という役割も非常に大切だということに思っています。すぐ短期で、例えば一日無料の弁護士相談とかそういうものではなくて、長期間、それを本当に育て上げるというくらいまでやるというふうな考えていく必要があると私は思っています。その専門家の役割も含めて、その点、どういふふうにお考えなのか。

それとあわせて、その専門家という方が、もし五万円が日当であれば、三百日働いたら一千五百万の年間収入になるわけですが、この事業が例えば五年後に終わるときにその専門家の方をどういふふうに評価をするのか。

時間も来ましたので、その二点についてあわせてお答えいただけますでしょうか。

○甘利国務大臣 従来から、専門家を派遣するとか相談するという仕組みはありますが、今度の地域支援策では、もうちょっと腰を据えてやろうというふうな思っております。やはり、地域資源はあっても、それをうまくデビューさせていく人がいないといううまくいかないというのはよくわかっておりますから、そこはしっかりとサポートする。それから、そういううまくデビューをさせた成功体験者がいますから、これはサポーターとして、百三十八名だったかな、お願いをしておりますし、また必要があればふやしていきます。地域に点在しているそういう人たちの力もかりていきたいと思います。

それから、これは毎年予算をつけていくことでありますから、単年度限りの政策ではありませんし、もちろん政策評価もしっかりとしながら、よいものにはぐんぐんいきたいというふうな思っております。

○後藤(高)委員 済みません。時間が来たので、大変たくさんの方に来ていただいて恐縮ですが、きょうのところは以上で終わらせていただきます。時間がありましたら、また来週よろしくお願ひします。

○上田委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十四分休憩

午後一時開議

○上田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、連合審査会開会申入れの件についてお諮りいたします。

内閣委員会において審査中の内閣提出、株式会社日本政策金融公庫法案及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案について、内閣委員会に対し連合審査会の開会を申し入れたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○上田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお、連合審査会の開会日時等につきましては、内閣委員長と協議の上、公報をもってお知らせしますので、御了承願ひします。

○上田委員長 質疑を続行いたします。大島章宏君。

○大島委員 民主党の大島章宏でございます。

甘利大臣を初めとして関係の皆さんに、今回の経済成長戦略大綱関連三法案といいますが、言ってみますと、日本の現在の持てる力をもう一度掘り起こして強い体質をつくらうという趣旨だと思ひますが、この法律案について質問をさせていただきます。

現在、甘利大臣も経済産業大臣として日夜大変な努力をされているわけですが、日本の努力は努力としながらも、アメリカと韓国でFTAが締結をされる、あるいは日本とアメリカ、FTAも課題になってくるんじゃないかという趣旨の話も報道でされておるところであります。この話はまた別な機会にさせていただきますが、ぜひ甘利大

臣には、地域社会あるいは日本の企業あるいは日本の企業を取り巻く環境あるいは地域における現実、そういうことをしっかりと踏まえて、堅実な日本の経済体質になるようにさらに一層努力をしていただくことを冒頭にお願いをしておきたいと思うところであります。

今回の法律案の内容等については、既に馬淵議員あるいは後藤委員から質疑がされているところであり、馬淵議員からは甘利ファンドという名前もちよつと出されましたが、いずれにしても、あらゆる手を尽くして日本のものづくり、あるいは地域経済の再生に向けてみんなで力を合わせていかなければなりませんので、そういうことも踏まえて質問をさせていただきます。

特に、きょうは、地域においてはどんな声が上がっているのか、あるいはこの三法案にどんな期待があるのかというのを少し尋ねてまいりました。私の地元にも、茨城大学の工学部もございますし、商工会とか商工会議所、あるいは市の方も、どうやら地域の経済を再生できるかというところでかなり真剣に取り組んでいるという実態もわかりました。

二、三御紹介申し上げますと、例えば、日立市においては、一生懸命努力しているんだけれども、せっかく茨城大学の工学部があるんだけれども、それを十分に生かされていない。地元の中小企業との接点がなかなかないとか、大学の方に言っても、なかなか企業の方がこつちを向いてくれないとかいろいろな悩みもあるようですが、そこら辺の連携をして、再生のための基盤をどうつくるか、こういうことも真剣に考えているようであります。また、高萩とか北茨城の方でも、山と海、そういう観光をどう織りまぜて再生を図るかとか、いろいろそれぞれ努力をしているようでございます。

そういう状況で幾つか具体的な質問もさせていただきますが、まず甘利大臣には、今回の三法案、これまでの御経験等を踏まえての法案提出と伺っておりますが、この三法案を提出するに至っ

た背景について、大臣のお考えを伺いたいと思います。

○甘利国務大臣 安倍内閣のスローガンは、成長なくして日本の未来なしであります。これは何を意味するかといえば、ほうつておけば、日本は、制約要因を抱えているし、経済はマイナス成長になりかねない。つまり、人口が減っていきま

す。少子高齢社会にもう既に突入をしている、労働力人口はどんどん減っていく。そういう中で、一方で財政赤字に正面から対処をしなければならぬ。つまり、借金をしっかりと返さなきゃいけない、未来にツケは残せない。そうすると、歳入の中から返済に回る金額はどうしても多くなる。あるいは、高齢化社会に入っていくと社会保障費の自然増というのはふえていく、この予算を確保しなければならぬ。でありますから、経済が成長して税収をしっかりと確保していかないと実は大変なことになるということで、成長なくして日本の未来なしというスローガンになっているわけであり

ます。では、その成長をどう確保するか。イノベーションによって産業の力を強くしていく。あるいは、オープンという姿勢、先ほど先生が御指摘になりましたが、EPAというのはオープンな姿勢をもとに市場を広げるというわけであり、日本国内と同じように商売ができる地域を広げていく、こういう施策をとっていかねばならぬわけであり

ます。国内に目を転じますと、経済成長を確保していくためには、やはり地域の力が必要であります。地域経済がしっかりと立ち上がっていかねばならないと日本経済自身が回復をしていかねばならない。しかも、中小企業が全企業に占める比率は九九%以上であります。雇用も七割以上を支えている。中小企業が再生をしていくことと地域が再生をしていくということは、かなりオーバーラップするわけであり、そういう視点から中小企業と地域を再生していく、たくましく成長路線に乗せていく、そのためにこの三法案を提出した次第で

あります。

○大島委員 今、甘利大臣からそういう背景についてのお話、御意見がありました。私が見るところ、確かに、日本のものづくりもあるいは地域の、非常に疲弊していることは事実でありますから、この三法案、産業活力再生特別措置法の改正、これで産業再生。あるいは、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案、これも、農林ですとか観光ですとかそういうものが入る。あるいは、企業立地の促進等に関する法律案、これは、企業の立地あるいは大学との連携とか人材育成。

どれも大変大事な法案だと思っておりますが、私は、日本が進んでいる、これも一つの現象面をどうするかということなんですが、なぜそういう現象が起ったのかという根本のところをしっかりと踏まえておかないと、常に何か後手後手のといいますか、現象が起ってきたらそれに対応するという、これまでの日本の国の施策と同じような形になるんじゃないか。

その根本は何かというと、甘利大臣と私は意見を異にするかもしれませんが、市場原理主義経済というもののとらえ方だと思ふんです。すべてを規制撤廃して自由競争させればうまくいくんだというふうな話で、一九九〇年のバブル崩壊以降どうするんだというときに、アメリカが、助け舟なにかあるいはまた別な意図があったのかわかりませんが、いわゆる年次改革要望書というものを次々と日本に要求しては、それを日本がのんできたんですね。それをのめば何とか日本はやっていくんじゃないかという形でこまめにやってきたんですが、特に小泉政権になってから顕著に、構造改革と称する小泉改革を進めてきたんですが、その結果として、こういう三法案を提出しない地域経済あるいは地域の社会が非常に疲弊するということになってしまったんじゃないかという感じも私は受けるわけです。

そこで、では市場原理主義経済に対抗するもの

は何かということですが、これについても前回質問をいろいろさせていただいたところでもあります。一つは、前回も取り上げたかもしれないですが、「世界に格差をバラ撒いたグローバルズを正す」という、ノーベル賞を受賞したスティーグッツ博士の提議でございます。この方の提唱だと、最初は市場原理主義経済がすべて問題を解決するという考えで進めてきたんだけれども、どうもそうではないという主張がこの本の中にも提言されているわけでありまして、このところを甘利大臣にも、経済産業大臣として、この三法案は三法案としながらもぜひ研究をしていただきたい。

このまま突き進むと、例えば十年後、二十年後のものづくり、あるいは地方経済はどうなるのか。これはこれとして私は非常に大事な法案だと思ふんですが、少し長期的なビジョンで、経済産業省にも優秀な方がおられます。特に、四月一日付で、何人かわかりませんが、二十名か三十名、入省されたんでしょ。もつとたくさん入れたかもしれないですね。その方々も非常に意欲を持って経済産業省に入つたし、各省庁にもみんな夢を持って入ってきたんですね。

その官僚の方々のやる気あるいは英知を結集しながら、私は、経済産業省というところは日本のまさに経済の中枢をなすところですから、少なくとも、十年後、二十年後、三十年後の日本の経済あるいは社会というものを念頭に置いた長期的ビジョンというものを掲げて、その上でこういう法律案を提出するということがあつてしかるべきだと思ふんですが、この問題についての甘利大臣としての御所見をお伺いしたいと思います。

○甘利国務大臣 経済財政諮問会議でも私と民間委員がよくぶつかる場面があります。それは、私は、規制緩和というものは、経済を発展させる、企業の競争力を伸ばす有力な武器であることは間違いない、間違いないけれども、しかし、これは極めてよく切れる刀だから、扱い方を慎重にしないといけない、とけをするおそれもあるという種類のことを

言っているわけでありです。

かつて、私は予算委員会の理事として小泉総理に質問をしました。そのときに、規制緩和、規制改革は極めて有効な武器だけれども、その武器を使うときには、ある面、慎重に判断をする必要がある。その判断をする、使うべしという基準はイノベーションで、イノベーションが起こることが予想される分野には大胆に振るって、それから、単に過当競争だけしか起こらないのではないかと、いうところには慎重に対処してほしいという話をいたしました。

そのときに申し上げたのが、タクシーの業界の例を挙げました。私自身がいろいろな場面で見ているのは、もちろん、サービスがよくなった、運転手の態度が変わった、愛想がよくなったというような報告もありますけれども、従業員の生活環境が劣悪になったという報告も当然あるわけがあります。結局、イノベーションというよりも過当競争が起きてしまっていて、過剰に事業者が参入をして、パイの取り合いになった部分がかなり指摘されているわけでありです。

そこにどうイノベーションを持ち込むか。それは、効率的なお客さんのピックアップをする、そういう優良運転手の業務行動をGPSでソフト化して、それを他の効率の悪い運転手さんにもこういう方法でということをするれば効率上がるという部分もあるのかもしれませんが、しかし、パイが決まっているところに台数を大幅にあやすと、やはり弊害も起きます。ですから、イノベーションが起きるか過当競争になるか、そういう判断、視点が必要ではないですかという問題提起をしたことがかつてあります。

それで、政府側の人間になってもそういう思いが私自身はありますので、経済財政諮問会議において、規制緩和、規制改革は極めて有効な武器であり、それ自身はお金がかからないから使いやすいんだけれども、弊害も副作用もあるということを考えながら有効に使うべしという発言をしているところでもあります。

○大島委員 このステイグリッツ博士の主張は、今、甘利大臣からもちよつとごいしましたけれども、市場原理主義経済に身をゆだねると、貧富の格差だとか、国と国の間の格差も非常に開いたり、非常に弊害が多い、そして、そのためにセーフティネットの充実を図らなきゃならないというのが彼の後半の部分の主張なんです。

ところが、残念ながら、今、小泉、安倍政権のやっていることは、セーフティネットを十分張ってきたんだけれども、お金がかかるからこれを少しづつ外していこうというのが、医療ですとかあるいは教育あるいは福祉の分野。そういう分野での社会的弱者の人が少しづつ悲鳴を上げ始めている。再チャレンジという言葉がありますが、再チャレンジする意欲すらわかないという社会現象にはうり込まれつつあるというのが私の見方でございます。これは、大臣は大臣としてまた別な御見解があると思いますが、もしも市場原理主義経済に国民をほうり込むのであれば、せめてそういうセーフティネットの充実というものと一緒を考えていかなければいけないという考えを私は持っております。

そこで、具体的な話に少しづつ入ってまいりますが、まず、今回この対象になっているのは地域経済と中小企業ということですが、経済産業省として中小企業の現状というものをどう見ているのか。すべてお医者さんが判断するときは、患者の体力ですとか現状をよく把握した上で治療を施さないと別な弊害が起る可能性もありますので、この中小企業の現状というものをどう見ているのか。

一部、景気が回復したという声もありますし、四月二日の日銀の三月の企業短観では、悪化しているという声もごいます。人手不足になってきているという声もありますし、それも、私も団塊の世代の一人ではありますが、こし六十で退職する人が非常に多くなるということで、いわゆる熟年労働、非常に経験豊かな、社会を支えてきたメンバーが大量に退職するというところで、経営者の

方でもそれを何とか補わなきゃならないというので人手不足感も上がっているのかなと思うんですが、現在の中小企業を経済産業省としてどのように見ているのかという、このことについてまずお伺いしたいと思います。

○石毛政府参考人 お答え申し上げます。中小企業をめぐる景気状況でございますけれども、今先生もお触れになりました日銀の短観によりまして、業況がよいとする企業、それから悪いとする企業、その割合がほぼ等しいというのが、日銀短観による中小企業の景況になっております。

ただ、私どもの中小企業景況調査、これは小規模企業を多く含んでいる景況調査でございますけれども、それで見ますと、製造業、非製造業とも、悪化というふうに答える企業の比率が好転というふうに答える企業の比率を大きく上回っているという状況にございます。

それから、今先生も御指摘になりましたように、業種とか地域によりまして非常に回復の度合いにはばらつきがございます。全国の中小企業を見ても、いままだ景気の回復を実感できている状況にはなっていないのかなというふうに判断をしております。

それから、こういう景気回復が日本全体としては進んでいるというふうに言われているわけですが、けれども、その中で、今御指摘のありましたような人手不足の問題、そういうものが中小企業においても徐々に実感はされてきております。そういう中で、中小企業の側でも売り上げをふやしたいというふうなことで雇用をふやすというふうなことをする企業もかなりあるわけですが、けれども、どうしても人件費が上がってきている、その人件費がなかなか売り上げの方に転嫁できない、価格の方に転嫁できない、そういう厳しい状況にあるというふうな認識をしております。

したがって、私どもは、そういう中小企業の状態は厳しいものでございますから、引き続きよくその動向を注視していかなくてはならないというふうに思っております。

○大島委員 今、報告がありましたけれども、基本的には私もそうなんだと思うんですね。よくなってきた、よくなってきたと言っけれども、地方の方の商工会とか商工会議所のお話を伺うと、いや、とてもそんな気持ちにはならない。その気持ち、景気も気の問題という話もありますが、気持ちにはやはり重いんですね。それで、今後どうなんだろうとかという不安感が非常に強いというのが、地域における経営者の基本的な考えだと思っております。それが今の報告にあるような形で、決して好転はしていない。中小企業の地域におけるマインドは非常に悪化しているんじゃないかという意識に集約されるという報告も前段ありましたけれども、だから、そこところは大事なことだと思っております。

六本木ヒルズとかそういうところは、あそこは日本の国なのかどうか、私は見間違えようような感じがします。正直言って。私の地元の方から見ると、ここは何なんだろうかと私は思いますが、そういうところも生まれてきていることは事実なんです。だから、それだけ非常に差が激しくなっているという現状を認識しておかなければなりません。

それから、人手不足の問題ですが、人数さえそろえばいいというんじゃないかと、そういう人が集まってくるか、マインドですね。経済産業省にも入った人がいろいろたくさんおられるでしょうけれども、どんなマインドで来たか、その入省したときの気持ちをずっと持ち続けられるとこれは非常にいいことですが、テンションが下がってくると、だんだん自分の未来ばかり見ていて、公務員というのは公に尽くすのが公務員ですから、自分の、私的に務める意識になつてしまったのでは困るので、これもすべて意識なんですね。だから、そういう意識を持った人が地域で産業を支え町を支えるかという、そのことも非常に大事なので、私は、そこも含めて後ほど人材確保の問題についてもお伺いしたいと思うんですが、まず、現状を

しっかりと踏まえた形で対処をすべきだということとを申し上げさせていただきます。

それで、具体的な話の二番目に、地域商店街あるいは地域経済対策としていろいろと経済産業省も考えておられると思うのでありますが、今回の三つも、基本的には、企業、それから農林水産、観光、人材確保等々は考えているわけですが、これまでも、バブル経済の崩壊以来、いろいろな施策を経済産業省はやってきたんです。でも、なかなかその策が効いていないのも事実なんです。それで、今回の三法案をベースとして、経済産業省は地域経済をどう好転させようと考えているのか、その基本的な戦略をお伺いしたいと思っています。

○福水政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘にございますように、全体、景気の方が回復過程にある中で、地域によりましてはその回復度合いにかなりばらつきがあるというののも事実でございます。足取りが弱いくれている地域につきましては、一般的に言えることは、一次産業でありますとかあるいは公共事業に依存度が高い、そういう地域じゃないかというふうに思っております。

また、人口減少とか少子高齢化、これが進んでまいりますし、公共事業費の削減につきましてもますます厳しくなってくる中で、何も手を打たないと、ますます地域間の格差が開いて、取り残される懸念も出てくるというふうに考えております。

こういう中で、地域経済あるいは中小企業の活性化を図るためには、企業立地を進めたり、あるいは既にあります既存産業の高付加価値化、これはイノベーションを通じてでございますが、高付加価値化を進めたり、あるいは地場にあります農林水産品をさらに付加価値を強めて売り出していく、こういう取り組みが極めて重要じゃないかというふうに考えております。

このため、私ども今国会に、企業立地の促進を通じて、みずからの強みを生かした個性ある

産業集積を目指した地域の取り組みを支援するという意味で企業立地促進法案を出させていたいただいておりますし、農林水産品や産地の技術を生かしまして新商品、新サービスをつくっていく、こういうことで中小企業地域資源活用法案を出させていたいただいております。また、地域の中小企業の再生を円滑に進めるという意味で産活法の一部改正案、これは大綱三法でございますが、提出させていただいてるところでございます。

さらに、これに加えて、昨年度から施行になっております中心市街地の活性化、いわゆるまちづくりでございますね、これにも注力いたしております。これも、昨年おつくりいただきましたもののづくりの基盤を担う中小企業、金型でありますとかプレスでありますとか、こういうサポーターディングインダストリーを育てていく、強くしていく、こういうこともやっております。

また、産業クラスター計画、先ほど先生の方から茨城大学という話がありましたが、大学と地域の中小企業のネットワークをいかにつくっていくかという意味で、産業クラスター計画などを通じて、地域発の新興企業あるいは新しい取り組み、新産業、こういうものを進めておるところでございます。また、各種いろいろな施策を総合的に使いましめて、地域経済の活性化に全力で取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○大島委員 基本的なお話を伺いましたが、ぜひセンサーをあつちこつちに張りめぐらせて、そういう考え方で本当に効くのかどうか、お医者さんがいい薬だからと投与してもそれが功を奏せないときもありますから、十分に地域の声、実態を把握しながらの戦略をとっていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

次に、人材。先ほど私、人が大事だというお話を申し上げましたが、人材、人ですね。商店でもそうですし、中小企業でもそうですし、すべて私は人なんだと思っております。

そこで、この問題についてもいろいろお話を伺って来ると、なかなかいい人が来てくれないと

いう悩みは、これはどこでもあるんですね。ちょうど今、来年卒業する学生にとっては就職活動をやっているところだと思んですが、目につくところの企業には入るけれども、なかなか小規模あるいは中規模の企業にはいい人が来てくれないという悩みはずっと抱えています。

同時に、後継ぎがない。これは市場原理主義経済で言えば、後継ぎがないというのは魅力がないんだからそれでいいんだということかもしれない。でも、いい技術を持って、いい伝統的な産業なんかも、そういうことはやらない、手っ取り早く株の売買とか、堀江社長とか村上さんを目指して手っ取り早く巨額のお金を得た方がいいという風潮もなぜか社会的に吹聴されてきたところでありますが、もつと私は、日本人は正直でまじめで、こつこつと物事をこなしていく、そういう大多数の国民がいて初めて日本は成り立ってきたんです。堀江さんとか村上さんもそれはすばらしい能力を持っているかもしれないが、みんな一獲千金みたいな形のものを追いかけていたのでは、私は日本の国が崩壊してしまうと思うんですよ。

ですから、もつと私は、まじめにこつこつと仕事をこなす、ルールがあればルールをきちっと守ってやっていく、そういう人間的な基盤をどうつくっていくかというのは、本当に長期的にも大事なことでと思うんですが、次代を担うといいますが、商店街あるいは中小企業でも、後継者がいなくて困っているという方には何か、仕事がない方も随分いるわけですから、その橋渡し。まあ、ハローワークには出ないんですね、この話は。

ですから、経済産業省として、中小企業の人材確保、商店あるいは特異な業なりわい業をやっているところの後継者をどうやって確保していくか、このところも私は大事な事なんだと思うんです。経営権を意欲がある人には譲ってもいい、ぜひこれを残したいという人もいるわけで、そういうことに対する対策をどう行うかということが一つ。

それから二つ目には、もうかるかもわからないかというのもしろいのかもありませんが、私ものづくりの世界でやってきましたけれども、物をつくるということは非常に楽しいことなんです。金属を削ったり、あるいは組立立てたり、動くものをつくる、あるいはユーザーが使用していいものをつくってあげたいという、そういうお金以外の部分のよさも随分あるんです。このところも、どうも片隅に追いやられていくような感じがするんですが、各市町村にある工業高校、高専も含めて、あるいは工業大学とか、そういうところの学生同士の交流が正直言って余りないんです。余りというか、ほとんどないでしょうね。地元の人でも余り関心を持たないというので、このところが、行き来がなければ理解もされませんし、理解がなければ就職しようという気にもなりません。

そういうことで、これは、もう既に欧米ではインターンシップ制というものを導入して、地元の企業に高校生とか大学生が夏休み等で、経験を積みながら物をつくる、あるいはこういう仕事をすることによって非常によく認識しながら、地元で就職しようという活動のベースになっているという話も聞きます。こころ辺、文部科学省が管轄かもしれないが、経済産業省と文部科学省が連携をとって、いかに地元の企業を理解し、そして仕事を理解しながらその場に勤めてもらう、そういう努力も日本としては足りないんじゃないかと考えております。

いずれにしても、そういう交流が非常に乏しいという声も上がってきておりますので、経済産業省、文部科学省の方もきょう来ていらっしゃるんですが、こころ辺、本当に大事なことで、お二方からこの問題についての基本的な考え方を伺いたいと思っております。

○石毛政府参考人 お答えいたします。

二つの大きな問題をいただいたと思います。最初に、後の方の問題からお答えしたいと思います。交流をもつと深めていかないと人材はなかなか

か育たないぞ、そういうお話だったと思います。
御案内のとおり、少子化が進行して団塊の世代の退職というのを考えると、ものづくりの人材の育成というのは、今先生がおっしゃったように、待ったなしの課題になっている。そういう中で、実践的な人材育成というのが非常に重要だということに思っております。こういう認識のもとに、私も、三つの段階で製造現場と企業との交流を深めて人材育成をしていこうということに取り組んでおります。

ちよつと時系列的に申し上げますと、最初に、工業高等専門学校、いわゆる高専でございますけれども、平成十八年度から、地域の産業界と高専が連携をして中小の製造現場を担っていく若手技術者を育成する、そういう事業を始めております。地元企業のニーズを踏まえまして、特に高専の場合は割合いい研究設備を持っているものですから、例えばクリーンルームなんか持っている高専もございます、そういう場所です。中小企業の若手技術者を訓練するというような事業を立ち上げております。

それから、本年度からでございますけれども、地元の産業界あるいは教育委員会、そういうものの協力を得まして、文部科学省と連携をして、工業高校にもものづくり人材を育成するための実践的な教育を導入する事業を立ち上げております。具体的には、企業の技術者を高校へ派遣して実践教育をするとか、それから、生徒あるいは教員の方が生産現場に行つて研修を受けるとか、そういうような事業を始めようとしております。

それからもう一点、大学のレベルに関係するわけですが、製造現場の中核になる人材を育てようということで、産業界と大学が連携をしまして実践的な人材育成を行うという事業を、これも十八年度からでございます、行っております。こういう形で、ものづくり人材のところにつきましても、単に教育の施設でやるだけでは不十分なものですから、企業と密接な連携をとって、それから、関係の省庁、とりわけ文部科学省と連携

をとつてそういう人材育成に努めていきたいというふうに思っております。

それからもう一点、事業承継といいますが、後継者不足の点について御質問がございました。

中小企業の場合は、数の多いことはパワーであります。そういう中小企業をふやしていくこと、無駄に減らさないこと、そういうことが必要だと思っております。そういう中で、私も、事業承継の円滑化というのは非常に重要だということに認識をしております。

そういう事業承継、そういう人材をきちんと確保するということが必要だという認識を強く持っております。私も、二つの場所です。一つは、後継者の育成というのに取り組んでおります。一つは、商工会議所、商工会。こういうところは、大体二十時間から三十時間ぐらいの研修で後継者を養成しようということで、今まで一万人ぐらゐの方がそういう研修を受けております。それから、もうちよつとインテンシブに研修を受けるという形のものとして、中小企業大学校で、後継者を育成するセミナーをずっと実施してきております。中小企業大学校の場合、十月月ぐらいかけてそこで訓練をしていくというようにことをやっております。

それから、事業承継を現実に行っていくということになりますと、いろいろな問題が出てまいります。大島先生も御案内のとおり、事業承継に係る税制面の改正というのを累次行つてきているわけですが、これに加えて、昨年度、事業承継ガイドラインというものを公表しております。この中で、後継者の教育は早く始めなくては、いけない、後継者への資産の引き継ぎ方はどうするのか、種類の使い方だとか法律の問題等々、そういうようなものをその事業承継ガイドラインの中でお示しをしているわけでございます。

それから、平成十九年度からでございますけれども、後継者問題にさらに突っ込んで対応しようということで、専門家にネットワークを組んで、法律問題であればこの先生、会計問題であれ

ばこの先生、そういうような形で、ネットワークを組んで対応するというための予算措置を講じてきております。

それから、先ほど、例えば事業を売却するといふようなケースもあるんじゃないかというお話がございました。

御指摘のとおり、事業承継の形も随分変わつてまいりました。二十年ぐらい前ですと、大体自分の息子さん、お嬢さん、あるいは親族の方に引き継ぐというのが九十数%ございました。ところが、最近時点で見てみますと、そういうふうに親族に引き継ぐというのは大体六〇%ぐらいになっておりまして、四〇%が親族外に引き継ぐという形になってきております。そういうことを受けまして、私たちは、外に事業を譲渡する、そういうような場合に、その譲渡を受けようとする者に、お金が不足しているだろうということで、そういう面での制度的な金融をつけるというような措置を十九年度から実行するというのをやろうとしております。

こういったような形で、事業承継にかかわるものは、人材面だけではなくて広い範囲の問題をいろいろ含んでおるものですから、さらに検討を進めて、役に立つ承継制度をつくっていききたいというふうに思っております。

○合田政府参考人 お答えをいたします。

先生御指摘ございましたように、工業高校、大学、高等専門学校の生徒、学生が企業で仕事の体験をする、インターンシップなどを通じて実習をするといったようなことは、生徒、学生の実践力の習得のみならず、次代を担う人材の育成確保あるいは職業観、勤労観の育成といったような観点からも、極めて重要であるというふうに認識をしております。

インターンシップにつきましては、高等学校におきましても、インターンシップなどの学校外における学習をそれぞれの学校で単位として認めるという制度を私も用意しているわけでございます。すけれども、広がり申しますか、日数とか内容

につきましても充実がまだまだ必要であらうというふうに考えておられて、各都道府県における取り組みの充実を促進していきたいというふうに考えております。

さらに、先ほど御紹介のございましたものづくり人材育成のための専門高校・地域産業連携事業を、経済産業省と共同で、連携をして十九年度から新たに推進をしてみたいというふうに考えております。

また、大学段階におきましても、いろいろと、インターンシップの普及啓発のためのフォーラムの開催でございますとか、あるいは私立大学等に對します特別補助でございますとか、大学院生を対象とする質の高い長期インターンシップの開発、実施の支援といったようなことを実施しているわけでございますけれども、十九年度からは、新たにものづくり技術者育成支援事業というものをスタートさせまして、地域の企業と連携をいたしまして、実験、実習あるいは講義といったようなものを有機的に組み合わせ実践的な教育を行う。そういったようなことで、企業でのものづくりをリードする技術者の育成を図ることとしていくところでございます。

今後とも、経済産業省とも連携をしながら、次代を担う人材の育成確保に努めてまいりたいと考えております。

○大島委員 今、合田大臣官房審議官から、インターンシップ制について、メニューは準備したんだけれどもまだ十分に広がらないというお話がございましたが、なぜメニューが準備されても広がらないんですか。

やはり、メニューを準備して、せっかく出したらそれが生かせるように、皆さんはメニューさえ準備すればいいんじゃないかと、それが実際に使われるのと同じですから、それだけのインターンシップ制度があるのであれば、地元の高等学校とか工業高校あるいは高専、大学等でももっと、学生だつてそういう機会を求めているし、地元の企業

だつてそれを求めているはずですよ。ところが、実際にはなかなか普及していない。

アメリカ、ヨーロッパでは、学生たちが、自主的かどうかはわかりませんが、非常に積極的に入つていて、そういうインターンシップ制度を利用して企業の実態を学んでいる。私の地元、選挙区外ですが、ひたちなか市では、去年、四人ぐらゐ高専の方が地元の企業に就職してくれたと非常に喜んでゐるんですね、四人でも。

だから、どうもそこら辺、文部科学省の合田大臣官房審議官のいわゆる認識、緊張感のある認識が少し足りないんじゃないか。せっかく、制度をつくつたら、なぜそれが生かされないんだ、そこから辺まで踏み込んで、少しサーベイして、さらに普及できるように努力していただきたいと思いますが、もう一度そこら辺の背景を教えてください。

○合田政府参考人 お答えをいたします。

まさに御指摘のとおりでございます。インターンシップを初めといたします企業での実体験を通じて学ぶということにつきましては、これは高等学校の努力だけでは実現をしないわけでございまして、実際に、中小企業を初め、企業の方々の連携がきちんとできないと成立をしないわけでございまして、これまで、お互いに求めているということだろうとは思いますが、そのところがなかなかうまくいっていないことがあったというふうに思っております。

そういうことでございまして、私も、実は平成十六年度から、地域の産業界と連携をして学校での教育と企業実習を組み合わせた実践的な職業教育を行ういわゆる日本版デュアルシステム、諸外国で行われておりますようなデュアルシステムを日本にも導入しようということで事業を実施してきたわけでございますけれども、これをもう一段、本格的に進める必要があるということで、先ほども御紹介のありました、経済産業省と共同で、専門高校と地域産業界が連携、協働をして若手のものづくり人材を育成する、ものづくり人材

育成のための専門高校・地域産業連携事業といったようなものを開始したいというふうに考えているところでございます。

こういったようなことで、高校、あるいは大学も含めて、産業界との連携を強めていく中で御指摘のような点について取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○大島委員 これは経済産業省だね。要するに、文部科学省はメニューを提示して、それを使うのは経済産業省ですよ。だから、せっかくそういうメニューがあるのであれば、私も余り聞いたことがなかったんだけど、なぜ経済産業省でもうちょっと真剣にこれをやろうとしないんですか。ここら辺について、これはどなたでしょう。いいツールがあるのであれば、つくつてあるんだから、それを商工会議所とか何かで話をしてもらうと積極的に使ってもらうような、多分、商工会議所なんかはこのルールをみんな知らないかもしれないけれども、経済産業省としてもうちよつと真剣に取り組んでもらいたいと思いますが、経済産業省としての考えをお伺いしたいと思います。

○石毛政府参考人 お答え申し上げます。先ほど、私もがっている事業についてずっと申し上げましたけれども、もちろん、今先生おっしゃいますように、文部科学省が持っている制度についてもしっかりと中小企業者によく行き渡るようにして、必要な場合は私たちが仲立ちをしなからそういう制度を活用できるようにしていきたい。商工会議所、商工会などの協力も得て進めていきたいというふうに思っております。

○大島委員 とにかく、これだけ経済関係の三法案を出して、地域を何とか活性化しようというんですから、その原点は人材、人なんです。どんなに優秀な人でも、だんだん年をとってきてこの世を去るんです。次代を担う人が後から供給されなければ、その産業も町も死んでしまうんです。だから、意欲がある人をいかに供給するかということは非常に大事なことで、そういう意味では、地元の企業を理解するというチャンスはひよつと

したらそういうときしかないのかもしれませんが。だから、ぜひ真剣に取り組んでいただきたいということをお願いしたいと思います。

その次に、もう一つ、地元の企業から要求があるのは資金問題です、融資の問題。これも、日立市ですとか高萩、北茨城からも要求があるわけですが、特に、連帯保証人制度の廃止というのはずっと昔から要求があつて、最近この問題については一歩前進していると聞いております。

連帯保証人制度の廃止、いわゆるお金を借りるときに、だれか第三者の判子を、保証をもらつてきなさい、そうしないと貸しませんよという制度が、日本には古くからあったのかどうかわかりませんが、ここ二、三十年、これで泣いている人が随分いますし、簡単に判を押したために、連鎖倒産したとか、あるいは保証人の企業とか個人財産も全部押さえられたという悲劇があとこちらにあります。ですから、世界に類を見ない連帯保証人制度は廃止すべきだということも私も申し上げておりましたが、この問題についてはかなり前進し始めたということでもあります。

このことについて中小企業庁、金融庁の報告を求めると同時に、今回のさまざまな制度改正によつて公的金融機関が徐々に縮小して民間金融機関に変わる。これも小泉改革の一環かもしれないかもしれませんが、これまでだつて、貸し渋り、貸しはがし、担保割れしたときには返せと言われた。こういうことで、中小零細企業にとっては何か懐かしいといひますか、先行き寂しい環境にどんどん追い立てられている。これも市場原理主義経済の一つの影響だと思ふんです。

ここら辺の金融問題について、特に、金融庁は金融庁で一つの考えを持っているんでしようけれども、中小企業庁というのはまさに中小企業の立場に立つて物を言い、考え、対策するというのが中小企業庁ですから、現状の流れの中で、中小企業庁はこの金融改革といひますか一つの流れについてどう考えておられるのか、金融庁はどう考えているのか、ここら辺をあわせてお伺いしたいと思ひます。

○石毛政府参考人 お答え申し上げます。最初に、第三者保証、連帯保証の問題についてお答えしたいと思います。

今、大島先生も御指摘になったとおり、経営に關係のない第三者まで取り立てを受けて連鎖倒産を引き起こすというようなことで、いろいろな問題を起こすということで社会問題として取り上げられてきているところでございます。私も中小企業庁は、そういう中で、個人保証に過度に依存しない融資というものを積極的に推進してきております。

私もが直接かかわっている機関について申し上げますと、中小公庫それから商工中金、これらの機関については、原則として経営に關係ない第三者の個人保証というのは求めておりません。

それから、国民公庫でございますけれども、国民公庫は非常に小さい企業を相手にしているものですから、第三者保証を求めるケースも多々あるわけでございますけれども、このところ、そういう第三者保証を不要とするような制度を新たにづくつてきております。

御案内のとおり、いわゆるマル経制度というのも、これは無担保、無保証人の制度ということでやつてきております。それと、新創業融資制度、これは午前中ちよつと議論になりましたけれども、その中で第三者保証をとらない、それは新創業ということに重点を置いた制度でございますけれども。

さらに、一般的に第三者保証人を不要とする融資制度というものを新たにづくつてきているわけですから、これを平成十九年度に制度拡充いたしまして、貸し付けの上限額を一千五百万円であるのを二千万円にする、そういうような制度拡充をするということを承知しております。

それからもう一つは、信用保証協会。これも午前中議論になっておりましたけれども、昨年の四月から、原則として第三者保証人を徴求しない、そういうように保証協会に求めておまして、そ

いう趣旨が徹底されてきているのではないかと
いうふうに思っております。

いずれにしても、中小企業庁としてしま
は、今後とも、こういう保証人に過度に依存しな
い融資というものを一生懸命進めていきたいとい
うふうに思っております。

それから、政策金融機関のいわゆる改革につ
いてどういうふうに取り組むつもりであるかとい
うお尋ねでございます。

今さら申すまでもないわけですが、日本
の産業の競争力は企業に部品、素材を供給する
中小企業が支えている、あるいは、地域経済は各
地域にある特色のある中小企業が支えているとい
うふうにも言っても過言でないと思っております。
中小企業は日本経済を支える、その発展を支える
原動力だといふふうに思っております。そういう
中で、資金調達の円滑化というのは非常に重要な
要素だといふふうに思っております。

こういうことで、政策金融機関の再編の議論
の中で、中小企業金融の取り扱いをどうするかと
いうのが議論になったのは先生も御承知のとおり
でございますけれども、行政改革推進法の中で、
まず株式会社日本政策金融公庫についてござい
ますけれども、いわゆるマル経制度、そういうも
のの制度を含めまして、今まで中小公庫あるいは
国民公庫が担ってきたそういう機能は、その新し
く設立される日本政策金融公庫にしっかりと承継
されるんだということが明記されております。そ
れから、商工中金につきましても、民営化後も中
小企業に対する金融機能の根幹が維持される、そ
ういふようにするんだということが決定をされて
おります。

今回の政策金融機関の再編後におきましても、
このように新たに設立される日本政策金融公庫そ
れから商工組合中央金庫、こういうところにより
まして、中小、小規模向けの資金供給が円滑に行
われるように、そういう資金繰りに支障を来すこ
とがないように、中小企業者の方々にとってそ
ういふ機関が引き続き頼りになる金融機関として機

能し続けるように、そういうふうにはして
いきたいというふうに思っております。

○河野政府参考人 金融庁からお答え申し上げま
す。

金融庁は民間金融機関を監督する立場でござ
いますので、この保証人をめぐる問題につきま
しては、私どもとしまして、いろいろなトラブルの
原因となったという点についてはよく承知をして
おります。また、大変厳しい状況があったとい
うことをさまざまなルートで伺っております。

そういう中で、私どもといたしましては、この
四年間、地域密着型金融の推進ということを行
ってまいりました。

これは、民間金融機関、特に地域金融機関に
対しましていろいろ事業再生などへの取り組みや地
域再生への一層の貢献等を求めるものでござい
ますけれども、この中で、担保、保証に過度に依
存しない融資ということを一項目挙げまして、多
様な融資手法の活用、これは動産や債権を担保と
する融資の活用なども含めてございますけれど
も、こういう、担保、保証に過度に依存しない融
資の活用ということを求めますとともに、やはり
お客様への十分な説明が必要であるということ
を申し上げてきております。

トラブルに至りましたケースの中身を見ま
すと、やはり金融機関による十分な説明がなされ
ていない、あるいは、保証人の方が負うべき責任
について理解をしない、あるいは負担をすることに
ついて全くその能力がないといったようなことが
あった場合に非常に深刻な事態が生じておると認
識しておりますので、こういった点につきまし
て、金融機関に対して、保証を要求する場合には
客観的、合理的な理由を求める、それから、その
理由について保証人となるべき方に十分な説明を
し、その納得を得て保証をいただくのあればい
ただくというふうな対応をするように監督指針に
明記をいたしまして、これまでこれを推進してき
ておるところでございます。

今後とも、この地域密着型金融の推進につ

しては、一層の取り組みを行うべく、
現在、金融審議会を取りまとめに入っております
のでございまして、私どもとしましては一層努
力をしてまいりたいと考えております。

○大島委員 民間の金融機関を監督する立場で
からという話がありました、私は、いろいろ聞
いてみますと、要するに、貸し手と借り手とい
うのは五分五分のリスクを抱えているはずなん
だ、本来は、金融機関だけがリスクがなくて借
り側だけのリスクがあるという、今の連帯保証
人制度というのはそうなつてきますが、とにかく
判こをつけて、そうすれば貸してやる、万が一
のときは連帯保証人からがさつと取るという。だ
から、金融機関中心の融資制度という制度その
ものが余りにも近代国家にはなじまないんじゃない
かという認識を私は持っているものですから、そ
ういふうなお話を申し上げたんです。

金融庁としては、さらに、今前提条件をお
っしゃっていただきましたが、基本的には、欧米に
ない連帯保証人制度というのは日本独特なんです
よ。ですから、そういうものはもうやめて。だ
から、金利の幅があるわけですね。この人はど
うもまだ不十分だと思えば金利を上げればい
いし、下げたりして、少なくとも、第三者の連
帯保証人制度、判こをつけていこうという制度に
ついてはもうそろそろやめるべきだと思えます。私
はそう感じておりますが、金融庁のお考えをもう
一度伺いたいと思います。

○河野政府参考人 お答え申し上げます。
この連帯保証人という契約形態そのものにつ
きましては、民法上の制度でございまして、私
どもとしましては、これを一律に廃止することに
ついては、状況によってはということになります
けれども、これはこれでまたさまざまな弊害を招
くおそれもあると考えますので、この点につ
いては、一律廃止ということとはなかなか困難
という点は御理解をいただければと思います。

他方、やはりこれは、先生まさに御指摘の
ように、各金融機関の現場においてこれまでい
ろ

なトラブルの原因となつてきたことは事実でござ
いますし、その点については十分社会的批判も踏
まえた監督指針の書き方によりまして金融機関
の指導をしておりますので、今後ともその努力を
続けさせていただきますと考えております。

○大島委員 今のお話を伺っていると、ひよ
つとしたらこれは政治の責任かもしれませんね、
ルールですから、法律という意味では。ぜひそ
ういふ地域の実態に即した金融庁としての行動
をお願いしたいと思います。

それから、公正取引委員長がおられます、
顔が見えたので。お待ちいただきまして、一問
だけ御質問して、お答えいただいたらお帰ら
いだけ結構なんですが、地域の声の中に相
変わらず毎回入っているんですが、下請代金の
遅延の問題ですとか下請代金の切り下げ、こ
ういふのがやはり横行している。

大手の企業が高収益を上げている中で、小
規模企業あるいは零細企業あるいは中堅企業
の収益というのは非常に悪くなつてい
るというのが私の感覚なんです。ですから、地
域の方では、先ほど中小企業庁から報告があ
つたように、中小企業の総体としての認識は、
悪化している、どちらかというと悪くなつて
いるという認識が広がっているんです。

そこで、公正取引委員長にはいつも各方面
で御奮闘いただいているわけですが、どこに活
路といいますか御助力を願うかというところ、
公正取引委員会なんですね。優越的地位の濫用
ですとか、優越的地位を利用してこれでやれ
と、このところは難しいんですが、それに文句
言うとかまた次に仕事をもらえないとい
うことがあるから、わかりましたという話にな
つちゃうんですが、ほかにもたくさん、安売
りの問題ですとか談合の問題もあるし、公
取委員長も大変だと思つてます。

ただ、こういう問題も非常に幅広いところ
に影響があるものですから、中小企業のま
じめにこつこつやっているメンバーが泣き寝
入りということについては、ぜひ私は是正さ
なければなら

い、政治的にもそう思うんですが、公正取引委員長の下請代金についての現状の認識と、そしてそれをどういう形で是正していくか、そのことについてお伺いしたいと思います。

○竹島政府特別補佐人 御指摘の下請法の問題、それから、独禁法に基づく優越的地位の濫用に対する対応ということでございますが、最近も成長力底上げ戦略の中で、下請法の厳正な運用等がうたわれているわけでございます。私も公正取引委員会は、従来から、デフレ経済が長引いて下請にしろ寄せが来る、また原料が上がっても価格がなかなか転嫁できないという話がたくさんございまして、下請法の厳正な執行ということには特段力を注いできたつもりでございます。

平成十六年に法律を改正して、単なる製造業、修理業だけではなくて、役務、いわゆるサービス関係の下請にも法律の適用を拡大しますということとをいたしました。それからもう三年強たつておりますが、その間に二十五件の勧告、公表、これは法律に基づく一番厳しい措置でございます。それから、八千八百件の警告ということで、多いケースは、下請代金を一方的に事後的にさかのぼって減額する。百円だったものを九十五円にしてくれというようなことを事後的に要求をして、これはおっしゃったようなことで、下請事業者がのまざるを得なくて泣き寝入りする。それから、支払いがそもそもおくれる。こういったものにつきまして、しかるべきものをちゃんと払いなさい、それから、おくれた場合には利子をちゃんと払いなさいということで、現状回復措置を命じてきております。

そういう意味で、いかに情報を、そういうときに泣き寝入りせずに公正取引委員会に言ってきたいただくかということでございます。年に二回、中小企業庁と手分けして、言ってみると、官の側から掘り起こしをして、その中で、ああ、この親事業者はどうも複数の下請事業者からこういうことを言われているなということについては、さらに調査をして事件に結びつけていくというよ

うなことを、我々としては、例外的に大変踏み込んだ仕事をさせていただいていると思っておりますが、これからもそういうことできちんとやっていきたいと思っております。

それから、下請関係にない場合でも、大規模小売業者が納入業者をいじめるというようなことで、性格的には同じようなことで、これは独禁法のまさに優越的地位の濫用になるわけですが、これらについても相変わらずあるわけでござい

ます。最近も、そういうことで、九州の方のディスカウントショップを展開しているようなところで、簡単に言うと、ただで相変わらず従業員を納入業者から出させて、棚がえ、棚卸しの作業とか新規開店、改装のための作業に当たらせている、それでお金を払わないというように聞こえる。それから、全く理由がないのに、納入業者に何の責めもないのに、売れないからといって返品、本来買

い取りであったはずのものが返品をされる、それも、納入業者から見れば大変な額になるというようなことがかなり行われている。これらについては、本間にこの三年ぐらい厳正に取り扱っております、わざわざ大規模小売業者に係る告示も出しまして、こういうことをやればきちんと厳正に対処しますぞということを言ってきたというわけですが、大分よくなったというふうなことは聞いていますが、まだまだなくなつたと言え

る状態ではございませんので、これからそこは厳正に目を光らせていきたいと思っております。

○大島委員 最後にまだまだという話がございますが、私は、竹島委員長になって、本間に公正取引委員会は、公正取引委員会が出張なくても済む社会にしなければならぬと思っておりますが、残念ながら、今のところは、市場原理主義経済の社会というのは、まさに公正取引委員会がかなりしっかりしていないと公正な経済社会にならないということ、大変残念ながらというんで、

しているところ、今まだまだという御認識がありました。公正な商業ルール、経済ルールを守らせるという意味で、さらにぜひ御奮闘いただきたいと考えているところであります。

竹島委員長、どうもありがとうございます。結構でございます。さて、今、中小企業の抱える問題について幾つか質疑をさせていただきました。ほかにも準備はしておったんですが、時間的な配分等もござい

ますので、御準備いただいた方には大変申しわけないんですが、少し飛ばさせていただきます。この質問に入らせていただきます。

ものづくり問題について、先ほど甘利大臣からもいろいろ御指摘をいただいたところであります。が、生産現場における派遣労働問題がやはり私は気になるところでございます。技術、技能を伝承するために最低限の人が必要なんです、その人さえ、確保していると価格競争に負けてしまうというところで、そこまで削ってまで経営者はコストダウンに努めております。

確かに、中国製品とどうするか、あるいは国内のメーカー同士がしのぎを削っているんですが、市場原理主義経済に勝ち残るためには手段を選ばずという状況に入ってきています。私は、ものづくりというものが今どちらかというと非常に亜流になつてしまつて、主流は、もうかるかもうからないかという論理が動き始めている。このところを放置すると、私は、日本という国は物をつくれなくなる。安いものは中国でつくればいい、海外でつくればいい、日本は、そうすると、農産物も魚ものもづくりもなくなつて、金融あるいはサービス、観光という国になつてしまふんじゃないかというぐらいの危機感を私は持つておるんです。

厚生労働省が派遣労働問題については平成十五年に法案を改正しまして、ものづくりの現場まで派遣労働をよしたわけですが、経済産業省はこれをどう見ておられるのか、厚生労働省は現状についてどう考えておられるのか、このことにつ

いてそれぞれお伺いしたい。実は、私の住んでおります日立市ですが、かつては日立製作所を中心とする企業城下町と言われておりました。日立製作所に関連する企業を中心となつて企業群をつくつておったんですが、最近、この日立市の資料を見て、私は、びっくりとい

います。驚いたわけでございますけれども、それはどういふことかといいますと、「日立製作所グループ企業を頂点とした生産ピラミッドの崩壊」という文書といふんですが、報告書が私のところにも寄せられました。今はなかなか、日立製作所からおりてくる仕事だけを受けていければいいという時代は終わろうとしている。逆に言えば、ほかのところからいろいろな仕事を受注しないとやっていけないということになつてしまつて、それで、生産の従業員数も、平成三年には四万三千人ぐらいたんですが、今では二万七千、事業所も、八百五十九あったんですが、今は五百七、出荷額も落ちてきております。

しかしながら、日立市としては、日立製作所を中心とする企業あるいはそれを取り巻く優秀な基盤技術を持つ中小企業群があります。それから日立港という港もあるし後背地の常磐道路のインフラエンジニアもあります。また企業立地の土地の利用計画もあります。ここら辺があるので、い

ちようど今回の法案を利用させていただいて、いわゆる企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案、まさにこの法律案をベースに、改めて日立市として再生の道を歩みたいという提案書が出て、入手させていただきました。特にその中でも、茨城県それから茨城大学共同研究開発センター、日立製作所、日立地区産業支援センター、日立商工会議所工業部会等々でひた

言ってみますと、この法律に一番なじむ事例かなという感じもするわけですが、こういう提案書といえますか構想について、今回の法律を適用するという意味ではどういう受けとめ方をしたいのか、このことについてお伺いしたいと思います。

○鳥生政府参考人 お答え申し上げます。

製造現場への労働者派遣についてのお尋ねでございますが、製造現場への労働者派遣につきましては、日々変動する業務量に応じまして労働力需要に迅速、的確に対応するというニーズがございます。必要なのだと考えております。しかしながら、単に人件費削減という観点から安易に派遣を活用するということは、製造現場における技能継承や人材育成という面から見て問題であるというふうに考えております。

労働者派遣により常用雇用が代替されるといったことを防ぐことが重要だという点から、最長三年の派遣受け入れ期間の制限等の仕組みを設けているところでございまして、こうした法令の遵守に努めてまいりたいと考えております。

○福水政府参考人 お答え申し上げます。

日立市あるいは日立周辺の再生プランの件でございますが、今回の企業立地促進法案では、地域、既存の産業集積がどうなっているかとか、あるいは、日立を中心にはばらばらしい技術があるというのはいくらも十分承知しております。日立港を初め那珂湊港、いろいろな産業施設が整っております。そういう中で、我々、できるだけ支援していきたいというふうに考えております。

既に私も、一月に、茨城県あるいは茨城県関係市町村、三十九市町村に法案の概要のようなものを説明いたしております。先生御紹介ありましたような議論がいろいろなところで進んでいるんじゃないかというふうに思っております。関係者の意見を十分協議していただいて、地域の強みを生かした基本計画をおつくりいただいて、私ども、同意を受けていただければ、予算措置、税制措置等々が御活用いただけるんじゃないかという

ふうに期待いたしております。

○大島委員 幾つかの具体的な事例も踏まえて質問をさせていただきましたが、いずれにしても、この法律案が生きたらどうか、結局、この法律案の中身がみんなに行き渡らなければなりません。

最後に内閣官房に、ワンストップサービス等々について、こういうツールがあるんだということ、商工会議所等々を活用しながら一生懸命頑張っていく、まずという事前のお話もございましたので、時間です。この質問はやめますが、いずれにしても、せっかくいいツールをつくらうとしているんですから、これを最大限活用して、地域の実態に即した形の振興策がとられるように要望して、また機会があれば御質問させていただきますが、きょうはこの質問を終わります。

○上田委員長 次に、近藤洋介君。

○近藤(洋)委員 民主党の近藤洋介でございます。きょうというわけです、この時期は全国各地で同志が戦っているわけでありまして。各政党の同志の方々が統一地方選挙を戦っているわけでありまして、国会議員は、それは国政で、国会で審議をするのが本来の仕事でありますから、同志がふるさとで戦っていることを思い浮かべながら、しっかりと気合を入れて議論をしていきたい、こう思っております。

本日は、いわゆる成長戦略三法案について同僚議員に引き続き質問いたします。最初に、地域資源活用促進法、地域ブランド戦略についてお伺いしたいと思うんですが、大臣は先週末、山形県をお訪ねいただいた、山形県の地域ブランド創出の取り組みである山形カロッツェリアプロジェクトを御視察されたと思うんですが、私の愛する山形県に注目していただいたことにまずもって感謝を申し上げます。最初に、視察をされた御感想をお伺いしたいんですが。

最初に、視察をされた御感想をお伺いしたいんですが。

○甘利国務大臣 先生の許可をいただかないで行ってしまっただけなんですけれども、行ってみたい、やはり現場に行かないとだめだ、という思いを強くしたのは、地域資源というのは、私が期待している以上に結構すごいものがあるなという思いがいたしました。これは、ブラッシュアップしてそれからデビューさせるというのはあるんですが、みずからもうブラッシュアップしているところというのはいっぱいあるということ、そういういい素材がある、ポテンシャルがあるというのがまず一つ。

それからもう一点、強烈に印象に残ったのは、その地域で取り組んでいる方々が、どんなにいい資源でも裸のままではだめなんです、いいものだから売れるとかならないのが難しいところだ、それを、いいものを売れるようにするには人の知恵が大事です。どういうコンセプトをつくって市場にアプローチしていくかという、そのコンセプトをつくる、そして提唱し、投げかけるコンセプトというものの存在が大事、プロデューサーとでもいうんですかね。だから、いいものがあるということと、それをちゃんとしかけられる人がいるということ、これがくっつかないといけないんです。ということ、これがくっつかないといけないんです。ということ、これを言われて、なるほどという思いがして帰ってきました。

○近藤(洋)委員 まさに大臣、やはり現地をごらんいただくということは大変ありがたいことであります。また大臣が御感じになられた、まあこれは私の地元山形県に限らず、全国各地でもすばらしいものが、ダイヤモンドの原石がたくさんあるわけでありまして、おっしゃったとおり、そのコンセプト、大臣が言うところのプロデューサーがやはり大きいんだという御感想のとおりだろうと、私も全く同感であります。

とりわけ、山形のカロッツェリアプロジェクトについては、大臣もお会いになられたかと思いますが、このプロジェクトについてはリーダーの存在が非常に大きかったと思います。フェラーリのカーデザイナーをやられた奥山さん、代表者を務

めていますが、あわせて奥山さんと同級生たちといいますが、地元の地場産業の経営者の方々が非常に連携をして事業をつくってこられました。そして、山形でいえば鋳物であるとかカーベットとか、そういったさまざまなものを奥山さんがデザインして、そしてフランスに展示をして、今こういう形で世界に飛び立とうとしている。筆と並んで経済産業省に御注目をいただいて、大変山形県民は喜んでおるわけであります。その御期待にこたえられるように、これはちゃんとやらなきゃいけないんだらうと一方で思うわけです。

そこで大臣、お伺いしたいんですけれども、今回の法案の目標では、五年間で千のプロジェクトを創出しよう、という計画であります。この委員会の前の質疑でも同じような指摘があったんですが、一つ一つの原石のプロジェクトを千つくるということは、これはこれで私もいいことだろうと思います。ぜひ、日本全国津々浦々、発掘をし売り出していく。千という規模は大事だとは思いますが、もう一方で、やはり象徴となるような大きなといいますか、何も規模が大きいというわけではないわけですが、象徴となるような目玉のプロジェクトを総力を結集してつくっていくということも、これまた大事じゃないかな、こう思っております。

例えば、大臣が御視察された山形県のカロッツェリアプロジェクトでありますけれども、山形のさまざまなものづくり企業が今、一つのコンセプトで物をつくっているわけですが、コンセプトのデザインをやっているわけでありまして、彼らと奥山代表なんかと議論しているのは、例えば、彼らの最終形は、大臣も乗られたでしょうけれども、山形にミニ新幹線で行かれるわけですね、山形にミニ新幹線をぜひカロッツェリアプロジェクトでコーディネートしたい。それは、カーデザイナー、フェラーリのデザイナーですか、デザインは地元出身のフェラーリのデザイナーがデザインをする。内装は、大臣ごらんに

なった、そういうじゅうたんを内装に使う。家具も、地元の有名な家具メーカーも入っていますから、いすはそれを使う。ディスプレイはものづくりの有機E.L.を使う、これは地元の米沢で今開発中でありまうとか、あらゆるものを、ひとつしヨールームをつくらうじやないかというので非常に意気投合して、私も話を聞きますし、また地元の金融機関、地元の銀行の方々も、おもしろいじやないかということ今盛り上がっているところであります。

ただ、やはりそこまで大きくなっていると、これはお金もあるんですけども、お金というより、むしろ規制。国土交通省さんにどうやってタッチしたらいいんだろとか、J.R.とどうやって動いたらいいんだろとか、そういうさまざまな、やはりこの研究会だけでは難しい交渉事も出てくるわけですね。

そういう場面などは、例えばきょうの議論でもやりましたけれども、せっかく各省連携と掲げるのであれば、そういった意味で、何も私の地元のものを取り上げるとは言いません。そういった取り組みを幾つか、各省連携でできるようなものについては、やはり大臣も旗を振って、ワンストップサービスだ、各省の担当者を集める、こういうことでやられたわけですから、そういう取り組みも例えば幾つか、各ブロック一つでもいい、まあ個数にこだわるわけではありまけんけれども、やってもいいと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○甘利国務大臣 山形カロッツェリアを訪問したときには、そのブランドは直接出ませんでしたが、今お話を伺って、おもしろいと思いますし、夢と勇気がわいてくるような象徴的ブランドになりそうだな。フェラーリデザイナーがデザインをしたミニ新幹線、内装、あそこはオリエンタルカーペットでしたね、世界に冠たる高品質。私も機械で打つのをやってみましたけれども、それで内装をつくり、あるいはあそこの工場の、家具をつくっている工場の内装技術等々、どんなもの

ができるのかなという本場に夢が広がる案件であります。

そういう象徴的な地域資源型の大型プロジェクトみたいなものというのは、ぜひチャレンジしていただきたいと思ひますし、ワンストップサービス、今回、企業立地では、それこそその立地案件に全部が絡んでくるワンストップでありますし、もう一つの連携は、それぞれの各省が、省が所管しているもので地域おこしをしていくという意味でみんなまとめていっているわけですが、それとせつかくまとまっているのでありますから、そういう行政のいろいろな手続上のことも含めてワンストップで進むように、仮にそういうプロジェクトが上ってきたら、ぜひ応援をしていきたいというふうに思っております。

○近藤(洋)委員 ありがとうございます。

大臣おっしゃったように、夢なんですすね。やはり、へえ、おもしろいな、わくわくするなというの、大臣もおっしゃっていただきましたけれども、大事なところと、悲しい話ばかりが、要するに介護疲れで命を絶つたとか、そういう話を我々政治家はいろいろ聞くわけですが、そういう話をつくるというの、これはやはり政治の役割なんだろうと思ひますし、大臣おっしゃったコーデイネーター、プロデューサーが重要なんですよ。これは経済産業省、やはり霞が関のコーデイネーターたんとという役所だろうと思ひますので、ぜひ、そういうものが地域から上がってきた場合には、門前払いせずやってみようかという姿勢で臨んでいただきたいと思うわけでありまう。

前の方と質問が重なっている、通告したのを多少はしよってまいりますが、地方のブランド戦略にせよ立地にせよ、重要なのは、大畠議員も指摘をされましたが、やはり人材の育成というものが極めて重要になるかと思ひます。そういう意味で、我々、地域を歩くと非常に気になる

ことが起きています。それは高校が、工業高校とか商業高校の数が減つてしまっている、どんな普通科高校になっている。

これは、要は少子化ですし、普通科高校の方が定員が埋まりやすい、こういう理由も、決めるのは各県でありますから、そういう高校再編の中で行われているんでしようけれども、私は、ものづくりだとか、例えばそれは観光であれ、やはり工業高校、商業高校というところの教育というのが大事になるのだから、そういうスペシャリティーを持った人材供給というのは非常に大事なんだろうと思ひているんですね。特にものづくりの観点でいくと、高専もありますけれども、地元の工業高校がしっかりと持っているということは、進出した企業の方々に話を聞くと、これは非常に大切な要素になっております。

ところが、一方で教育の現場の方を見ると、どうも工業高校が疲弊していつて普通科高校になつちやうている。これは、ある大手メーカーの工場長さんの話ですけれども、高校生を採用しても、もちろん、いろいろものづくりの基本から教えないといけないし、そもそもあいさつから教えないか、こういう状況ですから、大変レベルが下がっているという嘆きは、やはり現場の方からよく聞くわけでありまう。要するに、人材のミスマッチというのが地方で起きているんじゃないかな、こういう認識であります。

そこで、経産省、文部省に伺ったところ、どうなんだ、こういうものをやっているのかと聞いたところ、いやいや、やっていますというお話でございました。新規で、ものづくり人材育成のための専門高校・地域産業連携事業、これは、この新法案にひとつ先駆けた形で予算化されたものであります、これ自体は非常にいいんだらうと私も思ひます。

ただ、ちょっと寂しいのは、両省合わせてその予算が六億六千万円ということなんです。予算の額で言うわけではありまけんけれども、あとその他さまざま、目指せスペシャリスト(スーパー

専門高校)構想、一億八千万円とか、さまざまいただきたけれども、どれもちょっと、これは全国ですから、我が山形県内の工業高校育成で一億八千万円なら、うん、なるほど、こう思うんですけども、日本全土でありますから、ちょっとこれは寂しいのではないかな、こう思うわけでありまう。経済産業省としてはいかがですか。

○山本(幸)副大臣 先生がおっしゃることはよくわかります。私も地元で高校の整理統合ということがございまして、何とか地元の工業高校は今回は守り通したわけでありまうけれども、そういう意味で、しっかりと工業高校の教育を充実させて、そして、最近私どもの地元には自動車産業も来てもおりますので、そのための人材を育てる、その供給ができるということが大変大事だと思ひます。

そういう意味で、経済産業省は文部科学省と協力いたしまして、昨年は高専だけやっていたんですが、今年度からは文部科学省とともに、工業高校を含めて、中小企業ものづくり人材育成事業ということ、予算を五億四千万計上いたしました。工業高校の実践教育導入事業はこのうち二億九千万円でありまうけれども、確かに要求は五億でありましたので十分ではないというところはあります、新規で、今回、全力を挙げて中小企業予算全体をプラス三・四にするという努力の中で何とか獲得したということで、これは今、対象で考えておりますのは、全国で工業高校が大体六百二十八あるんですが、そのうち一割、六十校程度にはできるんじゃないかと思ひます。

今後、文部科学省と協力してどんどん拡大していつて、そして工業高校の教育を実践的な意味で高めていく。産業界として行政等と協力してやる。企業技術者を派遣したり、あるいは生徒や教員を現場研修させる。最近では、生徒のレベルだけではなく現場の教師の方もやはり現場感覚が不足しているんじゃないかということが言われておりますので、今回の予算でそういうことを含めてやつていきたいと思ひます。ぜひ、今後と

も拡大する努力をしたいと思しますので、お力添えを賜ればと思います。

○近藤(洋)委員 小渕文部科学政務官にいらしていただいていますのでお伺いしたいんですけれども、今の話と関連して、やはり予算には限りがある。先ほどの午前中の質疑で、馬淵議員の方から補助金の使い方の議論がございました。ぜひ注目をして、やはりああいう例も含めてちゃんときちり整理をして、必要なところにちゃんとお金をつけるという努力は、それは文部科学省も経済産業省も引き続きお願いをしたいというように思うわけであります。

あわせて、そうはいっても予算には限りがある。限りがあるならば、やはり知恵を出さなきゃいけないと思うんですね。これは文部科学省にきょう事務的に伺いましたら、工業高校では高校生ものづくりコンテスト全国大会なんというのをやっています。資料もいただきました。工業高校校長協会さんの主催でやられているという話であるとか、あと、技能検定であるジュニアマイスター制度とか、そういうことをやられている。やはり現場の工業高校自体はそれなりに努力をしているんだと思うんです。ジュニアマイスター制度をつくらう、ものづくりコンテストをやらう、そういうことで技能検定のようなことをやっていくこと。

こういう現場の努力とか工業高校側の努力というのに対して、文部科学省として、そういったジュニアマイスターの制度を取った学生に対しては、例えば進学する人は、高専への推薦枠を広げてあげるとか、大学工学部に入りたいという人は、そういうマイスターを取った人は特待生でいいよとか。ものづくりコンテスト全国大会、これは甲子園ですよ。甲子園の優勝投手は、やはりそれは大学に入るわけですよ。卓球の福原愛さんも早稲田大学に入るわけですよ。だから、ものづくりコンテストの銀メダリストはそういうところに、例えば早稲田大学工学部にも入るとか、早稲田がいいかどうか別にして、どこでも

いいんですが、そういう枠をつくるだとか、知恵を使って何かインセンティブを与える。

さらには、例えば授業料を免除することだつていいと思うんですよ。マイスター制度を取った子供たちには授業料を免除するとか、そういう制度を、技能を、技術を持った人、工業高校にはそういう制度があるんだよ、普通高校にはない特別の制度があるよというものを例えば文部科学省としてつくれるとかいうお考えはどうでしょうか。予算の獲得も含めてお答えいただきたいんですが。

○小渕大臣政務官 委員が今御指摘いただきましたように、やはりものづくりの人材を育成していかなければならないという観点から、こうした工業高校に通うことによって、その意欲や能力のある学生さんたちを大学などでも積極的に受け入れていくということは大変重要なことだというふう

に考えております。今御指摘ありましたジュニアマイスターの制度というのはありますけれども、例えば立命館大学の情報理工学部では、AO入試において、このジュニアマイスター制度の評価を受けている者に関しては、入試においてこれを受けている人を対象としているということもありますし、例えば先ほどお話がありました奨学金のお話でありますけれども、日本工業大学におきましては、工業高校出身の学生を対象とした特別奨学金の選抜に当たります。ジュニアマイスターの顕彰を受けていることを考慮しているということもあります。

そんなことも踏まえまして、文科省といたしましては、専門高校卒業生を対象とした入学定員枠の設定など、入学者選抜において多様な工夫を大学の方に判断してもらいたいということを促しております。今後も、やはり、大学におけるものづくりの教育を充実するという観点から、各大学の特色を生かした多様な取り組みが進められるように後押しをするよう考えてまいりたいと思っております。

○近藤(洋)委員 御答弁ございましたように、今

既に導入されていると。これをもっと、政務官も御地元を歩かれれば当然御存じだと思います。やはり工業高校というのはなかなか、今の学校の統廃合の標的になつていっている部分がありまして、商業高校もそうなんですけれども、実際、県のレベルでいくと、ここをどうやって統合するかという話になるわけですね。ですから、やはり相対力強くなるわけですね。ですから、多様な取り組み、大学の自治の関係もありますからそう簡単にはいかないのは私も承知しておりますが、ぜひ多様な取り組みを促す。それは野方図というのではなくて、御答弁の中でも前向きにという意欲はとられたので期待をしたいと思います。ぜひ後押しをするという観点で取り組んでいただきたい。この場では御要望をさせていただきたい、強く申し上げたいと思います。お忙しいところ、どうもありがとうございます。

いずれにしろ、そういう取り組みの中で工業高校を強化して、さらには、これは大企業、中小企業にかかわらずですけども、ものづくりの基盤を強化しなければいけないわけでありまして、本法案ではやはりさまざまな中小企業対策が盛り込まれております。

そこで、甘利大臣にまず伺いたいんですけれども、大臣は三月一日に東京大手町の経団連を訪問されて、経団連の常任理事会に御出席をされております。出向かれた趣旨、目的は何だったのか、お教えいただけますでしょうか。

○甘利国務大臣 幾つかの理由と思いがあって訪問したわけでありまして。

一つは、最低賃金の論議がございます。全体の底上げを図るという戦略上、最低賃金の引き上げについて議論をし、結論を出す、これは悪いことではないわけでありまして、ただし、そのまま実行した場合、一番影響を受けるのは中小零細企業であります。

法律によって賃金の下限を引き上げる、そうすると、頭を抑えられたままでありまして、自分の利益を削るということになります。もちろん十分

な利益があれば、それはそれでも対応はちゃんとできるんだと思いますが、しかし、このところ大企業の収益が上がっているのに比して、中小企業は利益が減っております。生産が拡大をして、人はたくさん雇わなきゃいけない、しかし下請代金は思うほど伸びていないので、どうしても自分の利益を削って対処するということになるわけでありまして。その上にさらに上げていくことになりまして、下請企業が一番窮地に追い込まれるわけでありまして。元請から下請への代金の適正化といいますが、それを図らなきゃいけない。

その要請、適正な下請取引、法律があつて、下請いじめは許さないという下請二法がちゃんとありますけれども、ただ、元請と下請の関係というのは、それはどちらが強いのかといえば元請が強いに決まっているのでありまして、そういう関係できちんと契約がつけられていますよといった場合に、法律どおりになされているという解釈しかないのではありません。実はそういう中に優越的な地位の濫用がないかという問題等々あるわけでありまして。元請と下請の適正な関係というのは逆に、いいものをつくっていく、生産性を上げていくという点で必ずいい効果になるわけでありまして。そういう適正な関係を築いてくれというのが一つであります。つまり、下が上がつてくるから上も上げてくださいというのが一つであります。

それからもう一点は、日本の大手と中小企業、元請と協力会社のいい関係を、生産性の向上、技術革新、競争力強化につなげたいという思いがあります。それは、日本ではよく下請企業側から、現場で部品なりなんなりをつくっている、そうすると、こういうことを改善したらもつといいものができますよとか、あるいはこういう課題に対処できますよとか、あるいはもつと生産性が上がりますよという改善提案がよくなされます。その改善提案を元請がしっかり受けて、共同で改善に向けた努力をして、成果が上がったそのプロフィットをシェアする、そうしますと競争力にも

資するし、下請のモチベーションを上げるということにもなるわけであります。

そういう日本のある意味伝統的なよき、先ほど来市場万能主義みたいな議論がありましたけれども、日本のものが競争力を持つている中では、お互いが協力していつて成果が上がる、そういういい関係を競争力としてしっかりと定着させていきたい、そういう意味もあつて要請に行つた次第であります。

○近藤(洋)委員 これは私も、これは役所の方からいただきました、この「下請取引の適正化について 中小企業底上げ戦略」生産性向上プロジェクト」、三月一日付、経済産業省。大臣がこの資料に基づいて御説明をされたというお話も伺っております。

まさに二つの思いから伺われたという話であります、その第一点の部分、適正化という話ですが、要するに、大臣がまずお忙しい中わざわざ出向かれて要請を行つたということは、法律が二法、下請代金法、そして振興法、二法あるわけですが、この二法が残念ながら現在はいきちんと守られていないという認識を大臣はお持ちである、こういうことでよろしいんでしょうか。

○甘利国務大臣 法律違反があれば、中小企業庁から告発もした案件もあります。これは調べてくれと、公取に。そうやって対応していますし、公取も、先ほど来委員長が意欲的に、実効が担保されているか調査をし、時として立ち入りをするわけでもあります。ただ、法律は守られていても、法律の構成からはちゃんと履行されていても、もつと、本来法律が期待するいい関係というのを築くべき部分というのは実は隠れてあるんじゃないかというふうに思っております。

法律は守られている、立ち入るうにも、ちゃんと法律どおりやっていますよと。しかし、より改善すべき点はあるのではないかと。それをガイドラインで業種ごとにつくつて、あらまほしき姿というんですかね、我々が描いているあらまほしき関係、姿、それを定着させていきたいということでは

あります。

○近藤(洋)委員 これは言葉の使い方の問題になるのかもしれないが、大臣、私は、やはり実際は守られていないのではないかと認識に立つべきだと思うんですね。そして、それが世間のいいいますか、世の中の空気、常識なのではないか。

公正取引委員会、先ほど竹島委員長がおっしゃつたとおり、公取の資料によると、そもそも下請法違反の警告はこの十年間毎年千件、警告で千件あるわけでありまして。そして、もちろん範囲が広がつたということもありますが、ここ数年は二千件を超えている、十七年度は四千件に達している、これは警告ベースであります。これだけ警告があるということは、法律が守られている状況とは少なくとも言えないというのが実態ではないか。だから大臣も行かれたわけでしょうし、だから守れよという注意喚起で、通達を二万社ですか、大臣名と公正取引委員長名で出された、こういうことなんじゃないんでしょうか。あらまほしき姿になればいいということでありましたが、要するに今はあらまほしき姿ではない、すなわち法令違反が頻発するというか、よく見られるというのが実態だと私は思います。

そういう実態だとすると、大臣、これは、経団連というのはある意味でそれは名立たる大企業の団体ではあります、基本的には経済産業省が所管する団体であります。だとすると、その団体にアウトして説明というよりは、呼んで指導する。アウトして要請じゃなくて、経団連会長なり副会長を本省に呼んで、そして指導するというのが筋ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○甘利国務大臣 法律を守れということについては、指導であります。実は下請企業に聴取をしますと、法律は守られているかどうかということでは、書面を交わして、こうして両方納得していますということですけども、しかし、相当無理をしている部分があるんだという話もあるわけですね。もちろん、法律が守られていない部分

について警告が何千件も出ている、これはちゃんとそのとおりなされていない部分があるから当然出ているのでありましようし、それは厳正に対処をします。それについては呼びつけて指導もできますし、します。

要は、実は守られているかといえば守られていないと言わざるを得ませんけれども、しかし相当無理していますよという案件も聞えてくるわけですね。それについてはちゃんとガイドラインをつくつて、もつとよりよい姿になつてもらわなきゃならない。この部分は要請をしなきゃならないと思います。

ですから、法律違反については、我が省から先般は告発もしましたし、公取からも法令遵守をびしびしやつてもらいます。もつといい姿にした方がいいというガイドラインの部分は、私から要請をする。両方あわせて進めていきたいというふうな思つております。

○近藤(洋)委員 それでは、経済産業省としてはやつているということでもございましたけれども、私ちょっとやはり気になるのは、経済産業省、中小企業庁は、これまで、告発という公取への措置要求を出したという話でしたが、確かに出されました、つい最近。けれども、それは平成に入つてからわずか五回目。約十九年間、十八年間でたつた五件しか改善措置要求を出していないんですね。これはまた余りにも少ない件数。要するに、年によつては四千件警告が発せられているのに、実際改善措置要求を公取に申し入れているのは十七、八年間でわずか五件。

さらに言えば、昭和三十一年に下請法ができ上がつて以来、事務方にきのう、これまで過去何回改善措置要求をやつたのだと言つたら、昭和時代はわかりませんが、こういう話だつたんです。わからないということとは恐らくやつていないんじゃないかと思うんですね。多過ぎて、何件、やり過ぎてわからない、毎回百件やつていて数えていまして、このうちではない、忘れたぐらいやつていない、こういうレベルなんです。

要するに、全くもつてその改善措置要求を中小企業庁はやつてこなかった、少なくとも法の運用をして、少なくとも甘利大臣就任前まではやつてこなかったんじゃないか、こう思わざるを得ないし、非常に消極的だつたんじゃないか、こう思わざるを得ないんですね、いかがでしょうか。

(委員長退席、中山(泰)委員長代理着席)

○高木大臣政務官 ただいま御指摘ありましたとおり、下請事業者が親事業者との関係で公正な取引を強いられることのないよう、下請代金法に基づきまして、これは平成十七年度の数字でございますが、書面調査を十四万三千九百三十五件、また、親事業者に対する立入検査を千五百九十八件を積極的に実施してきております。下請代金の減額また下請代金の支払い遅延、発注書面の未交付など違反のある親事業者に対しては、改善指導等五千三百六十一件を積極的に進めてきており、法に基づいて厳格に下請対策に対処してきたところでございます。

こうした中で、特に重大な違反行為につきましては、ただいま御指摘ありましたとおり、公正取引委員会に対して措置請求を行うこととしておりますが、先月三月二十三日には、東芝ライテック株式会社社の違反行為につきまして措置請求を行つたところでございます。

今後とも、大企業が優越的地位を濫用しないよう、公正取引委員会と十分に連携をとりつつ、厳正に対処してまいりたいと考えております。

○近藤(洋)委員 調査はそれは当たり前、されると思うんですね。だけれども、私が指摘しているのは、少なくとも、措置要求をほとんどしていないという事実です。片っ方では、公正取引委員会は毎年十件以上、件数でいいわけではありませんが、やつていくわけですね。

では、人員はどうか。中小企業庁はまさに中小企業の声を聞くための専門の役所ですよ。公正取引委員会はそれだけじゃない、さまざまなかをやっている。人員でいっても遜色はないはずであ

ります。にもかかわらず、公取よりもほとんど仕事をしていないという結果、これは消極的だったと思わざるを得ません。

もう一点言えば、大臣がおっしゃったガイドラインでございますが、まさに、業種によってガイドラインをつくるようにという要請をされていまして、私も、その下請法上のガイドライン、昭和三十一年にこの法律が施行されて以来つくっていなかったということ自体が不思議であります。今さらというか、要するに、これは急に、今まではやはり手抜きだったと反省をして、そしてつくるように急遽要請をされた、こういうことではないでしょうか。なぜ今までつくってこなかったのか。そしてさらに言えば、では、このガイドラインをどの業種に対していつまでに策定させるおつもりなのか、お答えいただきたい。

○石毛政府参考人 お答え申し上げます。

初めに、私どもの執行状況ですが、確かに、措置要求という形で公正取引委員会に行っているものは、最近については先生のおっしゃる通りでございますけれども、その前に私も書面調査を行って、下請事業者それから親事業者、両方をこう見て、これはおかしいぞということでも立入検査をするわけですが、そういうものが、毎年データをとっておりますけれども、二百数十件、こうずっとございます。

その中で、立入検査を行って、さらにこれはやはり改善すべきだということで、改善指導措置というものを毎年とっております。それは大体千五百件、千六百件あるいは千二百件、そういうようなオーダーでとっております。

そういう中で、私も見て、はつきり言います。これはやはり相当程度が悪い、そういうようなケースについては、やはり措置請求をすべきだということ判断して公正取引委員会に出しております。

ただ、私も公正取引委員会に措置請求の要求を出して公表するといったようなことは、昨年度、そういう形にしようということを決めたもの

ですから、今回、そういう、具体的に会社の名前も挙げて措置請求の要求を行っているということでございます。

それから、もう一つお尋ねのガイドラインの点ですけれども、御案内のとおり、一般的なガイドラインについては委員御指摘のとおり出しております。それをその都度、経済環境の変化に応じて見直しをしてきているわけでありまして、それとあわせて、各業種に、業界団体あるいは親事業者、必要に応じて、例えば原油価格が上昇した場合にそのコストについて、できるだけそれを下請価格に反映すべきである、そういうような要請を行っております。

ただ、私たちそういうことを実施して行く中で、やはり業種ごとに深くこれを見ていく必要があるだろうというところで、もう二年ぐらい前になりますけれども、素材材産業、鋳物、金型、そういうようなものを中心とする産業でございますけれども、深く勉強いたしました。それで、昨年の十一月に素材材取引についてのガイドラインを公表したところでございます。

その内容につきましては、先ほど大臣が言いましたように、そもそも法律を守るの当然として、ただ、こういうような事例がいろいろある中で、そういうものはしっかり守るべきだということとを例を挙げて言うとともに、それから、法令違反ではないけれども、例えば鋳物の重量取引なんというのがありますけれども、これは法令違反とは直には言えないわけですが、望ましくない慣行である、こういうものは直すべきだというようなことを言ったり。それから、そういうような鋳物の取引の中でも、全員がその重量取引をやっているわけではなくて、下請業者と親事業者の間で、こういう考え方でこういうふうに分けようじゃないか、価格設定しようじゃないか、そういうような、ベストプラクティスとの中で言っておりますけれども、そういう望ましい取引慣行というものもその中に含めて公表しておるところでございます。

そういったようなものをほかの業種にも広めようということで、現在、自動車、コンテンツ、広告の関係、ソフトウェア、それから情報電気機器の關係だったと記憶しておりますけれども、そういうような業種について六月ぐらいをめどにガイドラインを策定しようということで取り組んでいるところでございます。

○近藤(洋)委員 今、長官から、六月をめどに各業界と、だけれども、自動車、情報家電ですね、情報電気、こういった主要な産業について今までなかったということ自体が、やっていなかったということだと思ふんです。

もう一つ言えば、この法律、下請振興法には、これは法律で、下請事業者の取引価格の一般的な基準、下請振興基準として、取引価格は、数量、納期、支払方法、材料費、労務費等の要素を考慮した、合理的な算出方法に基づき、下請企業の適正な利益を含み、下請事業者と親事業者が十分に協議して決定されるものとしている、こう書いています。この法律には書いてあるけれども、そうでないのがいろいろあるから問題になっている、格差だ何だという議論になっているわけですよ。空証文になっている、念仏になっているんじゃないですか。

だから、一生懸命調査したというふうな実績はよくわかりました、やられているんですよ。だけれども、実際には、これが、この法令と違う事態が起きていることは恥ずかしい事態である、恥ずかしい事態であるから、大急ぎで六月までにつくるといふわけです。それはそれでやっていただきたいと思ふんです。やっていただきたい。だけれども、やはりそこは、体制として、では、この法律が、法律のとおりになっていないなら法律を見直さなければいけないし、体制を見直さなければいけないというところは必要ではないかというのはいくらも提起させていただきたいと思ふんですし、やはり当局におかれては、これは今回、たまさか東芝の子会社が発着をされました。ぜひ、何かこの子会社だけが交通事故に遭ったと思われないうようにし

ていただきたい。

やはりきつと、バーが変わったんだと思ふます。結構です、行政裁量ですからバーが変わるのは。ある日突然バーが変わる、あるでしょう。ぜひ、このバーに合わせて厳しく対処していただきたいと思ふんです。そこは要請をしていきたいと思ふますし、あわせて、民主党としては、こういった問題意識を含めて、さまざまな政策提言を今後もしていきたいということを申し上げたいと思ふます。

いずれにしろ、現実の姿を直視しない限り政策というのはなかなか実らないというのは論をまたないわけでありまして、ちょっと話題をかえまして、活性化法につきまして大臣にお伺いしたいと思います。

サービス産業活性化法には、サービス産業の生産性向上を掲げておるわけでありまして。これは、実は私、本会議でも伺った点ではありますが、改めて伺いたいわけですが、サービス産業というものは大変多岐にわたる分野でもあり、この実態をどこまで役所が把握しているのか、こういうことであります。実態をちゃんと把握しない、政策というのはあり得ない。

だとすると、現実はどうかという、現在の経済産業省のサービス産業の調査というのは、一年間に七業種、あまたある業種の中の七業種、しかも全体ではなくて三年に一度の割合でしかやっていない、非常に、俗な言葉ですがシャビーな、お寒い状況であるわけですね。これから、政策をきっちりこの活性化法に盛り込んだのであれば、問題意識は結構だと思ふますし、大変いいことだと思ふますけれども、やはりきつととした調査統計体制というのをまずつくることが大至急の課題だろう、こう思うわけですが、いかがでしょう。

○山本(幸)副大臣 先生御指摘のとおり、統計調査がこれまで十分にできておりませんでした。これはサービス産業の特徴でもありまして、業種が多様にわたるとか所管が各省にまたがっていると

か、あるいは新陳代謝が激しいというようなことから、これまで包括的な網羅的な統計ができておりませんでした。

この点は、遅きに失したとはいえ、我々も十分に反省した上で、昨年の二月、副大臣会合で最初に政府全体でのサービスタテ整備を行おうということとを提案いたしました。関係府省で力を合わせて取り組んでいくことを確認いたしました。そして、昨年五月の経済財政諮問会議でこれを積極的に推進していくということを決まりまして、経済成長戦略大綱や骨太方針二〇〇六においてこの方針が決まったわけでございます。

そこで、各府省連携いたしましたして、サービスタテ全体の概略的な状況を毎月調査する動態統計を平成二十年度につくり上げるということで、今鋭意準備を進めております。

また、業種別の統計につきましては、経済産業省が現在実施しておりますサービスタテの個別業種の統計調査、サービスタテの構造統計については、御指摘のように毎年調査する業種と三年ごとの業種があったわけでありますけれども、これは平成十八年から毎年調査ということにいたしました。

それからまた、業種の範囲も御指摘のとおり七業種だったのでありますけれども、これも平成二十一年度までに、インターネット関係サービスタテ、コンテンツ産業等を含めて、所管の二十八業種全部、段階的に拡大してまいりたいと思っております。

統計は国の重要なインフラでありますので、ぜひ、そのスケジュールでありますけれども、大変遅かったということは反省した上で、早急に整備して、これを政策立案に生かしていきたいと考えております。

○近藤(洋)委員 やはり統計というのは国民の財産でもありますし、地味な作業ではありますけれども、ぜひきっちり進めていただきたい、こう思います。

あわせて、今度は企業の立地関連法についてお伺いしたいのですが、たびたび指摘を受けている

とおり、地方の窮乏というのは、大変、去年から急に始まったわけではありませんが、ここ少なくとも、私どもに言わせれば小泉さんが総理になってから加速度的に悪くなった、こう思っているわけがあります。

そこで、今回の立地促進法はいわゆる産業集積法の後継法案でありますけれども、この集積法というのは十年以内に廃止するというところになって、ことし十年目を迎えたから今度は衣がえです、こういう御説明でありました。

しかし、経済の実態ということに合わせれば、昨年に工業再配置法を廃止しているわけでありす。田中角栄さんがつくられた代表的な法律である工配法を、時代の区切りということで廃止された。そういう観点から見れば、もともと早く立地促進法を、この法律の考え方は私も賛同するものでありますけれども、もともと早く機動的にやるべきだったのではないのかなという気がしてならないわけでありす。

そこで、大臣にお伺いしたいんですが、経済というのは、やはり産業も生き物でありますから、この立地法も、もちろん生まれればかりで、すぐどうする、生まれてまだこれから、採決もこれからです、今議論している最中でありすが、やはり生き物ですから、この十年というのは、経済のこういつた産業法というのは十年もつというのはおよそあり得ないのではないかと、適宜必要な手だてを講ずるという前提に立つて運用に当たるべきではないか、こう思いますが、いかがでしょうか。

(中山(泰)委員長代理退席、委員長着席)
○甘利国務大臣 新企業立地法といいますが、新産業集積法はがかりな仕掛けでありますから、もちろん、半年、一年ですぐ効果が出るというものではないから、ある一定の期間が必要であります。

しかし同時に、政策効果というのを適宜見直していかなければなりませんし、効果が期待されて出なかったのはどの部分があるかと、あるいは追加すべきものは何かあるかと、適宜見直していかなければならないというふうに思っておりますし、随時状況を把握しまして、政策効果をチェックしながら、適切な施策を講じていくつもりでございます。

関係省庁と設置をします地域ブロック会議というのがあります。中央でも六省庁体制、それから地方局でも同じ六省庁体制をとっているわけでありすが、その地域ブロック会議を通じて、事業者あるいは自治体から支援措置等についてのニーズとかあるいは政策効果を把握してまいりたい、具体的にはそういうふうなふうに思っております。

特に、地域の策定します基本計画というのがありますが、計画期間はおおむね五年ぐらいを目途、めどに全体の計画をつくつてくれ、こう想定をしているわけでありすが、五年後をめぐりに、各地域における目標達成適度等をもとに、支援措置の効果についての検証を行っていきいたいと思っております。

もちろん、五年間何もしないのかということではなくて、随時見直しを行っていきますが、地域の基本計画が五年を目途としていますから、そこで一たんちよつと全体の検証をするということを考えております。

○近藤(洋)委員 ぜひ、プラン・ドゥー・シー・アクション、進めていただきたいと思うわけでありす。

大臣、本委員会の法案質疑の答弁でも、イノベーションとオープンにより日本経済を安定的に成長させるんだ、こういう御発言をされています。そうだとすると、まず、イノベーション、これは広い定義ですけれども、基本的には狭義で言うところの技術革新、技術力、こういうことでありましようから、せっかく技術が開いたとしても、果実といえますか、技術の情報が野方図に海外に不正な形で流出するとか、こういうことがどんどん進んでしまふと日本の競争力にとって大変マイナスになる、こういうことだろうと思ひます。

その意味で、非常に気になる調査結果を経済産業省は昨年十二月にまとめられております。我が国製造業における技術流出問題に関する実態調査、こういう調査、私、これを見て大変、ああ、ここまで来ているのかというのでちよつと驚きました。それによると、回答された企業の三五、三分の一は大体、企業の技術流出の被害に遭っている、こう答えている、回答の三分の一が。さらに四割が、不安である、こう答えているということなんです。実際に、最近でも技術流出、企業の機密漏えいの事件が非常にふえている。

一つショッキングだったのは、個別の会社の名前前で恐縮ですが、三月十六日、愛知県警は、自動車部品のデンソーの中国籍社員を横領容疑で逮捕しています。この事案は、報道によると、千六百六十八製品分、約十三万件分の設計図のデータをダウンロードし、社外へ持ち出した疑い。この方自身は、中国人としての、部品関係の技術者の在留協会の副代表まで務めていた、こういう方だった、こういうことですね。

自動車のことはもう釈迦に説法であります、まさに自動車部品こそ、ある意味では日本の自動車の中核の部分ですから、それが十三万設計図も盗まれていたというのは、これはゆゆしき事態だろうと思ひます。

こういった事態をどう受けとめているのか、簡潔にお答えいただきたいと思うんですが。

○山本(幸)副大臣 御指摘のように、昨年の十二月に経済産業省が行いました調査で、約三五％強の企業が技術流出と思われる事象があったと回答しております。これは、さらに経路については質問をいたしましたところ、主なものとしては、最終製品を分解して後で見てというリバーエンジニアリングあるいは企業の退職者を通じた流出などが挙げられております。

こういうふうには必ずしも法令違反とは言えないというところもございますけれども、御指摘のように、三割以上の企業で意図せざる技術流出が発生しているということは大変重要なことだと考え

こうした調査結果を踏まえて、経済産業省としては、企業の競争力を維持強化する観点からは、コアとなる企業の技術を適切に管理していくことが重要との認識のもとに、そのような企業の取り組みを積極的に促進するように指導しております。あわせて、国の安全を損なうような技術の流出については、国際的な枠組みがございますけれども、これにのっとりまして厳格に規制してまいりたいと考えております。

○近藤(洋委員) 本来、技術流出については、これはちよつと、もう一つ残念というかショックが大きかったのは、これが横領容疑で逮捕されているんですね。さまざまな事案を見ても、横領だとか窃盗だとか、これで逮捕されている。よくよく見てみれば、不正競争防止法の営業機密漏えい罪または外為法の無許可技術取引罪、こういうのがしっかりあるにもかかわらず、横領とかそういうたもので摘発されている。

本来不競法、不正競争防止法で法益を守っているわけですから、だとすると、ちよつとやや、もちろん企業の取り組みを経済産業省として支援するのも結構だし、やっていただきたいと思いますが、取り締まりの体制とともに、法律の体制ということについて、法律の運用、法律の本身についても、不競法については、前々国会ですか、ちよつと随時見直しはしていますけれども、どうなんだろうか、政府としてのとるべき対応がもう一つあるんじゃないかと思いますが、いかがですか、大臣は。

○山本 幸 副大臣 おっしゃったように、一応、不正競争防止法というのがあるわけで、改正して罰則の強化を図ったところでございますけれども、これを適用するときに厳格な秘密管理性というのを要求されるわけでありまして、犯罪として立件をする場合には。

これが大変難しいわけでありまして、企業としてちゃんと秘密保持協定を退職者にも結んでいるかとかいうことともに、しっかりと秘密を管理

するような体制をどこまで築いているか、それをまた具体的にどこで違反したのかというところがなかなか立証しにくいところがございます。

したがって、このアンケートを見ても、一応、退職者を含めて秘密保持契約は結んでいるのがほとんどですけれども、それでも出ているというところがございます。それをこの秘密管理性が厳格になされていないかということ、捜査するときには非常に難しい点があります。

そういう意味では、やはり最大の方策は、企業
がしっかりとそういう体制をつくって、漏れてこ
れを立証するというのはなかなか難しいところが
ありますので、そうしないようにすることが一番
の点だと思っております。

ただ、御指摘のように、防止法あるいは外為法の規定が完全に空文化してもいけませんので、その点は我々としても十分に注意を払っていきたいと思っております。

○近藤 洋委員 いずれにしろ、非常にゆゆしき状況に、ある意味で危機的と言ふ言葉は過ぎるか、でもやはりある意味で危機的な状況なのかもしれない、そういう認識を持つ必要があるんだらう、こう思っております。

もう一つ、オーブンの姿勢ということでありますが、オーブンというのは外を受け入れるということでもあります。

外を受け入れるということは海外の資金を受け入れる、こういうことでもあろうかと思えます。これ自体は日本経済を発展させる意味で非常に大

事なことだと私も思うわけでありますけれども、今回いわゆる三角合併も五月に解禁をされ、会社法も昨年新しくなり、三角合併も解禁されということで、MアンドA自体、非常にふえてくるということだろうと思います。円も安くなっていますから、日本の企業はお買い得、こういうことも言えるかもしれません。

そうなる、それ自体は、海外の資金が入ること
とはいいますが、大事なものは、国の、我が国

の安全を確保するような、左右するような重要な技術というものを維持する、守るということは、一方できつちりとしたことを、ルールをつくらな

きやいかぬだろう、こう思うわけであります。そうしてみますと、我が国の外為法の規制、当然、武器、航空機、宇宙開発、原子力、火薬製造等につきましては一定の規制が上場企業についてはあるわけでありますけれども、これは十五年前につくられた規制である。最近の先進国の流れを見ると、世界的なMアンドAの動きを受けて、改

臣、お考えはいかがですか。

○甘利国務大臣　日本及び日本国民の安全にかかわる、あるいは生活に重大な影響を及ぼすようなことについて、外為法での縛りがかかっているわけであります。

アメリカは、まさに一網打尽に、何でも投網をかけて個々を精査できるようになっておりますが、日本は具体的な案件を列挙されているわけであり、外為法で。ただし、それが現在の時流に合っているかどうかという、例えば素材産業等々、安全保障に随分かわつてくるのではないかと思います。旧来の枠組みで漏れていたりしておりますから、ここは今どうあるべきかという検討をさせているところであります。

それと、先ほどの話に戻りますけれども、それとあわせて、不正競争防止法を随時見直しをして、大事な技術が不正に外へ流れないようにする。あるいは、今やはり一番考えなきゃいけない

のは、技術を持っているOBをどう囲い込んでいくかというか、外国の発展に寄与するのでもいいのではありませんけれども、日本の根幹の技術だけ吸い取られてしまつて、あとは使い捨てみたいなことになつては、これはその技術者にとつても余りハッピーなことじゃないと思いますし、その辺を

どう日本の発展に役立てていくか等々のこともあ
るわけであります。アメリカのエクソン・フロリ
オみたいになくあいにはなかなかいきませんけれど

も、そのところはしっかり見直しをしていく。それから、MアンドAにつきましては、私は、党にいるときに、この問題が起きたときに、日本は余りにも準備不足ではないかということで、施行に待ったをかけたまして、大分、米商工会議所からとか、あるいはヨーロッパから、EUから問い合わせが、どういうことなんだと私のところに来ましたが、それは、ちゃんと準備をするだけ、その時間をもらいたいということで、MアンドAの対抗策をどう企業がそれぞれ構築するかということを検討するだけの時間ということで、一年延ばしたわけでありませう。

その中では、とにかくMアンドAをしかける方は企業価値を上げるプランをちゃんと開示してくれ、企業側も、いや我々が取り組んでいる方がより企業価値が上がるんだということを比較できるようにしてくれ、情報開示をしろと。しかも、その場合の企業価値というのは、何も株主利益だけじゃないです。従業員もあり、取引先もあり、社会、その地域についてもそうであり、ステークホルダー全体の利益ということの視点が大事だということなガイドラインをつくらせていただいた次第でございます。まだまだ不備な点はあるかもしれませんが、それらをもつて日本の企業が健全に発展をし、国民生活の安定と向上に資するようにしたいと思っています。

○近藤(洋委員) やはり守るべきものは守るとい
うルールというのをつくるという、日本がここで
意思を出すということが非常に大事だと思いま
す。

ですから、このルール、外為法の見直し、アメリカ的なエクソン・フロリオがいいのかというの議論はあるかと思います。ただ、技術は日進月歩ですから、すぐこうやって後追いのになってもいいのか、この辺は難しいところだとは思いますが、やはり大至急この部分については、Mアン

ドAに伴う技術流出、案件チェックについて体制を整えるべきだろうということをおの方からも指摘をさせていただきたいと思ひます。

あわせて、そういうことをしたからといって海外の資金が逃げるというわけではなく、大臣が御指摘したようなちゃんとした情報開示を企業側がやっていけば、それは資金を呼び込めるんじゃないか、こう思うわけです。

もう一点、そのMアンドA関連で伺います。

買収、合併がふえる中で、最近、例えばMBOという手法なんです、これはマネジメント・バイアウトというんです、会社の経営陣が受け皿会社をつくって自分の株を買収する手法、要するに、リストラとか、あと、まさに買収防衛策のために上場会社を非公開にするために使う手法ですけれども、こういう手法が行われている。

これはこれ自体であるんでしょうけれども、こういうことで少数株主が不当に安い価格で購入を迫られるというケースも出てくるわけであります。具体例で言う、これは刑事告発もされているんでしょ、カネボウについてもそういうケースがありました。これは産業再生機構がかかわった案件ではありますけれども、少数株主がぬけの殻の会社の株主になってしまったということと被害を訴えているケースも実際にあります。

いずれにしても、この少数株主の権利をちゃんと守る手だてというのも、やはりこれは健全なマーケットとして重要かと思ひますが、簡潔に、大臣、いかがお考えでしょうか。

○甘利国務大臣 MアンドAが行われる際に、それ自身に反対する少数株主は、直ちに会社側に対して自己所有の株を買収するという請求の権利がありますから、事が終わってしまった後に買いたたかれるということではなく、そのこと自身に反対する意思表示をする者について、買い取り請求をかけるということは担保されているわけでありますから、それをしっかり交渉する。

それ以前に、MアンドA自身が本当にしかけた方がいいプランであるのかどうか、これをしかけた

た方と経営陣とが企業価値を上げるプランの競争をするという意味で、それを株主にさらすという行為が前段にあります。そのための時間と、それから経営陣からMアンドAをかける当事者に対して開示要求をできますから、そういうことで株主が適正に判断をする。しかも、その企業価値というのは、先ほど申し上げましたが、単なる配当をふやしますなどというだけの話ではなくて、ステークホルダー全体にとつてどういうメリットがあるのかをプランとして提示をすべきという考え方を政府としても出させていたいただいているところがあります。

○近藤(洋)委員 いずれにしろ、かたい言葉ですが、情報の非対称性というのが常にあるわけで、少数株主について、情報は開示されていても、例えばこのマネジメント・バイアウトにしても、なかなか情報が伝わらない、わからなかったというケースもあるやに聞いておりますから、不断の制度のチェックというのはやはり必要なんだろうなという気はしております。

最後になりますが、いずれにしろ、この法律を施行するのは人、人材であります。前段でも議論がありました、いわゆる官僚システムについて最後にお伺いしたいんですけれども、人材バンク構想、これについては大臣の御所見は何いまして、この人材バンク構想というのは成功しないんじゃないか、こう思っております。

ただし、ここで最後に一点伺いたいのは、大事なのは、情報の漏えいの話をさせていただきまして、たけれども、僕は、霞が関の情報管理システム、要するに、だれがどの情報にアクセスできるのか、どこまで守秘義務があるのか、どういう形で開示するのか、アクセスするの、管理できるのかということ、OBがもう職場を離れたらみだりにアクセスできないという形のことをしっかりつくる必要があるんじゃないかと思うんですね。

天下りによる官製談合なんというのは、ほとんど大体OBが情報を適当に入手している。後輩の

ところに行つて、よう元気かと言つて入手してくるのが大体の通例であるわけですから、そういう情報管理システムというのも含めて、もちろん、ある一定年次を過ぎたらすべて公開という原則のもとでアクセスコードをつくりチェックする、こういうインフラをつくらないと、バンクをつくらうが何をしようが機能しないと思うのですが、簡単に一言、大臣、お答えいただけますか、御感想を。

○山本(幸)副大臣 おっしゃる通りに、役所の中の情報管理、非常に大事なあれでございます、経済産業省は行政文書管理規程というのをつくつて、秘密文書の管理を行っております。

それから、情報セキュリティ全体について、政府全体として、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準が平成十七年の十二月に策定されて、十八年三月に、これを受けて経済産業省情報セキュリティ管理規程及び経済産業省情報セキュリティ対策基準を策定しております。これによって、体制の整備、それから機密性に応じた取り扱いの制限、情報システム上の簡単にいれないというような、そういう対策をきちつとしておいて、一切情報が漏れないように全力を挙げているところでございます。

これをしっかりとやっていきたいと思ひます。○近藤(洋)委員 時間ですので、終わります。漏れないというのではなくて、もうちょっと抜本的なことを申し上げたかったので、また次回に譲りたいと思ひます。

失礼します。

○上田委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

きょうは、産業活力再生法案、産活法案に関連して質問をしたいと思ひます。産活法案は、サービス産業の生産性向上をうたっている中身となっているのが特徴の一つであります。

そこで、先日まとまりました「サービス産業におけるイノベーションと生産性向上に向けて」と

いう報告書を拝見しております、アメリカとの比較の部分がござります。

アメリカよりも低い我が国サービス産業の生産性とその要因ということで、サービス産業の対米比較における生産性は総じて低い、こういうふうに表示されておりますけれども、例えば、対個人サービスですとかホテル、外食の場合は、総じて展開規模が小さく、チェーン化が進んでいない、チェーン化されたアメリカと比べ低い生産率にとどまるというような書き方がされているわけですね。

そこで、お尋ねしますけれども、こういった対個人サービスとかホテル、外食では、チェーン化が進んでいないということで生産性が低いということ、アメリカとの対比で例示しているわけですが、要するに、こういった対個人サービスとかホテル、外食でフランチャイズのチェーン化が望ましい、そういうふうな考えられていることなのか、その点をお聞かせください。

○肥塚政府参考人 今お話ございましたように、アメリカのあるシンクタンクの分析では、例えば、対個人サービスについて、アメリカに比べて、総じて展開規模が小さくてチェーン化が進んでいないということも背景にあるんじゃないかという指摘があるのは事実でございます。

ただし、生産性というのは、市場における価値を創出する際に使われる資源について、その活用効率をあらわすということでござりますので、生産性の向上のためには、必ずしも効率性の向上というだけじゃなくて、付加価値の向上あるいは市場の拡大というようなことが両輪になって追求されていくということが必要だろうというふうな思っております。

生産性の議論になると効率性の向上ということに目が向きがちでございますけれども、効率性だけではなくて、今御紹介ありました研究会でも議論がございましたけれども、ホスピタリティというものはサービス産業の非常に重要な要素だ、あるいは顧客満足度というようなことが非常に重要

だということでございます、付加価値の向上というの生産性向上にとつて非常に重要な要素であるというふうに考えております。

したがって、私どもとしては、そういう効率性の向上と付加価値あるいは市場の拡大という両方の観点からサービス産業の生産性の向上に取り組むべきだということに考えております。

○塩川委員 分母と分子の話になるわけですが、生産性の向上そのものを、効率性の向上の方を重視するというのも当然二つのうちのひとつとして取り上げているわけですね。そこは否定をされておられないわけですか。

小売の場合あるいは運輸の場合なども、アメリカとの比較で小規模事業者が多いという形で言っているわけですが、生産性の低い小規模事業者が多数を占めることが、アメリカに比べて日本のサービス産業の生産性が低いという対比として取り上げられていくわけですか。ですから、結局、こういう対比が念頭にあるということ、例えば、小売業は小規模事業者ではなくてアメリカのように大規模化あるいはチェーン店化、そういうのが望ましいということ、立脚点としてあるということなんじゃないですか。改めてお聞きします。

○肥塚政府参考人 今、あるシンクタンクで、さつき申し上げましたように、展開規模が小さくてチェーン化をしていないというのが一つの背景、要素としてあるという分析がございます。ただ、先ほど申し上げましたように、サービス業の生産性が低いというの背景には、サービス業のいろいろな特性からくるIT技術の活用のおくれでございますとか、それから製造業に比べて研究開発が少なくない、あるいはサービスプロセスの効率化が進んでいないとか、さまざまな要素があるというふうに考えておられます。そういうサービス業の特性を踏まえた対策が必要だろうというふうに考えております。

○塩川委員 では、確認ですけれども、そういう要因の一つとして、アメリカとの対比でチェーン店化が進んでいないということも挙げられるわけですか。

○肥塚政府参考人 そういうことが要素に挙げられる場合もあるだろうということは、そのレポートでは指摘しております。

○塩川委員 いろいろな要因があるというふうにおっしゃりましたけれども、もちろん、効率性の向上一辺倒ではないかということはおっしゃるとおりですけれども、しかし、効率性の向上ということも重視をする。アメリカとの対比で、チェーン店化、大規模化との対比の中で生産性が低いということを日本で例示しているわけですから、私は、これを追求するということが小規模事業者の淘汰につながるような懸念というのが生まれるというのは、率直に指摘をしたいと思っております。

そういう意味でも、商店街などの機能として、効率性一辺倒ではなくて、やはりその地域における、例えば、何よりも利便性を提供するという場でもあるわけですし、祭りですとか伝統文化の担い手という側面も当然ありますし、そういう多面的な社会的な役割、社会的機能が小売の事業者、小規模事業者、商店街にあるということ、これをわきまに置くような生産性の向上の議論というのは実態に合わないものだとこのことを指摘しておきます。その上で、サービス産業においての重点六分野、その一つとして、ビジネス支援サービスというのを挙げております。その中に派遣・請負業もあるわけですが、政府として、この派遣・請負業の拡大も重点六分野の一つの要素として支援をしていくということだと思えますけれども、派遣・請負業の拡大を支援するというお立場だと思っておりますが、確認させていただきます。

○肥塚政府参考人 派遣・請負業も含んでおりますけれども、ビジネス支援サービスという場合には、私どもは、企業活動と密接にかかわる、企業活動を代替するサービスを行うという分野を指しております。具体的には、極めて広いというふうに考えております。一つは、コンサルティングサービスでございます。

すとか広告サービスのような経営支援サービス、あるいは、研究開発の受託ですとかデザイン受託、製造請負のような直接的に業務を実施するようなサービス、それから三番目に、ITサービスあるいは人事業務の代行、経理、財務の業務代行というような間接業務の支援サービス、こういうような三つの類型を考えておりますけれども、幅広い分野を含んでいるというふうに考えております。

ユーザー企業は、こういうビジネス支援サービスを活用することで経営資源をコア業務に集中する、ビジネス支援サービスを提供するのは、専門性を高めて、単なる代替以上の生産性の高いサービスを提供するという可能性があるというふうに考えております。

私も、ビジネス支援サービスを含めまして、サービス分野においては、先ほど申し上げましたように、人材育成、あるいは科学的な、工学的なアプローチ、あるいは産学連携、製造ノウハウの活用といったようなことを通じて、サービスの効率性を高める取り組みですとか、あるいは付加価値を高める取り組みというのが必要だろうというふうに考えております。

○塩川委員 質問にお答えいただいていないんですが、派遣・請負業を含むビジネス支援サービスについて「サービス産業の革新に向けて 中間とりまとめ」でも例示しておりますけれども、中間で雇用規模が六百三十万、二〇一五年で六百八十一万人ですから、派遣・請負業を含むビジネス支援サービスが将来拡大をするものだということを前提に支援をするということは確かですね。

○肥塚政府参考人 ビジネス支援サービスは、先ほど申し上げましたように、企業活動の代替を行うサービスということでありますので、派遣サービスのようなものもビジネス支援サービスの一分野というふうに考えております。

なお、一言申し上げますと、労働者派遣サービスなどの一部のサービス分野において労働力の大宗を非正規社員に依存しているというようなこと

で、自分の意に反して低所得の非正規社員にとどまるというような者が多く存在するような場合には、将来の格差の固定化につながるようなように、非正規社員のス킬アップのための訓練あるいは正規社員への登用といったようなことを一層促進するということなどを通じて生産性の向上を図っていくということも必要だろうと考えております。

○塩川委員 お答えにならないんですけれども、ここにありますように、ビジネス支援サービス全体に拡大するだろうということを前提に支援をされておるわけで、この間も拡大しているわけですね。この「中間とりまとめ」でも、労働者派遣サービスというのが九〇年から直近にかけて三倍にふえているということですから、今後についても拡大することです。最近の経産省の企業行動基本調査速報などにおきましても、正社員等は減りながら、派遣については、この一年間で一七・一％も急増するという形で実態としてはふえておりますし、将来さらに拡大することになるわけですか。

そこで、大企業の製造現場におきまして、今非正規の話がちょっと出ましたけれども、正社員から派遣、請負への雇用の置きかえが実際には行われてきた。正規雇用から非正規の派遣、請負などへの雇用の置きかえに産活法も使われてきたんだということ、一つ指摘したいと思っております。

例えば松下電器産業であります。〇一年の二月に経済産業省が松下電器の事業再構築計画を認定しました。これは、プラズマディスプレイ事業の生産性向上を目的としたものであります。今の松下のプラズマテレビですね。これの立ち上げのときの支援ということでした。その際に、子会社として松下プラズマディスプレイ社の設立ということがこの計画にも掲げられております。

そこで、経産省に確認してお聞きしますけれども、この〇一年二月の松下の事業再構築計画、認定を受けた計画の中で「事業再構築に伴い出向又は解雇される従業員数」についての記述があるん

ですが、これはどのように書かれているのか、紹介していただけますか。

○肥塚政府参考人 出向予定の従業員数、松下電器(株)から松下ディスプレイ(株)に五百八十一名の従業員の出向が予定されている。出向形態は在籍出向で、出向による雇用条件の変更はない。解雇予定の従業員数、解雇の予定はない。

以上でございます。

○塩川委員 この松下の本体から子会社の松下ディスプレイに五百八十一名の従業員の出向があるわけですね。出向は在籍出向だ、転籍じゃないと。それから、出向による雇用条件の変更はないということですか。これは計画にあるわけですか。

もう一点、同じ計画書で、事業再構築計画に伴って松下ディスプレイ社に新規採用される従業員数というの書かれているんですけども、この計画にあります松下ディスプレイ社に新規採用される従業員数は何人と書かれていますか。

○肥塚政府参考人 新規採用する従業員数、松下電器株式会社十名、松下プラズマディスプレイ株式会社ゼロ名でございます。

○塩川委員 今ありましたように、新しく立ち上がった子会社の松下ディスプレイ社への新規採用の従業員数はゼロなんです。新しく会社が立ち上がったけれども、新採用はゼロ。つまり、社員は在籍出向で本体から来るわけですね。それが今言った五百八十一名です。

それだけで賄えるかというと、そうではなくて、そこには大量の請負労働者が入ってくるわけです。ですから、新規採用がなく、松下の正社員の在籍出向で立ち上げられて、それ以外の製造現場の労働者は請負労働者だったわけです。

ですから、立ち上がって三年後の〇四年九月時点で、大阪の茨木工場は、プラズマディスプレイの工場ですけれども、P1、P2、第一、第二工場合わせて正社員が五百人。これは出向ですね。それ以外に、社外工、請負労働者が千四百人存在をするということでした。つまり、松下プラズマディスプレイ社に大量の派遣、請負労働者が働いて

いるわけですね。この間、松下は大リストラを行いまして、合わせてこの間に人員削減で二万二千人。結果として、正社員のリストラの他方で派遣、請負労働者が大量に雇用されるという形で、正社員を非正規に置きかえるということが行われたわけです。

その請負労働の実態がどうかということについて、これは去年の八月一日付の朝日新聞で、「松下系社員 請負会社社に大量出向 違法性回避策か」という見出しの記事があります。ここにもありますように、「松下プラズマディスプレイ」が今年五月、去年の五月ですね、「茨木工場内でパネル製造を委託する請負会社社に、同工場勤務の松下社員を大量に出向させたことが分かった。同工場は昨年七月、請負労働者を直接指揮命令する「偽装請負」で行政指導を受けている。今回の出向は、これまでの労働実態を変えないまま、松下社員による指揮命令の違法性を形式的に回避したものだ」と指摘をしております。

つまり、実質労働は請負会社社がやっているんだけれども、請負会社社だけでは仕事ができないから、指揮命令をするために請負会社社に松下の社員が出向するという形をとって、いわば請負会社社の一員になるわけですから指揮命令ができるようになる。つまり、偽装請負を回避するためにこういった偽装出向が行われていたということがありました。

それで、結果として、去年の十月二十七日に厚生労働省は、松下の社員の請負会社社への大量出向については、出向の実態というのが職業安定法に違反する労働者供給事業だ、出向型の偽装請負だとして正指導を行っております。

ですから、そこで聞きますけれども、この松下の認定計画にある「出向形態は在籍出向で、出向による雇用条件の変更はない」としていることに反して、現場の実態では、松下プラズマディスプレイ社に出向させた松下の社員をさらに請負会社社に偽装出向させていたわけですね。認定計画にも反する違法な実態があったわけですね。認定計画にも

ういう事態について、認定をした経済産業省としてどのように把握をしていたのか、どのように対応したのか、お聞かせください。

○肥塚政府参考人 私どもとしては、出向予定の従業員数がその後増加しているという報告は受けておりますけれども、「出向形態は在籍出向で、出向による雇用条件の変更はない」、その部分については変更がないというふう聞いております。

○塩川委員 そういう意味では、経産省に報告しているのと違う実態というのが松下の側にあったわけですね。こういったときにどうするかというところが問われるんじゃないでしょうか。

大臣に伺いますけれども、大臣は、九九年に産業活力再生法ができた際に、当時労働大臣でいらつしました。委員会でも連合審査がありまして、経済産業委員会と労働委員会の連合審査の場で大臣も答弁に立たれております。

そこで伺いますけれども、そもそも産業活力再生法に基づいて国が認定をする、そういった認定を受けた企業が登録免許税などの減税も受けているわけですね。今回の松下の場合でいえば五千九百万ぐらいですけれども、そういう意味での恩恵を受けているわけですね。しかし、そのやっている中身が、計画で出しているのと違うようなことを生み出している。偽装出向、偽装請負のこのような事態が生まれているということが実態であります。そこで計画と異なることが行われているのに、現状では、経産省として把握もしていないということでした。

当時、九九年の議論の際にも、もともと法案の中に、従業員の地位を不当に害するものではないことという一文も当然入っておりますし、それから、衆議院の商工委員会の附帯決議においても、関連中小企業等の労働者を含めた雇用の安定に最大限の努力を払うという点では、ある意味では、関連中小企業という点では、この下請の請負会社なども当然そういうものに含まれるわけですね。

そういう意味でも、雇用の安定についてしっかりとした責任を、偽装請負や偽装出向などの事態はまかり間違ってもあつてはならないということが前提だと思ふんですけれども、こういった事態についてどう考えるのか。こういったものについてきちっとチェックをする必要がそもそもあるんじゃないのか。大臣のお考えをお聞かせください。

○甘利国務大臣 偽装請負等、法令に反するようなことがあれば、これは直ちに改善をさせていくというのは当然のことです。

○塩川委員 産業活力再生法に基づいて認定を受けている、それと違うような実態になっているという点について何も言わなくていいのか、そういう実態についてチェックをする必要があるんじゃないのか、その点をお聞きしているんです。

○甘利国務大臣 これは企業の事業再編を促す仕組みでありましたけれども、それがきちんと法律どおりにやっておらないというのであるならば、それは当然正していくべきだと思いますし、当時どこまで通産省が把握できたのか、ちよつと私も確認をしておりますけれども、法の施行を担当する役所としては、きちんと法律の規定どおりに事がなされていくよう注意を払うべきだということとは当然であります。

○塩川委員 そういう意味では、済んだ話、計画は立てて、それによっていろいろな恩典、特典を受けるけれども、それが過ぎた後、実際にリストラですとか偽装請負のようないろいろな違法行為が行われていても、それについてチェックもしないということでは、これはやはりバランスを欠く問題ではないかというのには率直に思います。現実には、〇一年以降、松下が計画の認定を受けて以降〇五年までに、グループ全体で労働者の削減数が二万七千人に上ります。ですから、実際に把握している数字と違ってくるわけですね。そういう意味でも、一方で正社員を減らして、

他方で松下プラズマディスプレイのように大量の派遣、請負労働者に置きかえる、こういうやり方はやはり許すわけにはいかない。偽装請負を告発した非正規の労働者が現場で解雇されるような労働者の雇用が奪われるような事態もあるわけですから、産活法が非正規雇用、不安定雇用を拡大するツールとして使われる懸念というのはぬぐえないということとは重ねて申し上げたいと思います。

その上で、派遣・請負業の話を進めたいのですが、派遣・請負業を活用する大手ユーザー側の実態がどうなっているのかということ、前回も紹介しましたキヤノンを例にお聞きしたいと思っています。

大臣に伺いたいんですが、この間の答弁で、生産のフレキシビリティ確保の観点から派遣はあり得るという話をされておりました。季節調整などもあるだろう、そういうお話があったんですけども、このキヤノンの製造現場は今はどうなっているか。

例えば読売新聞などでも、キヤノングループの製造部門では、従業員の七五%に当たる約二万一千四百人が間接雇用、派遣が一萬三千、請負が八千四百人です。これを直すと、つまり、キヤノングループの製造部門には二万八千五百人ぐらいの人がいて、そのうち二万一千四百人が間接雇用の派遣や請負だ、残りの七千四百人が直接雇用ですけれども、直接雇用の中には期間工、期間従業員も含まれているんですね。ですから、いわゆる正規雇用、正社員というのは、この七千四百人よりもっと小さい数字というのが実態だと思います。

そういう点でも、職場の圧倒的多数が非正規、期間工、派遣、請負と言われる状況になっている。私が現場に行きました大分キヤノンでも、キヤノンの方の説明では八五%が外部人材を活用しているという話ですから、そういう意味では非常に高い比率になっているわけです。

こういった七五%とか八五%という間接雇用、

非正規雇用の活用というのは、大臣もおっしゃっているフレキシビリティの範囲を大きく逸脱するものになっているんじゃないのかと率直に思うんですが、大臣のお考えをお聞かせください。

○甘利国務大臣 今、具体的な数字に言及をされましたが、私の考え方は、ベース労働になる雇用者、労働者は極力正規雇用であってほしいと思いますし、フレキシビリティの部分は、なかなか正規ですと、その人の労働力が要らないときも抱えていなきゃならないということがありますから、非正規を活用するというのは選択肢としてあり得ると思います。

私が申し上げているのは、安直に調達コストが安いから非正規を使うという発想であってはいけません。生産のフレキシビリティとか、あるいは特殊な、特異な技術力が一時的に必要となるというようなときに効力を發揮するということであります。

今の全体の数と、正規、非正規の分類でいうと、非正規が随分多いんですねという印象であります。ただ、基本は、競争の中で企業が生き残っていくべきじゃない、大もとの雇用まで失われちゃいけないというのがまず第一の選択でありますから、会社が根こそぎ倒れちゃったら、もともとある正規雇用まで全部倒れてしまう、そういうことは避けなきゃならない。そういう避けなきゃならない範囲で、できるだけ正規の雇用を、ベース労働としての雇用をふやしてもらいたいというのが私の思いであります。

○塩川委員 キヤノンは過去最高の収益を更新しております。株主の配当もふやして、役員の報酬もふやしているわけですよ。それで現場がこれだというのは、やり過ぎじゃないかと率直に思うわけです。

それで、大臣も繰り返しおっしゃるように、安直に低廉な労働を求めることを動機とする派遣や請負の拡大は適当ではないと、そうだと思います。では、キヤノンの場合はどうかということなん

です。

資料を配付したんですけれども、済みません、ちよつと順番が逆で、一番後ろ、三枚目に、これはキヤノンの内部文書なんです。外部要員適正管理の手引き、去年の二月ぐらいにまとめたものだと思えますけれども、キヤノン株式会社の人事本部がつくったものであります。現場に、外部要員活用の際にこれを参考にしろということを出しているんですけれども、②の「請負の拡大と問題点」で、二つ目の段落、つまり五行目を見てほしいんです。「キヤノンにおいても一九九〇年代前半までは、生産現場において多くの期間従業員を直接雇用していましたが、コスト面や管理負荷の軽減といったメリットから、期間従業員から請負労働者へのシフトが起こり、多数の請負労働者を活用するようになりました。」こういうふう

に述べております。

つまり、キヤノンにおいては、以前は期間従業員、これ自身も低廉な労働力に当たると思いますが、けれども、それよりもコスト面でメリットのある請負労働者に切りかえてきたというわけです。そういう点では、まさに大臣がおっしゃるように、安直に低廉な労働を求めることを動機とする請負の拡大がキヤノンにおいて行われているということじゃないでしょうか。こういうことについて、率直にどうお考えになりますか。

○甘利国務大臣 派遣や請負の労働の方が圧倒的にコストが安いということであると、企業側にとってはそういう思いに駆られるというのは当然起こり得ることだと思います。

そこで、安倍内閣では、同一労働、均衡待遇というのを掲げています。同一労働を同一としな

ていくということが抜本的な策になろうかと思

つまずき、安直に低廉な労働力を求めるということではなくて、事業のフレキシビリティへの対応とか特殊技能への一時的な対応とか、そういうことの選択肢をふやす、あるいは働く側の、一時的に働くけれどもそれから先はちよつとやりたいことがあるとか、そういう双方のニーズにこたえられるという仕組みとして健全に機能していくことが大切かと思っております。

○塩川委員 私の質問に改めてお答えいただきましたんですが、こういった安直に低廉な労働を求めることを動機とする請負の拡大が行われているというキヤノンに対して、一言申し上げることはありますか。

○甘利国務大臣 企業の競争力と、そして働く者の待遇の改善に向けて、我々も努力をしていきますし、企業側もしっかりと対処していただきたいと思っております。

○塩川委員 終わります。

○上田委員長 次回は、来る十日火曜日午前九時十分理事會、午前九時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後三時五十八分散會

平成十九年四月十二日印刷

平成十九年四月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C